

# CUC

Chiba University of Commerce

# View & Vision



特集 福祉と介護

2015/Sep.

No. 40

CUC

Chiba University of Commerce  
千葉商科大学  
経済研究所

目次

**巻頭言：究極のアクティブ・ラーニング** ..... 1  
千葉商科大学国際教養学部長 宮崎 緑

**特集：福祉と介護**

**特集の狙い** ..... 2  
千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長 上山 俊幸

**地域包括ケアシステム構築する人材に求められる視点** ..... 4  
前国立保健医療科学院統括研究官・  
兵庫県立大学大学院経営研究科教授 筒井 孝子

**地域包括ケアシステムへの医療・福祉マネジメント人材の育成** ..... 9  
千葉商科大学人間社会学部教授 吉竹 弘行

**福祉分野のマネージメントを担う人材育成の課題** ..... 15  
—超高齢未来の課題解決に向けた大学における人材育成—  
千葉商科大学人間社会学部教授 和田 義人

**介護福祉士の専門性と養成教育** ..... 21  
千葉商科大学人間社会学部准教授 勅使河原 隆行

**エッセイ**  
**文字学のはじめ** ..... 29  
千葉商科大学政策情報学部教授 箕原 辰夫

**最新ビジネスレポート**  
**景気回復の現状を診断する** ..... 35  
千葉商科大学大学院客員教授 石山 嘉英

**トピックス**  
**個人住民税特別徴収の徹底化と今後の展開** ..... 40  
キャンニンググローバル戦略研究所主任研究員・税理士 柏木 恵

**教育の現場を知る**  
**夢をあきらめない**  
～これまでを振り返って～ ..... 46  
埼玉県立鳩ヶ谷高等学校教諭 長谷川 恵美

**理想に燃えて** ..... 50  
岩手県立宮古商業高等学校教諭 山崎 明仁

**リサーチ&レビュー**  
**地域社会の特性と活性化**  
—久留里線沿線を事例として— ..... 53  
千葉商科大学人間社会学部教授 犬塚 先

**在外研究レポート**  
**ソーシャルメディア解析 at UCLA** ..... 56  
千葉商科大学商経学部教授 橋本 隆子

**事業レポート**  
経済研究所公開シンポジウム  
**「これから求められる福祉政策と福祉人材のあり方」** ..... 62  
千葉商科大学商経学部准教授 齋藤 香里

第11回 ユニバーシティ・レクチャー  
**近代日本の金・外貨政策**  
—高橋是清と財政信認— ..... 64  
千葉商科大学商経学部教授、博士 齊藤 壽彦

**経済研究所出版物情報** ..... 66

**編集後記** ..... 67  
千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長 上山 俊幸

千葉商科大学国際教養学部長

宮崎 緑

MIYAZAKI Midori

プロフィール

東京工業大学講師を経て千葉商科大学教授。政策情報学部長を2期つとめた後、2015年に新設した国際教養学部の学部長に就任。政府税制調査会委員、衆議院選挙区画定審議会委員、医道審議会委員、中教審委員など国の政策決定過程に参画。平成22年度地方教育行政功労者表彰を受賞。



**P**olitical correctness という概念がある。政治的に正しい。

即ち、事実はそうでなくても政治的判断で世の中が動く。本音と建て前と言ってもいいかもしれない。差別を解消するための方便で、黒人をアフリカ系アメリカ人、アンカーマンをアンカーパーソンと言い換える類の用語からの発想だが、より深く、社会の構造に根差した現象もある。例えば、成績順に奨学金を出す大学で、白人より下位だったのに黒人枠で奨学金が出る、とか、9.11のレスキューで感動的な活躍をした3人の消防士のモニュメントを作るに当たり、本当は3人も白人だったのに黒人とヒスパニックを入れて人種の配慮をしたところ賛否の議論が沸騰した、とか時代背景も伴って根が深い。

日中関係は冷え込んでいる、といった対日、対中イメージにもこうした政治的妥当性が顔を出す。そんな状況下で新入生を中国に連れていった。

入学式のその足で海外に直行する。まずは国境を越え、外から日本を見る。カルチャーショックを受けてモチベーションを高めたところから学修を始める。無謀とわかっていながら、しかし、これまでにない実効的な教育プログラムを開拓したくて、本年立ち上げた国際教養学部でこの究極のアクティブ・ラーニングを試みたのである。

結果、一人の脱落者もなく3泊4日の密度の高い行程を全うして帰国できた。行先は上海。永年親密なコラボレーションを行ってきた上海立信會計学院大学の協力を得て、日本人学生に中国人学生が2対1の割合でついでチームを結成し、ワークショップとフィールドワーク、そしてプレゼンを行った。滞在中、実弾入りの銃を構えたものものしい警備を通り抜けて領事館に伺い、領事から直に外交の現場の話をしていただいた。グローバル展開している日本企業の生産現場を訪問し、街の探訪も行った。

学生は着実に成長した。最終日のプレゼンでは片言の中国語も飛び出し、別れを惜しんで両国の学生が抱き合う場面も見られた。帰国後は、必修だから仕方なく履修

するのではなく、自分が勉強したいから選択する、という態度で学修が始まり、教室は前の席から埋まっていった。成功した、と思った。

意識調査をしたところ、事前に中国に良い感情を持っていなかった学生たちが帰国後は一転、非常に好意的かつ親近感を持つようになっていた。国家としてのイメージではなく、一人ひとりの中国人と接した自覚が芽生えたのだ。メディアのスリットを通した世界ではなく、自らの目と耳で、五感を総動員して感じる現実の大切さに気付いてくれたのである。Political correctnessに惑わされない判断の軸を構築する必要にも思いを致したようだ。

「Think globally act locally」を実行するには、世界を見つめる座標軸が必要である。換言すれば、世界を知るにはまず、自国を知る必要がある、と言ってもよい。敵を知り己を知れば百戦危うからず、である。もっと単純に、海外で「日本ってどんな国?」「日本人とは?」と訊ねられた時、答えられるか。

従って、国際教養学部のカリキュラムは「日本を知る」「周辺即ち中国及びアジアを知る」そしていよいよ世界と勝負する、という段階的な学修を組み立てた。語学はあくまで手段である。アドバイザーボードの企業人たちも「TOEICで800点取っても使えない人間は使えない」とはっきりおっしゃる。Conversationではなくcommunicationができなければならない。そのツールとして、語学に加えてITのスキルが重要だ。

何より、総合的な人間力を支える豊かな教養が基盤になければならない。そして教養は机上の空論ではなく、徹底的な実学の必要がある。2年次秋の必修留学までにそうした基礎的人間力を修得させ、留学を機に実践力を磨かせる。海外との出入りがしやすいquarter制で海外大学との連携も深化させる。

船出したばかりの学部だが、何とか成果を出して、世界に向けてアクティブ・ラーニングのモデルケースを提示できれば、と願っている。



## 特集の狙い

**高** 齢社会が現実のものとなり、介護のために自分の仕事を辞めざるを得ない人がいることも事実である。介護が間違いなく現在の、そしてこれからの最も重要な課題のひとつであることは誰もが認めるであろう。

一方、地方における人口流出や経済の停滞などの問題が深刻になり、地方創生が国家的な取り組みとなっている。昨年、地方創生関連2法が国会で成立し、とりわけ、まち・ひと・しごと創生法によって、地方公共団体の責務が明確化された。このよう

な状況において、さらに介護を地方に任せていくことは、国の財政的な観点や地方分権の観点などから必要なのだろうが、地方が現在抱えている問題と介護の問題とをどのようにリンクし統合的に解決していくかという課題、そしてまた地方で「地域包括ケア」を実施していく場合の組織のあり方、さらにはマーケティング、人材開発、財務管理といった機能をどのように実現していくかという課題もある。つまり、非常に広い研究領域が横たわっているといえる。そこで今回は「福祉と介護」をテーマ

として、この分野でご活躍になっている研究者のかたにご寄稿をお願いした。なお、2本目から4本目までの寄稿では、本学の人間社会学部の取り組みにも触れている。

1本目は、介護や福祉サービスのほとんどが無形のサービスであり、それらの特徴を捉えて議論することが必要であり、それらの特徴を考慮した地域包括ケアシステム構築のためには、マネジメント手法が、そしてマーケティング戦略の思考が必要であると述べている。介護や福祉領域で提供される有益なサービスをマネジメントして、マーケティング戦略をたてる人材の在り方については、これまでほとんど検討されてこなかったことを指摘している。その上で、サービスを本質的な機能と表層的な機能に分けて、地域包括ケアシステムに関して議論している。最後に、ステークホルダーをも射程に入れたエクスターナル・マーケティング (external marketing) が必要であると主張している。

2本目は、地域包括ケアシステムの定義に触れたあと、広島県尾道市にある公立みつぎ総合病院の地域包括ケアシステムに関する事例を簡潔に紹介している。次に、東京都にある事業売上高が30億円以上の社会福祉法人20法人を対象に、無記名での郵送によるアンケート調査を行った概要を報告している。その結果、大規模社会福祉法人がその内部で医療と福祉を連携させることにより、地域包括ケアシステムを中核的に担う可能性が高いことがわかるとしている。また、今後、医療・福祉分野の就業者数の増加が見込まれるなかで、直接介護等を行う人材が増加すれば、それに関する経営管理を行う人材が必要になることを指摘している。

3本目は、医療機能の分化・連携を進めるため、医療機能を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに分類して議論している。要支援1、2の軽度者向けサービスが市区町村に移管されるなど、各都道府県が病床をコントロールし、地域で医療から介護へと移行させる流れが加速していこうと述べている。在宅での生活支援をその地域特性を活かしながら推進していくためには、包括的な地域ケアシステムの概念が重要であり、ケアマネジャーの役割は大変重要であると述べている。そして、施行された医療介護総合確保推進法によって、介護保険制度と地域の総合事業を理解した新たな専門家の育成が必要であり、さらに地域のNPO、ボランティア団体との連携も必要になってくると主張している。今後は、地域包括ケアシステムを行政単位内で構築するために、産学官民が連携して議論を進めていく必要があることを指摘している。

4本目は、国家資格である介護福祉士を取得する方法を解説したあと、直接的な介護だけではなく介護福祉士としての専門性を生かした活躍の場が増えてきているとして、その専門性について議論している。その中で、過去に行った実証的研究から、介護福祉士国家試験に出題されている介護の知識と技術に関する項目は、「介護福祉士が介護を実践する現場で、必要性が特に高いと認識している項目」であることが検証されたとしている。また、因子分析の結果から、介護の知識に関する因子を10項目、介護の技術に関する因子を12項目確定したとして説明を加えている。そして、介護福祉サービスを提供する介護福祉士の専門性を明らかにして、その向上と養成教育が急務であると主張している。

千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長

**上山 俊幸**  
UEYAMA Toshiyuki

# 地域包括ケアシステム構築する人材に求められる視点

前国立保健医療科学院統括研究官・  
兵庫県立大学大学院経営研究科教授

筒井 孝子  
TSUTSUI Takako

## プロフィール

研究領域は、医療・保健・福祉領域のサービス評価。主な著書は、『地域包括ケアシステムのサイエンス』（社会保険研究所、2014年）、『地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略』（中央法規、2014年）、『「看護必要度」評価者のための学習ノート第2版』（日本看護協会出版会、2014年）等。

## 1 はじめに

現在、日本ですすめられている医療や介護保障制度改革は、「病院完結型」の医療から地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換といえる。この実現のためには、地域圏域ごとに独自の地域包括ケアシステムを構築し、一層の医療・介護の連携やネットワーク化が進められなければならない。つまり、このような「地域包括ケアシステム」の構築を通じて、「21世紀型のコミュニティの再生」を図り、すべての人が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせる環境を整えることが、わが国の2025年に向けての喫緊の課題とされている。

これは、先進諸国と同様に日本で医療、介護、福祉サービスを複合的に利用せざるをえないとされる集団の多くが、高齢の要介護状態の疾病を持つ者であるからと説明できる。

これらの要介護状態で、しかも急性増悪を起こす可能性が高いとされる患者集団は、2025（平成37）年までは、毎年、増加し続けると予想されている。団塊の世代が全て75歳以上となると2000万人を突破する

が、これらの集団には、さらに認知症を併せ持つリスクも予想されており、大量の介護や医療サービスを必要とする集団となる。

そして、これらのサービスは言うまでもなく人が提供するものであり、これらのサービスは、提供する「人材」なくしては、存在しえないものである。

このうち介護サービスを提供する者（以下、介護人材）については、2000（平成12）年の介護保険制度創設当時の約55万人から、制度創設以降、順調に増加を続け、2013（平成25年）には約171万人となり、要介護高齢者等に対する介護サービス提供を支えてきた<sup>注1)</sup>。

しかし、平成26年度に各都道府県において行われた介護人材にかかる需給推計の暫定値（以下「人材需給推計（暫定値）」という。）によれば、2025（平成37）年には、約248万人の介護人材が必要とされ、2025（平成37）年には約30万人が不足するとの推計がされている。この不足が見込まれる30万人の介護人材を確保するために、国は「介護人材確保のための基本的な考え方」を示し、その対策を講じつつある。

介護や福祉領域は医療分野と比較した場合、機器や材料・資材等を必要とすることが少ない領域であり、人材、すなわち人件費にあたるものが、その給付のほとんどを占める。よって、介護や福祉領域における有益なサービスとは何かということは、これらのサービスを提供できるのはどのような人材かということを検討していくことと同義となる。

今後の医療・介護サービス体制を鑑みると、利用者にとって、より有益なサービスを提供できる人材が提供するサービスが公的給付の対象として残されるとい

注1) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。なお数値については厚生労働省社会・援護局で補正しており、通所リハビリテーションの職員数は含めていない。

う選択がなされるものと推察される。

したがって、こういった貴重なサービスをマネジメントし、このマーケティング戦略をたてる人材が求められるが、これまで、このような人材の在り方については、ほとんど検討されてこなかった。

そこで本稿では、経営分野で展開されるマーケティング戦略と利用者及び住民の満足を得るためのサービスの本質的な機能に着目して、地域包括ケアシステム構築する人材に求められる視点について考察することを目的とする。

## 2 地域包括ケアシステム下でのサービスマーケティング

地域包括ケアシステム下で提供される介護や福祉サービスのほとんどは、無形のサービスである。サービスが無形性という特徴を持っている限り、利用者は実際に、そのサービスの提供を受け、経験することなくしては、当該サービスの内容や質を具体的に評価することはできない。したがって、こういったサービスの評価を、消費者により良いものとしてもらうためには、一般に無形のサービスの有形性を高めるという戦略がとられる。

また、この無形のサービスには、この他にも品質の変動性、不可分性、消滅性、そして需要の変動性という特徴がある<sup>1</sup>。

品質の変動性とは、サービスというものが、同一品質のサービスを継続的に提供することが困難であることをいう。サービスを提供する者は同一人物であり続けることがないからである。すべての医療や介護の現場において、一对一のサービス提供が持続することはないのである。なぜなら、勤務者は、必ず、休みをとるし、対象となる利用者もまた変わっていくため、そのほとんどは多対多のサービス提供システムの下にある。

このために、サービスというものは、有形の商品等に比較して、標準化は極めて困難である。また、利用者にとっては、不透明性と不確実性が高く、利用者は購入の際に一定のリスクを負わねばならないと考えられている。

また、サービスには同時性（不可分性）という生産と消費が同時に行われる性質もある。このことは、利用する側が必要とする時に、最適なサービスが提供されなければならないことを示しており、その適切な時間を過ぎたことによって、サービスそのものが陳腐化することがある。例えば、明日の食事介助サービスを本日、やっておくという在庫化はできないのである。

さらに、サービスは、提供されている時点で消滅し、失われた期待収益を再び取り戻すことはできない。これは消滅性と呼ばれる特徴であるが、需要が変動することと密接に関係する。介護サービスは、需要が大きく変動する可能性が高いだけでなく、その提供内容が季節、週、さらには1日の時間帯によっても変動することから、計画をたててもそれを正確に実行することが難しいという特徴がある。

医療も介護領域のサービスも当日の利用者の体調の変化によって、全く提供できなくなるサービスというものも存在する。例えば、訪問入浴の日に利用者が熱発した場合、このサービスそのものは消滅する。このように、これらのサービスを完全に管理することは困難とされる。

しかも地域包括ケアシステム下においては、こういった様々な特徴をもつサービスが多様な提供主体から、提供されることになり、そのマネジメントや、これに関わるマーケティングスキルは高度な内容となるが、冒頭にも述べたように、日本ではこれらのサービスのマーケティングを担当する人材を養成するプログラムは、ほとんど用意されてこなかった。

例えば、マーケティングの観点から、介護サービスのマーケティングの基本を考えると、先に述べた無形性に対しては、サービスの有形性を高め、サービスを差別化することが基本戦略となる。

具体的には介護事業所であれば、事業所の雰囲気、清潔さ、整理整頓の状態など、利用者だけではなく、家族や一般の人々に好感をもたれるような物的状況をつくるといったことであり、これはサービスの有形性を高めるということといえるが、従来、こういった戦略に沿った対応をすべきという発想そのものが、とくに福祉や介護サービス提供主体には、希薄であったものと推察される。

1 筒井孝子．(2001)．介護サービス論—ケアの標準化と家族介護のゆくえ．有斐閣，東京

また、サービスの不可分性に対しては、利用者とのインタラクションを重視することを考えて当該担当者や専門職の配置と調整などの検討をするといったことが戦略上、考えられるわけだが、利用者の個別性ということが強調されすぎたことにより、このマネジメントに関しては、十分に理論化されてこなかった。

さらに、需要の変動性に関しては、サービスの需要管理と供給管理をICTの活用によって効率性を高めるといったこと等が一部の事業者によっては行われてきたわけだが、公的給付が含まれ、供給主体に公が関係することによって、データや情報の共有がうまくいかない場合は少なくなかったといえる。

このように地域包括ケアシステムの構築のためには、医療や介護サービスの特徴を鑑みたマネジメント手法が必要であり、これらの無形性のサービスにおける品質管理という難題を解決することを目的としたマーケティング戦略の思考が必要とされる。

これらのマーケティング基盤となるのは、実は当該システムに所属する利用者となる住民における満足のあり様についての基本的な理解となる。では、この理解を得るための方策には、いかなるものがありうるのだろうか。

### 3 利用者及び住民の満足を得るためのサービスの本質的な機能

サービスに対して利用者が満足を得るためには、サービスにおける本質的な機能（一次的機能）と表層的な機能（二次的機能）を理解する必要がある。

つまり、地域包括ケアシステム下で提供されるサービスの本質的な機能とは、例えば、医療サービスでいえば、診察、治療、検査、あるいは看護といった機能である。介護サービスの場合であれば、具体的な介護技術の提供やケアプランの作成は本質的な機能といえる。

それでは、医療サービスの表層的機能とは、医療サービスを受ける病院へのアクセスしやすさ（方法や時間）であったり、待合室の豪華さや待ち時間の長さといったものとなる。一方、自宅で介護サービスを受ける場合であれば、サービス提供者のあいさつの仕方や服装といった内容は表層的機能といえる。

利用者やその家族にとっては、これらの本質的な機能も表層的機能もすべてを含んで、医療機関や介護事業所が患者、利用者、あるいは患者や利用者の家族や周囲の人々に提供するサービス機能となり、顧客に提供する価値となる。

ただし、この本質的な機能と表層的な機能には、大きく二つの違いが存在するとされる。その一つは、本質的な機能は充実度がある水準を下回るとマイナスの満足度（不満）に結び付くが、表層的な機能では、マイナスにはならないという点にある。

つまり、医療サービスの本質である診察や治療といったサービスが一定の水準を下回ると利用者は不満を感じるが、表層的な機能が多少低い水準、すなわち、医療機関の待合室が多少、汚くても、すぐに不満には結び付きにくいとされる。

さらに、本質的な機能の充実度を高めても、顧客の満足度は、ある一定限度以上は、高まらないが、表層的機能では、充実度に対する飽和がなく、さらに満足度が上昇する傾向があることも明らかにされている。

すなわち、医師の診察の技量や介護福祉士の技術は、一定程度の段階までは満足度は高まる一方で、上限があるのに対し、医療機関の待合室はどんどん豪華にしていくことで満足度をあげることができるということの意味する。

もう一つの本質的な機能と表層的な機能との違いは、本質的な機能には代償性がないが、表層的な機能には代償性があるという点である。満足度における機能の代償性という意味は、満足度を高めることに対して、ある機能が他の機能を代替できるかどうかをいう。

一般に、本質的な機能は、サービスの良し悪しが顧客満足度（顧客不満度）に直接的に影響するため、この本質的な機能における代償はできないとされているが、表層的な機能は、何か一つ卓越性があることで、他の属性の悪さを代償できる。つまり、医療機関の豪華さはなくても、アクセスが良ければ、患者はその医療機関を選択し、その満足度は高いということも明らかにされている。

このことから、本質的な機能については、いわば「底上げ」するための継続的な努力が必要であるが、表層的な機能は無限にその価値を広げることができるため、すべてを改善するのではなく一つの属性、あるいはいくつかの要素に絞り込むという「選択と集中」、



そして、それらの充実度を徹底的に高めるような戦略的対応が考えられるということになる。

医療や介護サービスについては、これらが公的な給付として提供されてきた歴史が長く、表層的な機能の「選択と集中」や、これらに関する経営判断が重視されることなく、提供がなされ、マーケティングの理論が応用される事例は、これまではほとんどなかった。

だからこそ、サービスの質の向上だけを至上命題とし、本質的な機能の底上げをするという目標が長年にわたって掲げられてきたし、これは今後も継続されていくだろう。

しかし、今後、展開されるであろう地域包括ケアシステムにおいては、本質的な機能の底上げだけでなく、表層的機能に関わるマーケティング戦略が必要とされるようになる可能性が高い。なぜなら、当該システム下で提供されるサービスは、公私の提供主体が混在することになるからである。

#### 4 地域包括ケアシステムに求められる「選択と集中」の意思決定と規範的統合

前節で述べた表層的機能における「選択と集中」の意思決定には、自らの組織がもつビジョンやミッションあるいは価値観がもつ意味や意義を利用者となる住民はもちろんのこと、その他のすべてのステークホルダーに対して、どのような手段で、どのように主張するかという戦略的判断が本来、含まれていなければならない。

なぜなら、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、まずは、その地域だけで必要なすべてのサービスが完結せず（医療など、一つの市町村をこえて整備がなされるサービス等）、より多くの選択肢や競争に関する政策要件をより広範囲で満たさねばならないからである。このためには、ある地域のステークホルダーのみならず、また提供者だけというわけでもなく、外部からの提供者へのアクセスも保障し、確立する必要があるかもしれない<sup>2</sup>からである。

さらに、地域包括ケアシステムにおいては、先に述

べたように、公だけでなく営利組織やNPO、住民組織といった多様な提供主体によるサービス提供が展開され、これらを利用者である住民は利用するわけで、将来、このシステムの主要なプレイヤーとなる自治体は、公平性や効率性を鑑みた、戦略的なサービス整備に係わる判断を必要とすることになる。

先に示したビジョン、ミッション、価値観については、医療や介護、福祉サービスを提供する人材、あるいは地方自治体の職員や地域包括ケアセンターの職員や従業員だけを対象とするのではなく、その組織のステークホルダーすべてを対象として、共有化と浸透の深化を図るエクスターナル・マーケティング（external marketing）が必要とされる。だからこそ、地域包括ケアシステムの構築には『規範的統合』が必要となる。

この規範的統合は、「組織、専門家集団、個人間での価値観、文化、視点の共有」<sup>3</sup>とされ、統合のプロセスを支える概念のひとつとして理解されている<sup>4</sup>。

この規範的統合の明示が重要とされる理由は、地域包括ケアシステムの下では提供者や利用者だけでなく、この地域包括ケア圏域内のすべての集団、組織に醸成された統合への期待感がサービス提供者である福祉や介護サービス提供者の仕事に対する意識やモラルにも反映されると考えられているからである。

今後、日本では、新たなサービス提供のあり方を検討し、身の丈にあった地域包括ケアシステムを構築していかねばならない。

このためには、このシステムのマーケティングに関する戦略を有する人材は必須であり、これらの人材を有することでシステムの円滑な運営がなされると考えられる。

2 Lewis R, Rosen R, Goodwin N and Dixon J (2010) Where Next for Integrated Care Organisations in the English NHS? London: Nuffield Trust.

3 筒井孝子. (2014) 地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略-integrated careの理論とその応用-中央法規、東京、p43

4 Rosen R, Mountford J, Lewis R, Lewis GHL, Shand J and Shaw S (2011) Integration in Action: Four international case studies. London: Nuffield Trust.

## 5 おわりに

1980年代以降、これまで企業が主体となって実践し精緻化してきたマーケティングの理論や実践を米国・カナダをはじめとする欧州各国の行政、教育、医療、福祉などの公的機関が、その事業経営の基本的な枠組みとして導入し始めており、これらはソーシャル・マーケティング (social marketing) として新たなマーケティングの研究領域となっている<sup>5</sup>。

さらに最近では、営利組織である企業が社会的な視点からの新事業開発を推進しており、いわゆる社会志向的マーケティング (societal marketing) も注目されている。これらのマーケティングを担う人材を今後、どのように養成すべきかが新たな課題となる。

介護・福祉人材とその利用者及び利用者の周囲にいる人々との間に位置するマーケティング活動に焦点を当てるインタラクティブ・マーケティングにおいては、サービスの受け手における価値の大きさは、サービスの提供者との相互作用の質に依存するだろうし、同時に、個々の介護や福祉人材の対応能力は、そのサービスを提供するシステムがもつビジョン、ミッション、価値観の共有化やそれらの浸透の程度に依存することになるだろう。

したがって、個々の日常業務の標準化を推進することよりも、包括的な一連のサービスを提供するチーム

の一員であるという自覚の共有化を徹底すること、そして、それを日々の業務の中に明確に位置付けることに大きなウエイトをおくという行動変容も求められることになる。

近年の国内の介護人材の確保策に目を向けてみると、平成27年度介護報酬改定では、これまでの1人当たり月額3万円相当の賃金改善に加え、月額1万2千円相当の介護職員の賃金引き上げのための措置が講じられたところであるが、この効果は一過性に過ぎず、持続的な介護人材確保のサイクルの確立には至っていないとの指摘もある。

このため、さらなる人材確保策として、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に資する対策が地域毎に総合的・計画的に進めるための法令改正やサービス見込み量の確定値に基づく介護人材需給推計の最終値の確定と、その数値を踏まえた具体的な目標設定による、地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県別の施策の立案とその取組を進める<sup>注2)</sup>ことが重要とされている。

このような施策を活用しつつ、医療や福祉・介護の専門職と呼ばれる人々が、これから必須となるマーケティング戦略に基づく行動変容を理解し、実践をするために、どのような職場教育システムを必要とするかについても研究を進める必要があるといえよう。

5 松本千明. (2004). 保健スタッフのためのソーシャル・マーケティングの基礎. 医歯薬出版.

注2) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)において、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)が改正され、消費税財源を活用した基金(以下「地域医療介護総合確保基金」という。)を都道府県につくり、この基金の下で、都道府県が定める計画に基づく介護従事者確保を実施していくことになっている。

# 地域包括ケアシステムへの医療・福祉マネジメント人材の育成



千葉商科大学人間社会学部教授

**吉竹 弘行**  
YOSHITAKE Hiroyuki

## プロフィール

千葉商科大学人間社会学部教授、東京工業大学博士（学術）、柔道整復師、1977年鹿島建設株式会社入社後、事業開発部長、有料老人ホーム子会社社長等歴任、(社)シルバーサービス振興会主席研究員としても活動、定年退職後（社福）黎明会参与、2015年から現職

## 1 はじめに

65歳以上人口は2042年には約3,900万人でピークを迎えるが、医療や介護の必要性が高い75歳以上の人口割合は団塊世代が75歳以上となる2025年以降、大幅に増加することが見込まれている。財務省によれば、2014年度の国民負担率（年金・医療・福祉等の社会保障負担と租税負担の合計を国民所得で除したものは41.6%、この数値に財政赤字を加えた潜在的国民負担率は既に51.9%に達し、2004年社会保障負担見通し（厚生労働省）では2025年に約56%としている。また2050年には70%に達するとされる統計もあり、このような状況になれば、支える世代の生活は成り立たなくなることは明らかである。このため、高齢化問題への対応は、2015年頃までの「数の増加」対応と、それ以降の「支える世代の減少を考慮した負担の軽減」であると言われてきた。

更に1970年代に20%以上の家計貯蓄率が2000年

代には0～3%台、2013年度には初めて-1.3%となった。マイナスの直接原因は、消費増税に伴う駆け込み消費といわれているが、財政赤字を賄っていた国内貯蓄がマイナスに転じ、財政赤字が続く場合は、海外からの資金借入による金利急騰と財政危機発生への指摘も現実性を帯びてくる。

このような見通しを受け、厚生労働省は2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、「住まい」「生活支援・福祉サービス」「介護サービス」「医療サービス」「予防サービス」の「5つの要素」について、「公助」、制度的な支え合いである「共助」、自発的な支え合いである「互助」、市場サービス購入も含む「自助」を組み合わせた包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するとしている。

具体的には、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部といった地域差を考慮して、保険者である市町村や都道府県が、地域特性に応じてシステムを作り上げていく必要性を示し、高齢者自身、介護者、市町村、都道府県、国、介護事業者、民間企業、NPO・地域の諸団体といった関係者が、期待される機能を実際に発揮していく必要があることを指摘しているが、首都圏での課題が大きいとされる。

## 2 地域包括ケアシステムの原点から見た医療・福祉マネジメントの必要性

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307

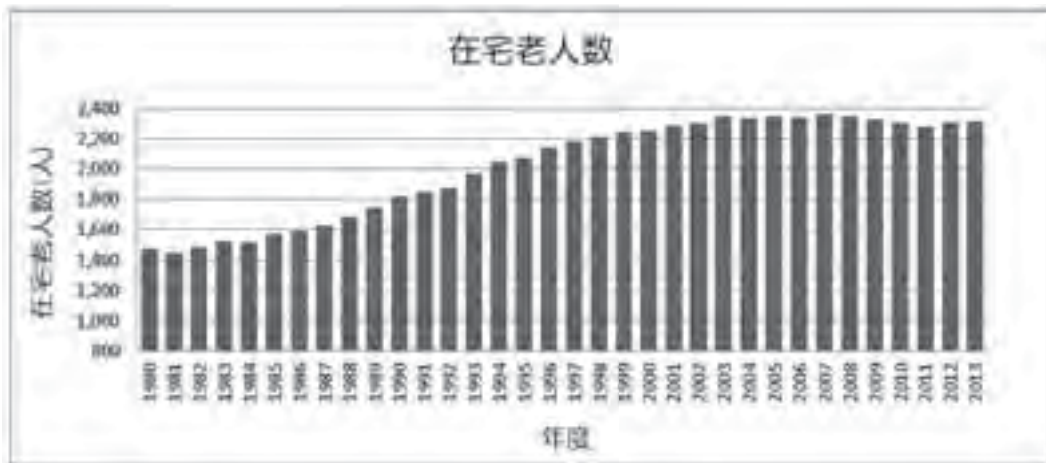
号)」では、地域包括ケアシステムを次のように定義している。

「国保直診や総合保健施設は、地域における住民のQOLを向上させるため、保健医療の連携及び統合を図る地域包括ケアシステム（地域の保健、医療及び福祉の関係者が連携、協力して、住民のニーズに応じた一体的なサービスを行う仕組みをいう）の拠点としての役割を担うことができるものであることから、これらの施設を運営する保険者（注：市町村）においては、当該施設との連携を図った保健事業の実施に努めること。」

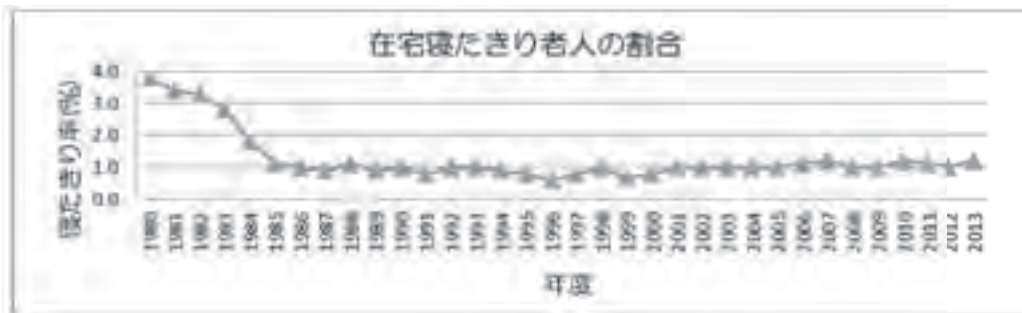
この指針の基になったのが、40年以上取り組むことで、「寝たきり老人の減少」、「施設ケアから在宅ケアへの移行」、「医療費の節減」、「地域経済の活性化」等の成果を達成してきた広島県御調町（現在、尾道市）

にある国保病院（以下「国保直診」、公立みつぎ総合病院である。同院では、緊急手術の後にリハビリを受けて退院した患者が、在宅復帰後に寝たきり状態になるのを防ぐために、1970年代から「出前医療」と呼ぶ「在宅ケア」を開始し、1982年には健康管理センターを併設するとともに、同院の山口院長が同町の保健・福祉部門長を兼任して保健・医療・福祉を一元的に管理運営するようになった。その後、特別養護老人ホーム等の介護・福祉施設を順次病院に併設し、保健、在宅ケア、リハビリテーション、介護、福祉に関する全てのサービスを包含した全人的医療を行う「地域包括ケアシステム」体制を成立させた。ただ山口は都市では別の形態を考える必要があると指摘もしている点に注意を要する。

御調町における在宅老人推移

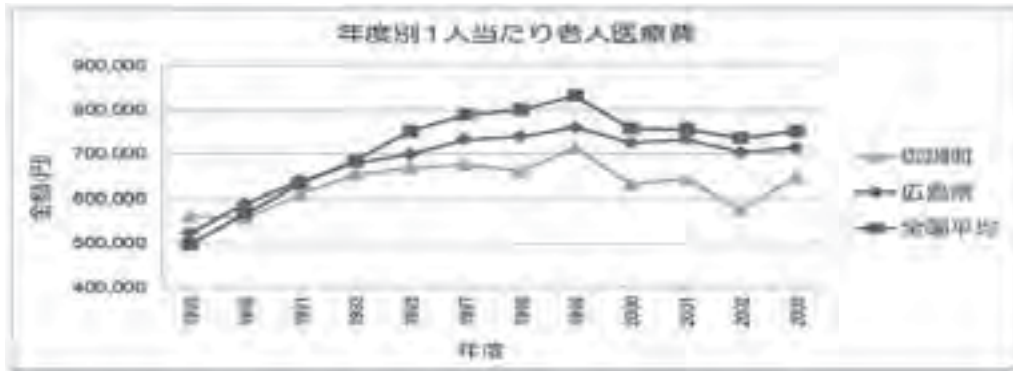


御調町における在宅寝たきり老人の割合推移



出典「H26.8.25 岩手県地域包括ケア推進トップセミナー講演録」から作成

公立みつぎ総合病院、広島県平均、全国平均)の1人当たり老人医療費の比較



出典 山口昇著「実録寝たきり老人ゼロ作戦」と厚生労働省「平成15年度老人医療事業報告」から作成

### 3 首都圏における社会福祉法人の地域包括ケアシステムへの関与

次に、今までの社会福祉の中核機能を担ってきた社会福祉法人の地域包括ケアシステムへの関与を見てみる。

#### 1. 厚生労働省がイメージする地域包括ケアシステム

厚生労働省ホームページでは地域包括ケアシステム「取り組み参考事例」として下記10例を紹介しているが、これらの事例の中には地方の大規模社会福祉法人が中核的役割を担っているものがあり、今後の社会福祉法人の参画については高い期待と可能性があると考えられる。

- ・ 東京都世田谷区（都市部の世田谷らしい地域包括ケアシステムの構築）
- ・ 新潟県長岡市（小地域での医療・介護・予防・生活支援・住まい一体的提供に関する取組）
- ・ 鳥取県南部町（既存資源を活用した共同住宅による低所得者の住まいの確保）
- ・ 千葉県柏市（行政と医師会の協働による在宅医療の推進と医療介護連携）
- ・ 三重県四日市市（社会福祉法人と地域組織の協働による日常生活支援体制の構築）
- ・ 大分県竹田市（介護保険外のサービスの開発とそれを活用した介護予防と自立生活支援）
- ・ 熊本県天草市（離島における在宅生活の基盤づくり）
- ・ 埼玉県川越市（認知症施策と家族支援）
- ・ 鹿児島県大和村（住民が自ら考える互助の地域づくり）

- ・ 鳥取県境港市・米子市（特養等の施設機能を地域に展開）

#### 2. 首都圏で地域包括ケアシステムへの大規模社会福祉法人の関与

75歳以上の高齢者が急増されるとされる首都圏で、大規模社会福祉法人がこのような機能を果たせる可能性を検討するために、東京都の社会福祉法人1031法人（2012年度末）の中で事業売上高が30億円以上の社会福祉法人20法人（2011年度 事業規模平均62.98億円）を対象に、無記名での郵送によるアンケート（2015年1月25日～2月8日、有効回収9票、回収率45%）による実態調査を行ったので、その概要を報告する。

なお、調査対象とした各法人が行っている主な事業の平均的施設数は以下のとおりである。

有効回答は少なかったが、下記の結果が得られた。

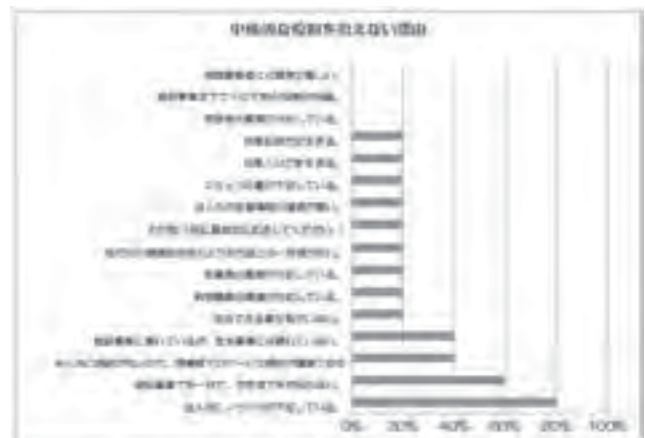
- ・ 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っていると回答した法人が44%、担っていないと回答した法人が56%であった。
- ・ ただ有効回答の89%が中核的な役割を担うべきであると考えている。
- ・ 中核的な役割を担っていると回答した法人は「これまで、病院・福祉施設を運営して地域と連携してきているため」中核的な役割を担うべきであると考えている。
- ・ 中核的な役割を担っていないと回答した法人の中核的な役割を担えない理由として、「法人内にノウハウがない」「施設事業で手一杯」「法人内で医療サービス提供が構築できない」「在宅事業に

	事業名・運営施設名	平均事業別 運営施設数 (箇所)	実施法人数 (法人)	事業実施し ている法人 比率
第一種社会福祉事業	特別養護老人ホーム	3.1	20	95%
	生計困難者に対する助成事業	4	12	60%
	軽費老人ホーム	1.4	10	50%
	養護老人ホーム	1.3	6	30%
	知的障害者援護施設 (通所更生)	1.8	6	29%
	知的障害者援護施設 (入所更生)	2.7	3	15%
	知的障害者援護施設 (通所授産)	2.7	3	15%
	知的障害児通園施設	2	3	15%
	児童養護施設	2	3	15%
	身体障害者更生援護施設 (通所更生)	1	2	10%
	乳児院	2	1	5%
第二種社会福祉事業	老人短期入所事業	2.2	12	60%
	老人居宅介護等事業	1.9	12	60%
	生計困難者に対する簡易住 宅貸付	2.5	11	55%
	老人デイサービスセンター	3.1	10	50%
	老人福祉センター	3	8	40%
	老人介護支援センター	1.5	8	40%
	介護老人保健施設	1.2	6	30%
	無料低額診療事業 (医療保護施設を含む)	1	4	20%
	身体障害者福祉センター	1	4	20%
	障害福祉サービス事業 (共同生活援助)	5	3	15%
	保育所	3.7	3	15%
	障害福祉サービス事業 (重度訪問介護)	2.7	3	15%
	医療保護施設	1.3	3	15%
	移動支援事業 (障害者自立支援法)	1	3	15%

第二種社会福祉事業	障害福祉サービス事業 (居宅介護)	3	2	10%
	障害福祉サービス事業 (短期入所)	2	2	10%
	障害福祉サービス事業 (児童デイサービス)	1.5	2	10%
	障害福祉サービス事業 (就労継続支援)	1	2	10%
	知的障害者デイサービス事業 (経過的)	1	2	10%
	児童短期入所事業	1	2	10%
	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業)	2.5	2	10%
	障害福祉サービス事業 (生活介護)	1	1	5%
	障害福祉サービス事業 (行動援護)	3	1	5%
	障害福祉サービス事業 (就労移行支援)	1	1	5%
	連絡又は助成事業	1	1	5%
公益事業	居宅介護支援事業	1.5	13	65%
	地域包括支援センター	2.3	6	30%
	訪問看護ステーション	2	5	25%
	特定有料老人ホーム	3.7	3	15%
	在宅介護支援センター	1.5	2	10%
	低所得者の葬儀に関連する 相談事業	1	2	10%
	霊園	1	2	10%
	診療所	1	2	10%
	看護師養成事業	1	2	10%
	福祉有償運送事業	1	2	10%
公益事業	介護保険サービス	2	2	10%
	知的障害者グループホーム	3	2	10%
	不動産賃貸業	1	2	10%
	介護予防事業所	1	1	5%
	葬祭及び関連付帯事業	1	1	5%
	子どもショートステイ事業	1	1	5%

慣れていない」等の内部要因が多くあげられ、「対象区域が広い」、「対象人口が多すぎる」といった外部要因は少なかった。

- 中核的機能を担っていると回答した法人では、法人内の医療スタッフが地域包括ケアシステムに興味を持っており協力的である回答した比率が5割である一方、担っていないと回答した法人では興味を持っているという回答の比率が2割であり、医療スタッフの協力姿勢が高い方が中核的機能を担っている。
- 中核的機能を担っていると回答した法人では多種類の高齢者関連事業を実施している。



以上から、大規模社会福祉法人の内部で医療と福祉をしっかりと連携させることで、地域包括ケアシステムを中核的に担う可能性が高いことがわかる。

実際、厚生労働省参考事例の3つの地方の大規模社会福祉療法人はすべて医療法人の創設者が創設しており、地域包括ケアの原点として例示した公立みつぎ総合病院も医療機関である。したがって、今後の地域包括ケアシステムをうまく運営していくには、システム作りを医療体系から進めていく必要があると考えられるが、支援する法人の病院経営が苦しい時も地元の外来患者を地元医師に戻すというようなことが、民間病院で実際にできるかは疑問である。実際にこうした支援を行う体系をどのようにするか検討する必要がある。またシステムの形ができたとしても、実際に動かすのは生身の人間であり、こうした人材の育成がポイントになる。

#### 4 千葉商科大学人間社会学部における医療・福祉マネジメント人材の育成

今後、およそすべての産業別の労働人口が減っていく中で、医療・福祉分野の就業者数が増えていくことが見込まれている。直接介護等をする人材がいくら増えても効率的な経営はできないため、就業者数が増加すれば必ず一定の割合は経営管理を行う人材が必要となる。

筆者は有料老人ホームの経営や事業譲渡、社会福祉法人の経営に関与した経験から、専門職をマネジメントすることはとても難しいと感じている。その最も大きな理由は、企業の一般的な従業員は企業方針に従うが、国家資格を持つ専門職は所有資格の毀損と能力のアップを重視する傾向が非常に強いことである。専門職の気持ちを理解して管理し、戦略的経営がきちんとできる能力をもつ経営者や管理者は稀であり、そうした人材の育成には理論教育と実業研修が必須である。さらに国内だけでなく、アジア地域における高齢化に対しても、高齢先進国である日本から先進的なマネジメント技術の移転を行っていくことも必要であると考えている。

このような社会的な要請に対して、福祉専門大学ではない千葉商科大学は昨年4月に医療・福祉分野の管

理者を育成する人間社会学部福祉コースを開設したが、新学部創設の経緯とどのような形で人材育成をしているかについて、最後に報告する。

#### 1 構造不況に陥った大学「産業」と社会環境の変化が求める新学部創設の必要性

18歳年齢人口が1992年の205万人のピークから2012年の119万人へ4割以上減少する一方、大学数は1992年の523校（私立大学384校）から2012年780校（同599校）に増加し、大学経営は厳しい経営環境に直面している。こうした環境下で、無理をして合格者数を維持しようとした場合には、努力しなくても入れるという風評から、教育の質の評価低下、偏差値の低下、応募者の減少という負のスパイラルに巻き込まれていくため、大学の本質である「未来を見通し、社会が必要とする人材を世の中に提供する」という立場に立ち帰る必要がある。

そして今後、対応していくべきメガトレンドとしては、①高齢化に向かう日本社会において陳腐化する社会政策、社会制度、②少子化とワーキング・プア問題で劣化し脆弱化する子育て環境、③失われる共同体社会・砂状化する社会といった社会機能の変質、④個計化や家族機能の希薄化と世代教育機能の喪失といった家庭機能の変化といったことが揚げられる。

こうした変化に対して、社会の構成員がお互いを助け合い、皆でさまざまな能力を分かち合って共生していく社会を設計できる人材を育成するため、千葉商科大学では、家庭・社会・福祉の3コースを持つ人間社会学部を創設した。

#### 2 新たな社会の編成原理を目指す福祉コースでの人材育成

経済論理は、資源をできるだけ効率的に活用することで経済が成長し、結果として勤労者所得を高め、人々が豊かになり幸せになるという論理構造でできているが、人々が社会の一員であることを自覚し自信を持つかというような側面は全く無視されている。一方、現実社会では、人々は認知されることで生き甲斐を見だし、分け合うことで存在意義を確認し、助け合うことで社会を守り、つながることで社会を形成するといった社会学や社会福祉学の考え方や理論を学び、実践の中でそれを確かめて行くことも必要である。

学問から学び、実践から学び、その繰り返しと相乗作用によって、より本当に世の中の役に立つ学問体系を打ち立てることが可能になる。

福祉コースでは、医療・福祉施設の経営支援、多様な福祉サービスの連携と補完といった社会機能を充実させるための中核となる人材を育成していくことを目指している。

具体的には、

①卒業時に修得しているべき能力として下記の3項目を考えており、大学卒業資格と国家資格の多重資格(ダブルディグリー)を取得することを期待している。

- 経営基礎知識 : 会計学・経済学、社会学・社会福祉学等の基礎学力
- 基礎実務能力 : 有資格者の言うことが感覚としてわかる能力
- コミュニケーション能力 : 社会人として報告や調整ができる能力

②教育方法としては座学と実践から学ぶ(やってみる、という学び方)方式を採用していく。

このうち、座学としては、経済、経営、商学などの言うなれば実学の実績とノウハウを蓄積し分野と社会学や社会福祉学などの分野のより高次な融合と総合を求めて、総合的な学問体系として学びかつ研究を行う。具体的には、さまざまな福祉施設が膨大に増えているが、効率的でない例が多数見受けられる。福祉施設と経営効率は対立概念ではなく、効率的で強力な経営と運営の上こそ、優れた優しいサービスの提供が可能になる。そのため医療や福祉のサービスそのものには立ち入らず、施設や組織を効率的に経営し、効果的に運営するための会計や財務や組織管理の理論や方法を学ぶ。さらに地域で福祉資源が賢く連携し、互いに適切に補完し合うような仕組み作りが求められている。そうした施設管理、組織運営、行政制度設計を学ぶ。

また、実践から学ぶ(やってみる、という学び方)としては、下記の2点を実施している。

#### ①アクティブラーニング・体験学習

家庭やコミュニティや福祉など、多様な分野での支援サービスといった教室で学んだ理論を現場で実践し、その意味を確かめ、その学びを自らの中に体化させる。

#### ②ケアキャンパス(Creative Active Revolutionary Education)構想

湖山医療福祉グループ(以下「同グループ」)および市川市との連携で進めようとしている構想で、医療福祉分野の専門技術・管理に関する理論・ノウハウを学ぶキャンパス」という意味のほかに「Creative(創造的な)」「Active(活動的で)」「Revolutionary(革命的な)」「Education(教育)」を含んだ概念であり、3つのフェーズの展開を想定している。

第一フェーズは教育連携であり、有償研修には福祉コースの2年生が参加している。

- 正課授業として、湖山医療福祉グループの事業所活動に参加する。
- 同グループの幹部候補生の研修に学生が参加することで、医療福祉マネジメント分野での共同研究を行う。
- 飲食店・コンビニ等で一般的なアルバイトをするのではなく、介護福祉士の受験資格を取る為に同グループの事業所で学修をする。このことで、夏季休暇等の期間を含め、400カ所以上の同グループの事業所で、実際の経営をしている人材から事業をしている所で指導を受けることができる。

第二フェーズとしては、可能であれば、教育や研究が手近でできるように医療・介護実習施設を擁するキャンパスを整備していく。このことで海外の留学生等にも実務教育が可能になる。

第三フェーズとしては、第二フェーズの実施の有無にかかわらず、市川市・同グループと連携して地域にとっての総合的なネットワークづくりの拠点を創っていく。以上

#### 参考文献

1. 山口昇;実録寝たきり老人ゼロ作戦 地域包括ケアシステムの構築をめざして-公立みつぎ総合病院45年の軌跡,2012年,株式会社ぎょうせい
2. 島田晴雄;新学部「人間社会学部(仮称)」のすすめ,千葉商科大学同窓会情報誌 No.12 『ぎずな』May 2013,2013年



# 福祉分野のマネージメントを担う人材育成の課題 —超高齢未来の課題解決に向けた大学における人材育成—



千葉商科大学人間社会学部教授

**和田 義人**  
WADA Yoshito

## プロフィール

1984年 成城大学経済学部卒  
1996年～株式会社伊勢丹グループ  
外販シルバービジネス担当部長  
1998年～医療法人社団 翠会グループにて  
高齢者医療・介護プロジェクトを推進  
2012年 経済産業省（医療・介護周辺サービス産業）  
検討委員会にてICT活用事業を推進

## 1 はじめに（主要論点）

介護保険制度がスタートしたのは2000年4月、今年の4月で満15年が経過した。巷では2025年問題がクローズアップされている。団塊の世代と言われている世代が後期高齢者になりきるのが2025年であり、政府はこの10年で、医療・介護の供給体制の改革を成し遂げようとしている。

そうした経緯の中で2005年に「地域包括ケアシステム」という言葉が、介護保険制度改革において、地域におけるケアのあり方を中心とする改革という文脈で用いられた<sup>1</sup>。

地域包括ケアシステムが求められる理由は、「団塊の世代の75歳超え」だけではない。高齢化が進み、急性期病院における入院患者像が変化し、国は急性期病床の絞り込みに着手した。今後は保険者の関与を強めた病床機能の整理も本格化する。地域での役割を見定めて迅速に病床機能の見直しが必須課題となってい

る。そこに地域包括ケアシステムの機能が必要とされる理由がある。

また、認知症高齢者の著しい増加も地域包括ケアシステムが必要とされる大きな理由である。短時間の介入を繰り返し、パターン化が容易な身体介護とは違い、認知症ケアは“生活機能障害”のサポートが主であり、初期から末期まで、その方が住み慣れた地域で最期までサポートできる包括ケア・生活支援体制が不可欠である。

さらには、看取り数の増加も、地域包括ケアシステムが必要とされる大きな理由である。病院、高齢者施設での看取りが可能な人数には限界があり、地域（在宅）での看取り力と、在宅医療の機能を活かすための地域包括ケアシステムを構築する必要がある。

もう一つ大事な理由がプロフェッショナル人材の育成と支援システムの視点である。絶対数の不足が指摘されている介護人材問題をどう解決するのか、そこには地域包括ケアシステムの構築とそこに必要とされる人材の育成がセットで進められる必要がある。新たな専門性とそこにやりがい生まれ、ICTの活用による業務効率化やプロセスイノベーションも大きなファクターとなるであろう。ロボットの活用がその代表例である。

本論文では第2節から第4節で、具体的な課題をピックアップし、第5節で地域包括ケアシステム推進の背景をまとめ、第6節では課題解決の担い手という“人材”にフォーカスを絞り、大学における人材育成の展望を述べている。

## 2 医療と介護、変化の流れ

高齢化が急速に進み、それに伴って医療ニーズは変化し、介護ニーズは拡大している。2013年8月に取

1 筒井孝子（2014）『地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略』中央法規

りまとめられた「社会保障制度改革国民会議 報告書」は我が国の社会保障制度を「1970年代モデル」から「2025年モデル」へと変容の道筋を示した。

2014年度の診療報酬改定では、急性期病院の病床機能の分化が明確に打ち出され、医療と介護の連携促進や在宅医療の推進も盛り込まれた。

今回の報酬改定の大きな特徴は、これまで回復期リハビリテーション病棟や介護老人保健施設などに限られていた在宅復帰率を急性期から慢性期まですべての病棟に導入したことだ<sup>2</sup>。その背景には医療費削減という課題があり、昨年の秋からは、一般病床と療養病床を持つ医療機関が、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに分けて都道府県に届ける「病床機能報告制度」が始まった。

今後は各都道府県が病床をコントロールし、地域で医療から介護へと移行させる流れが加速して行くだろう。

この流れの中で、医療ニーズが高い高齢者が医療保険から介護保険へと移され、地域の特定施設やグループホーム、在宅でも、経管栄養や胃ろうなどを必要とする重度の高齢者が大幅に増加して行くだろう。実際に介護職員が医療行為である「たん吸引」や「経管栄養」を行う場合は「実地研修」を修了することが必要とされているが、研修受け入れ医療機関の確保が難しいなどの問題があり、今後課題を残している。

また、介護保険においては、特別養護老人ホームの入所条件は要介護3以上の中重度者が対象となり、要支援1,2の軽度者向けサービス（予防サービス）は市区町村が行う地域支援事業に移管された。

施設整備については費用がかかる施設は増設せず、グループホームを現在の4倍、小規模多機能居宅介護（以下、小規模多機能）は8倍にし、地域密着型サービスを増やして行く方向性にある。

小規模多機能型サービスは、通い・訪問・泊まりをパッケージにした定額制のサービスであるが、この形態は医療における包括支払制度、いわゆる「マルメ」にすることによって介護給付費の抑制を図ったものと言える。介護サービスの利用者が中重度者対象にシフトして行く中、軽度の利用者をどのように支えて行くのか。自治体が独自に実施する総合事業の今後の動向にも注目して行く必要がある。

さまざまな意識調査によると、高齢者の7割が在宅での生活を望んでいる。本人にとっても自宅は自分ら

しく過ごすことができ、心身が不自由になっても自分なりの役割をもつことができる場所だ。「自分の居場所で、その人らしく暮らし続けるために」在宅での生活支援をその地域特性を活かしながら推進して行く方策が必要だし、だからこそケアマネージャーの役割は大変重要である。

医療と介護と地域での生活との連携は大きな課題である。ケアマネージャーの意識やマネジメント力をより“医療”に向ける努力は必要であるが、同時に医師、特に急性期病棟に関わる医師や看護師に在宅医療の経験や知識が少ない事も急性期医療後の在宅復帰を困難にする要因である。今後、地域包括ケアシステムを推進する上で、本来の意味での医療と介護の統合を可能にするためには、今以上に医師、看護師の教育プログラムに訪問系サービスへの関わりを強化することも必要かもしれない。

### 3 高齢者の住まい

高齢者の70%以上が自宅での暮らしを希望している。病院中心のケアシステムは機能的にも、財政的にも変質が求められている。本格的に地域包括ケアシステムの時代が幕を開けようとしている。

地域包括ケアシステムにおいては、ニーズに応じた高齢者の住まいが保障されていることが前提条件になる。継続的な自宅での居住がすべてではない。むしろ今後は日常生活圏にある施設や高齢者住宅にどう移り住むかが大事である。

サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ付き住宅）はこのような経緯から制度化され、優遇税制の追い風を受けて急増してきている。高齢者の70%以上が自宅で暮らし続けることを望んでいる中で、だからこそ、「高齢者の住まい」について、特に地域包括ケアシステムの要としての役割が期待されているサ付き住宅についての真剣な議論が望まれる。

サ付き住宅は2015年6月末時点で18.1万戸、5600件が供給されている<sup>3</sup>。居住者のプロフィールは平均要介護度1.8、入居経路は自宅からの転居が59.0%、医療機関・介護保険施設・有料老人ホーム等からの転居が31.9%である。サ付き住宅に付帯されている基本サービス（状況把握、生活相談等）は24時間配置が

2 地域包括ケアをリードする『医療と介護 NEXT』2015 vol.1 メディカ出版 pp.24-26

3 国土交通省サービス付き高齢者向け住宅登録情報提供システムより

73.7%、食事は94.2%で提供されている<sup>4</sup>。併設介護事業所は、居宅介護支援事業所36.7%、訪問介護事業所46.8%、通所介護事業所48.0%、小規模多機能居宅介護（複合型含む）10.2%である。

家賃は東京都では10万円を超え、地方では特別養護老人ホームの標準月額6万円を下回る。全国平均は5.7万円である。基本サービス費は1.9万円(全国平均)、これらに食費を加えた月額費用は全国平均で9.8万円、東京都15.8万円、地方で8.3万円となる。

これらを考慮した住宅事業者が想定する利用者は、厚生年金層が68.0%、国民年金層・生活保護受給者層25.0%となっている。実態として生活保護受給者が占める割合は9.0%である<sup>5</sup>。従って新たに制度化され、復興予算以外で唯一と言っても過言でない整備予算が組まれたサ付き住宅は「支払能力があって、特別養護老人ホームの順番待ちをしながら、空きが出るのを待てない方が少し早目に移る公的施設の代替」として機能していると評価できるかも知れない。

いずれにせよ、地域包括ケアシステムが推進され、機能化して行く過程の中で、“高齢者の住まい”は生活のベースであり、今後の住宅政策におけるサ付き住宅が担うべき役割と課題は重要である。そもそも“地域包括ケアシステム”の5つの要素（住まい、生活支援、予防・保健、介護、医療）が機能的に統合されて行く地域フィールドでは、住民の関与、マーケットの活用、セルフケアの重視が打ち出されている。人々の営みである地域フィールドでの関与を実現するためには活動拠点が必要である。その活動拠点では自治体が独自に展開する総合事業や、地域支援事業、住民自治、などが展開される。大事なことは、その活動拠点において、高齢者はサービス（活動）の受け手であり、同時に担い手でもあるということだ。だからこそ“包括的な地域ケアシステム”の概念が必要なのであり、そのシステム運用人材の育成が求められている。

## 4 新たな地域支援事業と高齢者の暮らし

2005年に導入された介護保険制度の予防給付に大きな変革があった。2014年6月18日に「地域におけ

る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が成立した。

この法律の成立に伴って、全国の自治体は様々な改革に着手することになった。背景には介護保険財政の抑制をして行きたい国（財務省）の思惑がある。

今回の改正で制度化される介護予防・日常生活総合支援事業（総合事業）は、介護保険制度の給付である介護予防訪問介護と、介護予防通所介護を予防給付から外し、自治体が独自に地域支援事業費の枠内で給付を行うものである。実際、利用者および保険者の困惑と不安は強く、実施に当たっては15年4月から18年3月まで最大3年の猶予期間が設けられている<sup>6</sup>。

各市区町村は、2015年度から2017年度までに介護保険事業計画を策定し、実施することになる。実際に要支援1,2に該当する方が従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスを受けたい場合は、市区町村が新たに制度化した総合事業の中にある訪問型サービス、通所型サービスを使うことになる。

新たな総合事業の訪問介護型サービス、通所型サービスのみを使用する場合は従来の要介護認定は必要なく、「25項目のチェックリスト」のみでサービス利用が可能となるが、新たに発生する書類としては、介護予防ケアマネージャーが作成する介護予防マネジメントシートが必要になる。

総合事業以外の従来からある介護予防福祉用具貸与や介護予防訪問看護等の給付を受けたい場合は、従来通り要介護認定を受け、要支援1,2の認定が出た後、指定介護予防事業所の介護予防プランの作成が必要である。従って、利用者にとっては、選択したいサービスによっては複数の介護予防プラン作成主体が存在することになる。

また、地域包括ケアシステム推進という文脈の中で必然的に生じてしまうジレンマかも知れないが、今回の総合事業には多様な生活支援サービスを組み合わせることが可能になっていて、緩和された基準による訪問型、通所型サービスに加えて、地域のNPO、ボランティア等による地域の見守りや居場所（カフェ）の開設などのサービスも市区町村が制度化することが可能になった。しかしながら、客観的に考えて、今まで介護

4 高齢者住宅推進機構（2014）「サービス付き高齢者向け住宅等の供給動向や地域の需要を踏まえた事例の分析・整理とその結果に基づく持続性・安定性のある事業類型の提示と普及方策」  
5 国土交通省住宅セーフティネット基盤強化推進事業  
6 厚生労働省「新しい総合事業について」2014.7

保険の予防給付のサービスを受けていた利用者は、ある意味“専門家”訪問介護や通所サービスを、新しい総合事業の“ボランティア”に快く(素直に)移行できるのか、多様なサービス主体の質的担保の問題も含め、課題が散見される。

2015年2月時点の情報によると、全自治体の3割が2016年、最も多いのが2017年度からの実施であるといわれている。制度が変わり、サービス内容が多様化すれば、そこに新たな制度の理解(介護保険制度と地域の総合事業)が必要であり、新たな専門家の育成、地域のNPO、ボランティア団体との連携も必要になってくる。

## 5 地域包括ケアシステム推進の背景

地域包括ケアシステムという言葉は2005(平成17)年の介護保険制度改革において、「地域におけるケアのあり方を中心とする改革」という文脈で用いられた。

この具体的な施策として、「地域包括支援センターの創設」「ケア付き居住施設の充実」「新予防給付・介護予防事業の創設」「小規模多機能居宅介護等の地域密着型サービスの創設」「食費・居住費の見直し」など、利用者に最適なサービスを継続的に提供するシステムの構築を目的に医療・介護などの各種サービスの連携をより一層推進し、制度横断的な改革をするために行われるものであることが説明されてきた<sup>7</sup>。今後2025年に向けて目指すのは「地域における高齢者のためのケアを包括的な体制から提供する」ことであり、地域における包括的ケア体制が整備されている状況とは、『生活における不安や危険に対して、住居の種別を問わず、サービスや対応が提供される状況』と言え、原則として安全・安心・健康を確保するサービスが当該利用者の状況に合わせて24時間365日連続して提供されることが理想とされている。

従って、このような多様な生活問題に対応するサービスが、地域内の様々な社会資源の組み合わせや、これらを複合的に組み合わせたシステムの利用によって、サービスが連続して提供されることを目指したシステムを「地域包括ケアシステム」と定義される。

長寿化が進む多くの先進諸国で、慢性疾患に対して適切なケアを提供するためには、これまでの急性期ケ

アのような、いわば単独の病気に対する短期的介入という方法ではなく、長期的で包括的・継続的なケアへ移行しなければならないとするパラダイムシフトが始まりつつある。

このシフトを促すために多くの先進国で昨今、採られている手法が、ケアサービスの連続性と統合を向上させ、その重要なプロセスとして、ケアの質・アクセス・効率性を改善するための「統合ケア(integrated care)」である。日本は、このシフトを地域圏域という、地区町村が介護保険事業計画において設定した行政単位内で構築していこうという国際的にも稀な試行を始めたといえる<sup>8</sup>。

改めて、市区町村は現在策定中の第六期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の中で、地域内の医療、介護、生活支援の機能を「統合ケアシステム」として、介護保険制度による安心と安全を保証し、さらに付随する新たな高齢者生活サポートの仕組みを自治体の責任として構築すべく、産学官民が連携して議論を進めて行く必要がある。

## 6 これから求められる新たな問題解決の担い手

「地域包括ケアシステム」とは、「国際的にもその実現が困難とされる“community-based integrated care system”を構築しようとする試み」と表現されるように<sup>9</sup> 他国にそのモデルに相当するシステムはなく、我が国(各自治体)が実践的トライアルを行っているところである。従って地域包括ケアシステムの実践フィールドに求められる人材に不可欠な資質は、従来の学習形態である“過去からの学び”“主体ではなく、環境を読み解くことのできる能力(competence)”と考える。

「地域を基盤とする統合ケア」という視点について、地域包括ケア研究会のメンバーである堀田聰子氏は「地域包括ケアの推進を図るには、一人ひとりがどのように生き、どのように死んでいきたいのか、よりよく生きるために何ができるか、それはどのようなまちにおいて実現できるのか、『当事者として』考え、語り合うことが出発点となる。『高齢者の』『利用者の』『患者の』ケアの改善を手掛かりにとしながらも、目標は

7 筒井孝子(2014)『地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略』29-30頁

8 筒井孝子(2014)『地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略』33頁

9 筒井孝子・東野定律「地域包括ケアシステムにおける保険者機能を評価するための尺度の開発」国立保健医療科学院「保健医療科学」2012年

『すべての住民』が『よりよい生活の中での経験』を『ともに創りだして』いけるまちづくり、地域としての『物語』(Narrative)を紡ぐことであることを、基本方針とともに地域において十分に共有していくことが不可欠である」と述べている<sup>10</sup>。大事なことは、利用者本人を中心として地域の中で多職種が協働するという点であり、そのためには、医療・看護・リハビリテーション・介護等の専門職が、サービス提供者という一方的な関係性にあるのではなく、「地域づくりの協働者」としての「ものの考え方・処理の仕方」に意識転換を図る必要がある。

超高齢社会における問題解決のための「共通の価値観」を提供するものとして「ジェロントロジー」(Gerontology)に注目してみたい。「Gerontology」は老人を意味するギリシャ語の Geront に学を示す ology が接尾した造語である。ジェロントロジーの研究範囲は、身体・認知機能の加齢変化から、高齢期の人間関係や生活環境(雇用・家計・住宅)の変化、高齢期の食生活、ケアや死をめぐる諸問題、ジェロントテクノロジーと呼ばれる障害を克服・代替する技術開発、また、人口、社会保障、医療・介護政策、雇用政策、住居・地域環境、移動問題、高齢者に関する法や倫理など広範囲であり、そのため医学、生物学、工学、心理学、社会心理学、社会学、経済学、福祉学、行政学、法学など、あらゆる専門分野が含まれる。

その研究スタイルは実験室や研究室の机上で完結する学問ではなく、超高齢社会・長寿社会の課題解決を志向する「実践的」な性格の強い学問(実学)である。さらに地域社会や産業界、また行政との密な連携を必要とし、「共通の価値観」をもとに多職種が協働することは、「ジェロントロジーを理解して協働する」ことである<sup>11</sup>。

地域包括ケアシステムを実践して行くためには、「協働」は機械的な連携関係ではなく、有機的に環境変化に対処できる存在であるべきだ。これまで「医療と介護の連携」の重要性が繰り返し強調されてきたが、現実には掛け声倒れに終わっているケースが多い。その要因の一つとして『インターフェース・ロス』の発生による情報やサービスの脱漏が指摘されている<sup>12</sup>。

そもそも「インターフェース・ロス」とは、機種などが異なるために、情報がうまく伝わらないことを意味する情報技術用語だが、医療・介護の分野でも、異

なる組織・職種間で情報伝達が行われる場合には、同様の現象が起きている。医療職と介護職との間だけでなく、その他の専門職、それぞれの職種間には思考文化(ものの考え方・処理の仕方)に違いがあり、連携(=情報の共有化)には共通のプロトコル(相互に決められた約束事)の確立、教育システムの整備が必要だ。現在先駆的な医療電子カルテとして稼働している熊本県の済生会熊本病院における取組事例がその代表例と思われる。

医療と介護が単なる“連携”レベルに留まっていては今後地域で求められるそれぞれの“機能統合”は難しいと思われる。多職種がそれぞれの専門性において責任を明確にし協働しなければ「地域をベースとする包括的な統合ケア」は実現しない。さらに、地域を支える事業所のトップの感性、文化(ものの考え方・処理の仕方)が重要になる。一般的な“連携”という言葉からイメージされるのは、利用者情報の管理、医療情報、介護情報、生活情報といった専門職間の業務連携が主である。しかしながら、個々のケースごとに現場のスタッフの専門性に強く依拠した業務連携では、部分的な情報連携になってしまい、地域を面で捉えながらの統合的な包括ケアシステム構築は難しい。地域の中で、理事長や社長、施設長、事務長、エリアマネージャーといった経営幹部(トップ)が「地域包括ケアシステム」の理念を理解し、お互いの信頼関係を築けなければ、地域が自ら変容することにはならない。

そのためにも、教育は最大の要素であり、大学における実学的人材育成を担う受け皿として、本学人間社会学部は昨年開設され、今年2年目を迎えている。学生は家族コース、社会コース、福祉コースの3コースから自らの学ぶ専門領域を選択し、福祉コースにおいては医療・介護・福祉フィールドにおける新たな問題解決の担い手の育成を行っている。

以下、本学人間社会学部福祉コースにおける実学的人材育成の具体的な取組みについて述べる。

#### ①<在学中に国家資格(介護福祉士)を取得>

湖山医療福祉グループと包括協定を締結し、学生は授業の合間や休日を利用して近隣の高齢者施設で研修アルバイトを行っている。座学を通して介護福祉士としての専門知識修得も大事だが、受験に必要な540日の現場実務研修をクリアする過程で、“現場から学ぶ”

10 堀田聡子「オランダの地域包括ケア—ケア提供体制の充実と担い手確保に向けて—」労働政策研究報告書No.167・2014年5月30日

11 東京大学 高齢社会総合研究機構「確かな未来視点を持つための高齢社会の教科書」Benesse 2013,3,30

12 島崎謙治「日本の医療—制度と政策」東京大学出版会 2011,4,28

「実務経験」は、今後大きな社会問題化しつつある『認知症高齢者問題』への関わりにおいても、実学的に認知症高齢者問題の本質を理解する上で大きな効果が期待できる。

## ②<施設ケアと在宅ケアを包括的にマネジメントできるスペシャリストの育成>

我が国の社会保障制度（高齢者支援制度）は介護保険制度の導入を含めた数々の進化を経ながら現在は「地域包括ケアシステム」の考え方を基底概念に据えながら、医療情報、介護情報、生活情報を地域の多職種が共有しながら“地域で地域を支える仕組み作り”へとさらなる進化を目指している。超高齢未来の課題解決に向けて必要とされる能力は、標準化されたマニュアルに従って作業をし続ける能力よりも、刻々変化して行く地域環境（医療・介護・生活環境）に対応できる能力（＝環境変化対処能力）である。

大学での学びの中に『“現場から学ぶ”「実学の場」』という学習環境を組み入れ、夏季、冬季休みを使ってキャンパス内で「介護初任者研修（旧ヘルパー2級）」を実施し、地域をベースにした包括的な高齢者ケアシステムを学ぶことを考えている。

## ③<地域の福祉マネジメント実践で必要とされる経営学、会計学、社会学の学び>

「地域包括ケアシステム」が、『多様な生活問題に対応するサービスが、地域内の様々な社会資源の組み合わせや、これらを複合的に組み合わせたシステムの利用によって、サービスが連続して提供されることを目指したシステム』であり、その実践運営主体は社会福祉法人、株式会社、NPO法人、様々である。自治体と連携（協働）しながらサービスを事業と位置づけたサステナビリティの実践には、いわゆる“商学”のセンスが必要である。

富山和彦氏は文部科学省の高等教育機関の今後の方向性を検討する会議資料の中で『「一般教養」についても、「学術的な一般教養」に拘泥することなく、本来の教養、すなわち現代の実社会において生きて行くための基礎的な「知の技法」を教える（その意味で、経済原論でサミュエルソンを読むことよりも、経営戦略論でマイケル・ポーターを読むよりも、簿記会計の基礎

をしっかりと身に付けることが真の「一般教養」であることは当然の結論』と述べている<sup>13</sup>。

## 7 おわりに

社会保障国民会議は今後の日本における社会保障制度の基盤として、「できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援）の構築に取り組む」という、いわば community を基盤として integrated care を推進するという方向性を示した。

この方向性は現在も継承され、各自治体は個々に取り組むべき課題に対し、具体的な integration の手法について、検討を行っている。もちろん実態の分析と将来に向けての計画策定は大前提ではあるが、同時にサービス提供を担う人材、包括的に地域ケアをマネジメントできる人材の育成は急務の課題である。

本学人間社会学部のベースには、幸いなことに歴史と伝統に裏打ちされた“商学”スピリットがあり、商経学部で教鞭をとってこられた先生が多数おられ、学生諸君は全員が簿記会計を学び、2年後には初めての卒業生が実戦舞台上で活躍することになる。その中で、特に福祉コースを選択した学生は、もちろん現場（介護施設）で活躍する人材もいるであろうが、中には、民間企業の高齢者サービス部門で活躍したり、公務員として地域支援業務に携わる者もいると思われる。大事なことは、そのどの切り口であっても、地域包括的（ジェロントロジック）な視点でみればすべてに繋がりがあるということだ。

その繋がり（連携や協働の文化）が持続継続、かつ進化し続けるためには“理念”が絶対的に必要であり、リーダーシップを執る人材はその“理念”（ものの考え方・処理の仕方）を部下に対し、また地域に対して語れなければ、文化継承は難しいと考える。

これからも、現場から学ぶ姿勢を大事にししながら、環境変化に対処でき、課題解決ができる（コンピテンシーな）人材を育成して行きたい。

13 富山和彦 文部科学省「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のあり方 要旨」2015,2,16 資料4

# 介護福祉士の専門性と養成教育



千葉商科大学人間社会学部准教授  
**勅使河原 隆行**  
 TESHIGAWARA Takayuki

## プロフィール

千葉商科大学大学院政策研究科政策専攻博士課程修了 博士（政策研究）  
 日本福祉図書館学会 関東支部長・理事  
 日本人間関係学会 常任運営委員  
 社会福祉士  
 専攻（専門分野）は、社会福祉学。  
 著書に、『ソーシャルワークの基礎理論 ～人間行動と社会システム～』、『事例で学ぶ社会福祉援助技術I 障害・自立編』などがある。

## 1 はじめに

今日に至るまで、介護福祉サービスを取り巻く環境や制度は大きく変化してきた。その時代によって介護福祉サービスをはじめ、介護福祉人材の需要も変化してきた。近年では、少子高齢社会の急速な進行に伴って、65歳以上の一人暮らし高齢者数が男女ともに増加傾向にある。また、認知症をはじめとする様々な疾患を患っている高齢者も多い。特に認知症は、本人の自覚がないまま進行する事が多いため、介護福祉サービスの利用が適切に出来ない事などの問題が起こりやすい。そのため、介護福祉サービスの多様化や、質の向上が強く求められるとともに、介護福祉サービスを提供する介護福祉士の専門性の向上および、その養成教育が急務となっている。

## 2 介護福祉士の概要

介護福祉士には、高度な知識・技術・価値観を持つ専門性が求められ、養成教育を通して優れて高い知性を身に付けることが求められているが、どのような経緯で資格が創設されたのだろうか。1987（昭和62）年3月に中央社会福祉審議会等福祉関係3審議会合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度化について」の意見具申に基づき、日本で初めてとなる福祉関係の国家資格の制定について議論を行った。この背景には、①高齢者人口の急速な増加にともない、国民の社会福祉に関するニーズも多様化し、専門的な対応が必要になったこと、②国際的に見ても日本は欧米先進国と比べ、社会福祉専門職の養成に遅れがあり、資格制度の早期実現を図ることが望まれてきたこと、③シルバーサービスの振興とその健全育成を図るために、国家資格を持つ人材の活用が求められてきたことなどにより社会福祉の見直しが行われた<sup>(1)</sup>。この福祉関係の国家資格は、「社会福祉士及び介護福祉士法」とされ、同法律案は1987（昭和62）年4月21日に国会に提出され、同年5月21日に野党各党を含む全会一致の賛成で可決成立された。その後同法は、同年5月26日に公布され、その中で遅くとも1988（昭和63）年の5月には施行されるとした<sup>(2)</sup>。この法律では、介護業務を行う専門職を「介護福祉士」とし、相談援助業務を行う専門職を「社会福祉士」として、2つの資格を1つの法律として共通の枠組みで整理された。

同法第2条第2項において「介護福祉士」を、「介護

## 引用文献

- (1) 京極高宣『福祉専門職の展望 一福祉士法の成立と今後』全国社会福祉協議会、1987年、132-134ページ。  
 (2) 古瀬徹『ケアワーカーの専門性と独自性』『社会福祉研究第41号』1987年、38ページ。

福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるものを含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。」<sup>(3)</sup>と規定している。

また、専門性の中身については、法律で明記している知識及び技術と、専門職としての価値観や倫理であるとされている。同法において、信用失墜行為の禁止<sup>(4)</sup>（第45条）や秘密保持義務<sup>(5)</sup>（第46条）など具体的に専門職としての価値観や倫理に関する規定を置いている。さらに、同法において「介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない」<sup>(6)</sup>（第48条第2項）と規定している。この規定に違反した場合には、第53条の罰則規定により、30万円以下の罰金に処せられることになっている<sup>(7)</sup>。しかし介護福祉士の資格を有しないものが同様の行為を行うことを禁じてはならず、介護福祉士は医師や看護師、助産師などの医療関係職種のような業務独占ではなく、栄養士や作業療法士、理学療法士といった職種と同様に、名称独占にとどまっている<sup>(8)</sup>。以上のような背景から、社会福祉士及び介護福祉士法が1988（昭和63）年4月に全面的に施行された。これにより、日本における社会福祉関係の資格制度がスタートした。

### 3 介護福祉士の取得方法

介護福祉士国家資格を取得するには、大きく分けて次の2つのルートがある。（図表1）①実務経験を経たのち介護福祉士国家試験に合格する、②介護福祉士養成施設等に在籍したのち介護福祉士国家試験に合格する（2016年度に実施される試験から）の2つのルートである<sup>(9)</sup>。

①の実務経験ルートでは、3年（1,095日）以上介護施設等に勤務しかつ、540日以上介護業務に従事し、介護職員実務者研修を修了（2016年度に実施される試験から）することによって、介護福祉士国家試験の受験資格を得ることができる。その後、介護福祉士国家試験に合格することによって、介護福祉士国家資格を取得することができる。介護福祉士国家資格を取得する者の中では、このルートで資格を取得する者が一番多い。

②の介護福祉士養成施設等のルートでは、養成施設において、国が指定した介護福祉士に必要なとされている知識と技術と価値観に関するカリキュラムを履修して卒業したのち、介護福祉士国家試験に合格（2016年度に実施される試験から）することによって、介護福祉士国家資格を取得することができる。なお、養成施設とは、主に、高校を卒業した生徒が入学をする専門学校等のことである。

- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法の第2条第2項において、「この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。」と規定している。出典：野崎和義『ミネルヴァ社会福祉六法2015』ミネルヴァ書房、2015年、52ページ。
- (4) 社会福祉士及び介護福祉士法の第45条において、「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない」と規定している。  
出典：同書、59ページ。
- (5) 社会福祉士及び介護福祉士法の第46条において、「社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする」と規定している。  
出典：同書、59ページ。
- (6) 同上箇所。
- (7) 社会福祉士及び介護福祉士法の第53条において、「次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
1 第32条第2項の規定により社会福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、社会福祉士の名称を使用したもの  
2 第42条第2項において準用する第32条第2項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、介護福祉士の名称を使用したもの  
3 第48条第1項又は第2項の規定に違反した者  
4 第48条の3第1項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行つた者  
5 第48条の7の規定による喀痰吸引等業務の停止の命令に違反した者」と規定している。  
出典：同書、61ページ。
- (8) 古瀬徹、前掲論文、40ページ。
- (9) 厚生労働省「介護福祉士の資格取得方法」より。  
出典：[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi\\_1/shakai-kaigo-fukushi5.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi_1/shakai-kaigo-fukushi5.html)、2015年7月19日参照。

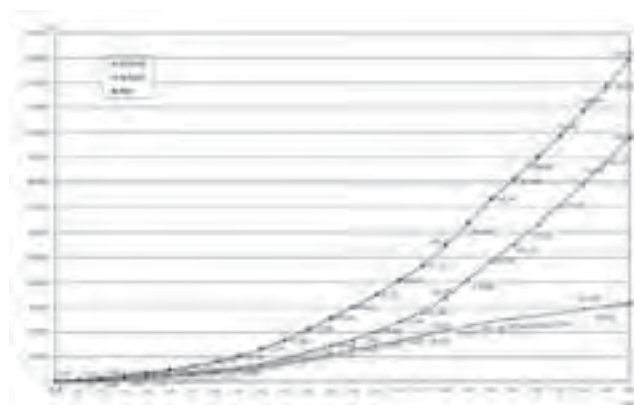


図表1 介護福祉士の資格取得方法



出典：厚生労働省『介護福祉士の取得方法』2015年

図表2 介護福祉士の登録者の推移



出典：厚生労働省『介護福祉士の登録者数の推移』2015年

#### 4 介護福祉士有資格者数の推移

介護福祉士の有資格者数（登録者数）は、2014（平成26）年9月末において、1,293,486人となっている。（図表2）そのうち、実務経験（国家試験）ルートでは、979,380人、養成施設ルートでは、314,106人となっている。また、単年度の増加数は、109,507人となっている<sup>(10)</sup>。（図表3）介護福祉士の主な勤務先は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の社会福祉施設や、病院等の医療機関などである。しかし近年では、社会福祉施設以外にも、ビジネスにおいても高齢者（認知症高齢者を含む）との対応や、高齢者をメインターゲットとした商品開発や事業、タクシー事業なども展開されているため、介護福祉士の活躍の場が広がってきている。例えば、大手のスーパーチェーン店等では、高齢者への対応方法を身に着けるために、介護福祉に関する知識・技術・価値観に関する研修を、全従業員を対象に行っているところもある。このように、直接的な介護だけではなく、介護福祉士としての専門性を生かした活躍の場が増えてきており、障害や疾病を持つ高齢者の理解や事業経営の方法など、ビジネスを行う上で必要となる介護福祉に関する知識等が必要になってきている。

図表3 介護福祉士の登録者の推移

	実務経験 ルート	養成施設 ルート	総数	単年度 増加数
平成元年	2,623	8	2,631	2,631
平成2年	6,202	1,121	7,323	4,692
平成3年	10,372	3,930	14,302	6,979
平成4年	15,568	7,904	23,472	9,170
平成5年	21,785	12,762	34,547	11,075
平成6年	28,800	18,667	47,467	12,920
平成7年	36,464	26,039	62,503	15,036
平成8年	45,699	35,100	80,799	18,296
平成9年	57,443	45,803	103,246	22,447
平成10年	72,905	58,731	131,636	28,390
平成11年	93,607	73,715	167,322	35,686
平成12年	120,315	90,417	210,732	43,410
平成13年	146,845	109,108	255,953	45,221
平成14年	171,668	128,959	300,627	44,674
平成15年	203,710	147,557	351,267	50,640
平成16年	243,445	165,924	409,369	58,102
平成17年	281,998	185,703	467,701	58,332
平成18年	342,290	205,421	547,711	80,010
平成19年	414,982	224,372	639,354	91,643
平成20年	487,932	241,169	729,101	89,747
平成21年	556,097	255,343	811,440	82,339
平成22年	632,566	265,863	898,429	86,989
平成23年	706,975	277,491	984,466	86,037
平成24年	794,419	291,575	1,085,994	101,528
平成25年	881,078	302,901	1,183,979	97,985
平成26年	979,380	314,106	1,293,486	109,507

注：各年度9月末の登録者数である。

出典：厚生労働省『介護福祉士の登録者数の推移』2015年より作成

(10) 厚生労働省『介護福祉士の登録者数の推移』より。

出典：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi\_1/shakai-kaigo-fukushi6.html、2015年7月19日参照。

## 5 介護福祉士の専門性

介護福祉士に求められている専門性は何か。介護福祉士の担う業務は、利用者の命と直接的な関わりを持って行われているが、医師や看護師のような業務指針や方針が明確に定められていないのが現状である。よって、介護福祉士の明確な業務指針や方針を決める必要があると考える。また、その専門性を明らかにすることで、実践現場で働いている介護福祉士の専門性を高められるとともに、介護福祉教育にも反映することができる。これまで、介護福祉士の専門性については、様々な研究者等によって議論や実証的研究が行われてきた。

### (1) 介護福祉士の知識と技術と価値観に関する調査研究

三友雅夫は、1992(平成4)年6月の研究で、介護に要求される介護福祉士の専門性の内容が、介護福祉士養成施設での養成カリキュラムにどれほど含まれているのかについて実証的研究を行っていた。

当時、介護福祉士養成施設で最も多く採択されていたテキストは、中央法規出版が介護福祉士養成のためのテキストとして発刊した『介護福祉士養成講座』であった。最も多く採択されていた理由としては、中央法規出版が他の出版社よりも先駆けて発刊していたことが大きく左右していたものと思われる。しかし、このテキストの作成にあたっては、現場での専門性を吟味して作成されたものではなかった。そのため三友雅夫は、このテキストに書かれている内容は、介護福祉の現場での専門性を保障するものであるのかということを実証的に明らかにしようとしたものである<sup>(11)</sup>。

検証に用いた質問項目は、ケアの知識と行動(技術)とに分け、テキストの科目ごとに知識に関する項目については14科目の中から214問の質問項目を、同様に行動(技術)に関する項目については10科目の中から110問の質問項目を、特に、その教科の単元の中で重要と考えられるものの中から選定していた。調査は、全国の特別養護老人ホームの中から無作為に選び出した330施設で行っていた。この調査では、どの科目に

おいても80.0%前後の要求度を示しており、非常に高い専門性を要求していた。したがって、テキストに書かれている内容は、非常に高い要求度を示していることを実証していた。

#### <介護福祉士の専門性を構成する知識の項目>

さらにこの研究では、専門性を構成する項目をケアの知識と行動(技術)の2つについてそれぞれ抽出していた。知識に関する項目では、①家政系基礎(被服を選ぶ知識、衣類を選ぶ基準、被服が起こす皮膚障害、成人病予防の食事、食中毒防止などの介護知識)、②制度事業(入所施設における費用徴収制度、公費負担医療制度、高額医療費の支給、障害者に対する手当などの介護知識)、③障害・リハ援助(重症心身障害児の発達的特長、障害の発生予防対策、先天盲幼児の特徴などの介護知識)、④介護原理・原則(バイスティックの言う信頼関係づくりの7つの原則、社会福祉援助技術の4つの原則、社会福祉調査などの介護知識)、⑤医学・生理学系(血液成分、栄養素、消化吸収作用、栄養摂取量などの介護知識)、⑥福祉思想・理念(老年期は生活ストレスを受けやすい、知能は加齢に伴って変化などの介護知識)、⑦施策体系(法制度体系、年金制度、医療保険制度などの介護知識)、⑧アセスメント(レクリエーションプログラムの効果測定、ニーズ判定基準などの介護知識)の8項目を抽出していた<sup>(12)</sup>。これらの項目は介護福祉士の知識に関する専門性を構成するものと理解できる。(図表4)

#### <介護福祉士の専門性を構成する行動(技術)の項目>

行動(技術)に関する項目では、①直接処遇原理(臨床的・日常的に毎日繰り返し果たさなければならない介護業務に関わる介護行動)、②対人接触(クライアントの自発性や自己決定を尊重した介護行動)、③レク・リハ援助(2次的障害を起こしやすい点を考慮に入れた介護行動)、④状況対応(クライアントのもつ問題を洞察し、個別の事柄を考慮する介護行動)、⑤医学的対応(心臓発作時の心肺蘇生術や、薬の副作用の理解をしたうえでの介護行動)、⑥便法処置(クライアントに対して、工夫や便法などの処置による介護

(11) 介護福祉研究会(研究代表・三友雅夫)『介護福祉士の専門性に関する実践による調査研究事業報告書』1993年、1-2ページ。

(12) 同書、18-24ページ。

図表4 介護福祉士の専門性を構成する知識の項目

①家政系基礎	被服の一般的な知識、成人病予防の食事等の知識が必要である。
②制度事業	費用徴収制度、医療保険、社会福祉などの事業にかかわる知識が必要である。
③障害・リハ援助	障害や病気の症状の観察および処置等に関する知識や、リハ援助に関する知識が必要である。
④介護原理・原則	介護の原理や原則に関する知識が必要である。
⑤医学・生理学系	血液成分、細胞の組織形成、栄養素、消化吸収作用、栄養摂取量、肝臓の動き等の医学や生理学に関する知識が必要である。
⑥福祉思想・理念	ノーマライゼーションの思想やスーパーバイズを受ける意義などの福祉思想・理念に関する知識が必要である。
⑦施策体系	介護事業の運営には資金を必要とし、運営は公的負担、措置費を基礎とし、患者・クライアントは年金制度や医療保険制度との関わりが大きい。法制度や政策の知識が必要である。
⑧アセスメント	アセスメントの知識能力、評価の知識、判定基準の知識が必要である。

出典：介護福祉研究会（研究代表・三友雅夫）『介護福祉士の専門性に関する実践による調査研究事業報告書』1993年、18-21ページより一部文言を変えて作成

図表5 介護福祉士の専門性を構成する行動（技術）の項目

①直接処遇原理	クライアントに対する共感・理解や心理的に安定させるコミュニケーション、日常の健康状態を把握し症状変化を観察して問題を洞察し処置する能力など、基本に忠実な処遇を果たすことを重視する。
②対人接触	クライアントの自発性や自己決定を尊重し、ニーズを出発点として処遇することを重視する。
③レク・リハ援助	集団活動をとおして生活意欲向上を誘導し、その条件を整備し、機能障害が2次的障害を起ししやすい点を考慮した援助技術を重視する。
④状況対応	クライアントの個別の事柄を考慮し、その人の状況に対応した介護を重視する。
⑤医学的対応	医学、看護、心理学の知識に支えられている処遇であり、救急時の的確な対応が求められる。
⑥便法処置	クライアントに対して、工夫や便法によって柔軟に処置する心理的メカニズムの学習を基礎とした支援。
⑦症状変化対応	クライアントの状況変化に応じて柔軟に処遇することが求められる。
⑧障害対処	判断力低下や記憶力低下などの障害を持つクライアントには、その度合いに照らして介護する対処の仕方が要求される。

出典：介護福祉研究会（研究代表・三友雅夫）『介護福祉士の専門性に関する実践による調査研究事業報告書』1993年、16-18ページより一部文言を変えて作成

行動)、⑦症状変化対応(クライアントの状況変化に応じた柔軟な処遇を行う介護行動)、⑧障害対応(障害に応じた処遇を行う介護行動)の8項目を抽出していた<sup>(13)</sup>。これらの項目は介護福祉士の行動(技術)に関する専門性を構成するものと理解できる。(図表5)

## (2) 実践現場で期待される介護福祉士の専門性の研究

勅使河原隆行は、2007(平成19)年3月の研究で、介護福祉士の専門性に関わる知識と技術に関する実証的研究を行った。この研究では、「介護福祉士の専門性を評価するための知識と技術と価値観には、何が求められているのかを解明する」ことを目的とした<sup>(14)</sup>。高齢者と障害者施設の中から無作為に選び出した50施設に勤務し、高齢者と障害者の介護を行っている介護福祉士を対象に調査を行った。調査項目は、三友雅夫が1992年6月の研究で使用した調査項目である介護の知識に関する項目214問と、介護の行動(技術)に関する項目110問を、国家試験に出題されている項目を参考にして改良を行った。その結果、介護の知識に関する項目が97問、介護の技術に関する項目が104問の合計204問となった。なお、価値観については知識と技術の両者と関わりを持つ根本的なことであるため、「介護の知識に関する項目」と「介護の技術に関する項目」の2つに分類し、それぞれに価値観を含めている。

研究結果として、介護福祉士国家試験に出題されている介護の知識と技術に関する項目は、「介護福祉士が介護を実践する現場で、必要性が特に高いと認識している項目」であることが検証された。また、先行研究では明らかにされていなかった、価値観などのアドボカシーや、関係専門職(医師・看護師)との協働、介護予防といった新しい項目においても、実践現場で要求されている内容であるということが検証された。また、因子分析の結果をグルーピングして、介護福祉士に必要な知識と技術と価値観の内容をより細分化し明確化した結果、介護の知識に関する項目を10項目、介護の技術に関する項目を12項目確定した。

<介護福祉士の専門性を構成する新しい知識の項目>

介護福祉士の専門性を構成する新しい知識の項目として、①食生活と疾病予防に関する知識、②メンタルヘルスに関する知識、③栄養素の働きや感染症の衛生管理に関する知識、④障害から派生する病気の対応に関する知識、⑤アドボカシーに関する知識、⑥介護制度に関する知識、⑦介護の援助方法に関する知識、⑧老年期の疾病に関する知識、⑨多職種間の協働に関する知識、⑩制度サービスとその運営に関する知識の10項目を確定した<sup>(15)</sup>。(図表6)

<介護福祉士の専門性を構成する新しい技術の項目>

また、介護福祉士の専門性を構成する新しい技術の項目として、①原理と原則に徹した介護技術、②観察と傾聴に徹した介護技術、③障害の特性を理解した介護技術、④安心・安全を見守る介護技術、⑤多職種間の協働を考えた介護技術、⑥基本技術に徹した介護技術、⑦感染症防止に徹した介護技術、⑧利用者の状況に応じた介護技術、⑨生活機能の維持と向上に徹した介護技術、⑩アドボカシーを活用した介護技術、⑪緊急時に備えた介護技術、⑫信頼関係を築いた介護技術の12項目を確定した<sup>(16)</sup>。(図表7)

## 6 今後の介護福祉士の養成教育

このように、これまで様々な研究者によって介護福祉士の専門性について議論や実証的研究が行われてきた。介護の実践現場での内容を踏まえた実証的研究は、介護福祉士の専門性を向上させるうえでも、とても重要なことである。現状として、実践現場において介護を行う介護福祉士にとっては、介護業務の中で、何が主に専門性と関わりを持っているのか、専門性を高めるためには、何をどうすればいいのかが分からない場合が多い。その結果、介護福祉士が行ったサービスが適切であったかどうか判断しにくくなったり、利用者に対して提供するサービスを決めることが困難であったり、サービスの質が高いかどうか評価することも難しくなる。よって、介護福祉士の専門性を明らかにする

(13) 同書、16-18 ページ。

(14) 勅使河原隆行「実践現場で期待される介護福祉士の専門性の研究」『宇都宮短期大学人間福祉学科研究紀要第5号』2007年、101 ページ。

(15) 同上論文、113-117 ページ。

(16) 同上論文、117-122 ページ。

図表6 介護福祉士の専門性を構成する新しい知識の項目

①食生活と疾病予防に関する知識	高齢者の健康維持や病態に応じた調理・食事介護と、高齢者や障害者の特性を知った上での疾病予防に関する知識。
②メンタルヘルスに関する知識	心理的原因による認知症やうつ病といった精神障害を発症させないためのメンタルヘルスに関する知識。
③栄養素の働きや感染症の衛生管理に関する知識	健康を維持するための栄養素や、疥癬やMRSAといった感染症を防止するための病原菌と衛生管理に関する知識。
④障害から派生する病気の対応に関する知識	障害に応じた被服の選択や、感染症や脱水症状といった疾病を予防するといった、障害から派生する病気の対応に関する知識。
⑤アドボカシーに関する知識	利用者の自己決定を最大限に生かして、権利を擁護するためのアドボカシーに関する知識。
⑥介護制度に関する知識	2005年の介護保険法改定で政府施策として示された介護予防などの、介護制度に関する知識。
⑦介護の援助方法に関する知識	利用者の生活機能の維持・向上を積極的に図ることを目的として行う、レクリエーション援助活動などの援助方法に関する知識。
⑧老年期の疾病に関する知識	加齢に伴う生理機能の変化による疾病や障害を予防するなどの、老年期の疾病に関する知識。
⑨多職種間の協働に関する知識	包括的な福祉サービスを行うためには、多職種間の連携した業務の遂行が必要であり、これらの多職種間の協働に関する知識。
⑩制度サービスとその運営に関する知識	社会福祉の制度や、多様な社会福祉サービスについての知識。

出典：勅使河原隆行「実践現場で期待される介護福祉士の専門性の研究」『宇都宮短期大学人間福祉学科研究紀要第5号』2007年,115-117ページ

図表7 介護福祉士の専門性を構成する新しい技術の項目

①原理と原則に徹した介護技術	利用者の価値観、疾患、病状などを理解し、利用者自身の利益を最優先に考えることや、援助者の主観や価値観を入れてはならないといった社会福祉の原理と原則に徹した介護技術。
②観察と傾聴に徹した介護技術	利用者をよく観察したり傾聴することによって、利用者の感情や態度を知るといった、観察と傾聴に徹した介護技術。
③障害の特性を理解した介護技術	障害の種類によっては、外見だけでは区別しにくく障害の程度や状況が分かりにくいこともある。また、障害によりストレスを抱えていることもあるので、障害の特性を理解した介護技術。
④安心・安全を見守る介護技術	備品を安全な場所に配置したり、居室の掃除や入浴、手洗い、部屋の清掃、シーツや洋服の交換を行うなどの、衛生管理をしっかりと行い、利用者の安心・安全を見守る介護技術。
⑤多職種間の協働を考えた介護技術	多職種の専門職同士が一つの場所に集まり、直接カンファレンスを行い、情報の共有、サポート計画の検討、利用者の抱えている問題の把握、役割分担の確認などの多職種間の協働を考えた介護技術。
⑥基本技術に徹した介護技術	健康を維持して自立した生活を送るために、健康と管理に気をつけるなどの、基本技術に徹した介護技術。
⑦感染症防止に徹した介護技術	介護を必要としている人は、感染症にかかりやすいため、普段から衛生管理をしっかりとした感染症防止に徹した介護技術。
⑧利用者の状況に応じた介護技術	夜間徘徊をする老人や、じょくそうや失禁などの、利用者の状況に応じた介護技術。
⑨生活機能の維持と向上に徹した介護技術	健康の維持・向上を図ることを目的として2005年の介護保険法改定で政府施策として示された介護予防を活用した、生活機能の維持と向上に徹した介護技術。
⑩アドボカシーを活用した介護技術	利用者の自己決定を最大限に生かして、権利を擁護することが大切である。また、アドボカシーシステムを活用するだけでなく、利用者や家族に説明するといった介護技術。
⑪緊急時に備えた介護技術	万が一事故が起きてしまった場合に、適切に対処できるようにするための緊急時に備えた介護技術。
⑫信頼関係を築いた介護技術	利用者に信頼されるということは非常に重要なことであるため、利用者との信頼関係を築いた介護技術。

出典：勅使河原隆行「実践現場で期待される介護福祉士の専門性の研究」『宇都宮短期大学人間福祉学科研究紀要第5号』2007年,120-122ページ

ことはとても重要なことであり、その他にも、国家試験の出題内容や、養成施設等での教育内容を決定するための指針にもなる。

今後の介護福祉士養成教育では、理論と実践を同時に学ぶ環境を整えることが必要だと思われる。例えば、アメリカでのソーシャルワーク教育では、特に現場実習に力を入れており、現場実習の時間数は、学部で400時間以上、修士で900時間以上を義務付けている。現場実習の方法は、基本は同一施設において年間を通して実習を行うことになっているため、例えば1週間のうち、前半(月・火)は大学で講義を受け、後半(水・木・金)は現場実習を行っているというスタイルである。このような通年実習のスタイルは、実習生が実習先で生じた様々な疑問や不安なことを近日中に大学に持ち帰って教授の指導を受けることができ、また、大学の授業で得た知識・技術・価値観をすぐに実習で活かすこともできる。さらには、年間を通しての実践現場の業務内容を学ぶことが出来るため、大学や大学院を修了後に即戦力として活躍することが可能となる<sup>(17)</sup>。

これに近い教育を、千葉商科大学人間社会学部では「介護福祉士プログラム」として実施している。これは、

千葉商科大学と湖山医療福祉グループとの教育連携協定の一環として取り組んでいるもので、介護福祉士の資格取得を希望する学生が選択制で実施しているものである。具体的には、学生は、実務経験ルートで介護福祉士国家資格の取得を目指すものであり、大学に在籍をしながら、湖山医療福祉グループの福祉施設で、3年(1,095日)以上勤務し、かつ、540日以上介護業務に従事することにより、介護福祉士国家試験の受験資格を得る。例えば、平日の昼間は大学での講義を受け、夕方から福祉施設で介護業務に従事する。また、土日や夏休み等の長期休暇中は、終日、介護業務に従事する。なお、大学の正課授業では、介護福祉に関する科目を開講しており、理論的な部分については講義を通じて学ぶことが出来る。その他にも大学では、施設就業に関しての学生へのフォローや指導はもちろんのこと、従事日数の確認等も行い、4年次の冬に介護福祉士国家試験を受験できるようにしている<sup>(18)</sup>。

千葉商科大学人間社会学部での取り組みはとてもユニークなものであり、大学が正課の授業の一環として実施しているのは、日本初の取り組みである。このような取り組みが、全国に広がることを期待している。

(17) 平澤恵美「アメリカ合衆国の大学院におけるソーシャルワーク実習教育」『社会福祉学研究第4号』日本福祉大学大学院社会福祉学研究科、2009年、139ページ。

(18) 千葉商科大学『【教育連携】人間社会学部・湖山医療福祉グループ「介護福祉士プログラム」を始動!』より。出典：[http://www.cuc.ac.jp/ningenshakai/news/2014/kaigo\\_program0130.html](http://www.cuc.ac.jp/ningenshakai/news/2014/kaigo_program0130.html)、2015年7月19日参照。

## 文字学のはじめ



千葉商科大学政策情報学部教授  
**箕原 辰夫**  
 MINOHARA Tatsuo

## プロフィール

1986年 慶應義塾大学工学部卒業、三菱電機入社情報電子研究所  
 1989年 慶應義塾大学大学院計算機科学専攻修士課程  
 1995年 同専攻博士課程単位取得退学、湘南短期大学専任講師  
 1997年 千葉商科大学商経学部専任講師  
 2000年 政策情報学部助教授、2007年同学科教授  
 著書：6809 プログラミングデザイン（秀和システム：1986年）  
 Javaではじめるプログラミング（秀和システム：2001年）  
 MacでJava!（ラトルズ：2005年）

## ■ 科目のこと

私が、文字学に携わることになった科目のことからお話したいと思います。2000年に政策情報学部が開設されたときに、「表現情報論」という科目を始めました。これは、シャノンの情報理論や、ソシュールの記号学をベースとして、コンピュータ上の表現、あるいはメディアを通しての表現技術の工学的な部分をも扱う科目です。最初は必修の科目になっていたのですが、まるで興味ない学生に教えるのは辛くて、2005年の科目改編のときに、「表現メディア論」と改名して選択科目にしてもらいました。そこでは、コンピュータ上に実現された表現だけでなく、人間がメディアを使って如何に表現してきたかという内容を盛り込んでいきました。そのために、「数の表現」や「文字の表現」についても扱うこととなりました。現在も、文字の表現については、この科目の中で扱っています。

この科目に加えて、2006年度に特別講義として、

「文字表現」という科目を置いて、そこで、書字（書道ではなく飽くまでも字を描くことに拘る）などを教えました。これは、大学生の描く文字が、特に男子学生を中心に、非常に酷くて、まともに読めなかったことに業を煮やしたからでもありました。しかし、ローマン体の英字やカリグラフィの英数字を教えても、ひらがなやカタカナの描き方を教えても、1回や2回の授業では、これまで培ってきた悪字を描く癖というのはなかなか治りません。もともと、書道もそうなのですが、文字を描く練習をすることということは、自分の字が如何に汚いかという自省の上に成り立ってきたものです。そのような自省のない学生に、レタリングのような形で比率の整った文字を描かせるのは無理な相談です。彼らは、自分の汚字を他人に読んでもらうという無礼に対して、謙虚さが足りないのだとも思えます。

文字表現の授業は、当時私が担当するコマ数が多くて、1週に実質12科目ぐらいに増えてしまい体調を崩してしまったことや、もともと政策情報学部の科目

数が多いこともあって、2007年に開講した以来、2度と開講されなくなっていました。その一部を「色彩と文字」という科目の中にも分散させて教えていたのですが、そちらの科目が2015年度の改訂で「色彩学」となり色彩関係の検定対策科目になってしまったので、ほんの一部を表現メディア論に残して、そのような実習をする授業自体はなくなりました。いつか、全学的に科目が再編することになって、そのような文字デザインに興味がある学生の教養を拡げるときに必要とされるまで、封印しておきたいと思います。

## ■ 文字に対する経歴

私自身は、まず母親が達筆な字を描く人で、しかもレタリングなどもやっていたこともあって、早くから自分の汚字を直すことを自発的に行なってきたような気がします。2004年に亡くなってしまった母親が描いた年賀状の習作を最近発見することがあったのですが、宝物に接するような思いでそれを扱ったものでした。また、私自身は1986年からMacintoshを使い出しましたが、これがSteve Jobsの薫陶でDesktop Publishing (DTP) の元となったコンピュータでした。XeroxのAltoワークステーションを引き継いで、高品質なフォントをプリンタに印字できるのが特徴でした。加えて、通常の英字だけでなく、ドイツ語やフランス語で使う特殊な文字も簡単に入力できましたので、英語を除く外国語の教員の皆さんは、早い段階からMacintoshを使われていました。さて、私も多くの内容をMacintoshから学びまして、その中には、英字フォントに対する感性の醸造も含まれていました。大学院時代は、英字フォント集めなどもやっていたし、いわゆるその頃のDTPソフトウェアであるLATEXについても扱っていましたが、そこで使われているComputer Modern RomanやTypewriterフォントが嫌いで、印字するときの使用フォントをAppleのPostScriptプリンタについているTimes RomanやCourierフォントに変換する形でLATEXを利用していました。また、LATEXだけでなく、ワープロなどもハイパーリンクができるFullWrite Professionalを使ってPalatinoのフォントを用いて英語の論文を書いていました。

## ■ タイプフェースのデザイン

文字表現の授業が始まって、英字のタイプフェース(フォントのデザインを指します)についての勉強を深めることになりました。このときは、フルティガーの本やヤン・チヒョルトの本などで、実際のタイプフェースのデザインや古くからの英文活字についての勉強をしました。漢字の書体については、石川九楊先生の「書の宇宙」などの本で、金文や楷書などのデザインを勉強しました。英字のフォントのデザインについては、三菱電機の研究所にいたときに、開発のためにHP64000というワークステーションを利用することがあって、そのドキュメントが非常に格好の良いタイプライターのフォントを使っていました。後年、そのデザインを再現するために、FontGrapherというフォントをデザインするソフトウェアを使って、自分でフォント作成をしたというのが初めだったような気がします。

英字のフォントについては、文字表現の授業の中で英字の成立について、フェニキア文字から説明し、チヒョルトの本を用いながら、ローマの草書体のScriptura Corsiva(スクリプテュラ コルシーバ)、6世紀までに登場するMinuscule(ミニスキュールあるいはハーファンシャルとも呼ばれる)によって、元々大文字しかなかったアルファベットに小文字が追加されたことを説明しました。また、Carolingian Minuscule(カロリング朝ミニスキュール)の字体で小文字が完成する話も扱いました。



図1 Carolingian Minuscule で描かれた書物 (10世紀スロヴァキア)



私自身は英字や漢字のフォントだけでなく、表現メディア論でUnicodeを教えていた関係から、さまざまな国の文字や古代の文字にも興味を持ち始めました。文字の歴史については、さまざまな本があり、それらを図書館で借りたりして、勉強しました。Unicodeは、特に4.0版の規格から大幅に拡張され、現在使われている文字だけでなく、古代に使われていた文字も規格として採用する仕組みができたからです。現在までに、中王朝で使われていたエジプト聖刻文字(ヒエログリフ)や楔形文字(アッカド朝のもの)のある程度の数の文字が、Unicodeのワーキンググループの検討結果を経て、規格の中に入っています。古代に使われていた文字や少数民族の文字なども、関連する国や学会などを中心として、ワーキンググループを結成すれば、規格として採用されます。私は、秘かに、日本で昔使われていた「変体仮名」についても、ワーキンググループを作れないものかと画策しています。日本の「ひらがな」は基本的には明治政府が取捨選択した「かな」の一部に過ぎず、平安期に古切に描かれた和歌などは、政府によって選択されなかった「変体仮名」を用いて描かれています。これに陽の目を当てさせたい気持ちがあります。

## ■ 母音の種類

表現メディア論の中では、母音を中心とする日本語と一番遠い存在として、アラビア文字も教えています。ヘブライ文字やアラビア文字は、原セム文字から派生したセム系文字と呼ばれますが、もともとは、古代エジプトの聖刻文字の流れを汲んでいて、子音しか文字に表現しません。文字として表せる母音としては、語頭にある半母音のa, i, uの3つの音を表す表記があるだけです。ただし、アラビア文字ではコーランを正確に読むために、母音を表すための母音記号を用いることがあります。しかしこの記号も、日常の表記では省略されることもあります。日本人は、母音は「あ・い・う・え・お」の5音だと不覚にも思いがちですが、アラビア文字のように現代使われている文字の中にも3つの母音しか表現できなかつたりするので、日本人の母音の感覚とは大きな違いがあります。様々な言語の

母音は全体として、国際音声字母の母音に集約され、それは17種類ぐらいあります。そのなかで、英語も含めて、外国語では、日本人には聞き取りにくい母音を利用したりしています。たとえば、「come」はイギリス英語ではカタカナの「コム」でも「カム」でもない「kɒm」という口を大きく開いた母音を利用して発音されます。

ローマ字と日本語の母音は、元は相性が良かったのですが、ケルトに移り、ラテン語が英語になった時点でだいぶ母音が変わってきました。ですから、ラテン語を起源とする言語は案外と日本人にとって聞き取りやすい言語になっています。神聖ローマ帝国に起源を発するドイツ語は、早口で発音されても、何を言っているのかはわかりませんが、音は聞き取ることができます。逆に、英語は耳慣れない音が出てきますので、ドイツ語に比べればはるかに聞き取りにくいでしょう。日本語のローマ字は、そういう意味ではラテン語の発音で綴りを正確に踏襲しているとも言えるでしょう。特に、英語の綴りは、10世紀から14世紀に間に起こったとされるGVS (Great Vowel Shift)によって、長音を中心に綴りと発音の関係が遷移します。たとえば、「OO」を綴ると「u:」と発音されてしまいます。その影響もあり、個々の母音の発音の仕方もラテン語に対して異なったものが導入されました。たとえば、「a」は「e:」ですし、「i」は「ai」、「e」は「i:」、「u」は「ju:」あるいは「ʌ」や「ə」と発音されてしまいます。このような綴りと発音の関係が非常に不安定な言語が国際標準になってしまうのは困るのですが、英語は単語の活用形が限られているので文法的には覚えやすいでしょう。

## ■ 同じ文字でも、同じ国でも

同じローマ字を使っている、ドイツ語、フランス語、スペイン語などでは、特殊な文字が追加されて、英語と発音や綴りがかなり異なるように、広域で使われているインドのディーバナーガリー文字やアラビア文字、あるいはキリル文字は、国・言語によって使われ方が違います。これは、漢字が中国、台湾、日本、

香港で使われ方が異なるのと似ています。たとえば、ディーバナーガリー文字は、インド内のヒンディー語で用いられていますし、ネパールでも用いられています。ネパールでは、インドと綴り方が異なるのを日本からネパールに赴任された教員の方とやり取りをしている中で発見しました。

インドは、15種類の文字、22の言語が使われている多様性の国です。ただし、文字は形が違えど、基本的な原則は共通しています。アブギダと呼ばれる種類の文字で、子音が中心で、その周りに母音の記号を追加して、1つの音節を表す文字になっています。しかし、多数の言語が存在する状況はかなり不便で、インドの映画などで、よく使われるパロディーは、ドライブで少し遠くに出かけたら、まったく異なる文字や言語を話す地域に行ってしまうてわからなくなって戻って来るといった譚です。結局、英語・ヒンディー語・タミル語を共通言語として用いているようです。インドで案内してもらったガイドさんは、ヒンディー語の話者だったのですが、南インドでは、毎回タクシーに乗るたびに「ヒンディー語が話せるかどうか」を英語で聞いていました。

南インドは、文化圏的にはタミル語の文化で、萬葉集の研究や日本語類語辞典などで有名な大野晋先生によると、日本語の祖語の候補の一つになっています。そのような意味で興味を持って、南インドで用いられている言語、総称してドラヴィダ諸語と呼びますが、この学習辞典を作るという内容で科研費を得ました。その一環で、実際の話者の録音などをシンガポールや南インドで行なってきました。シンガポールでは、公用語の1つがタミル語になっています。シンガポールにおける録音では、シンガポール国立大学でタミル語を教えている Thinnappan 教授に連絡を取って、教え子の学生さんから話者の手配をしてもらいました。しかし、教授とお互いの英語が通じない、つまり私は和製英語、先生はシンガリッシュと呼ばれるシンガポール独特の英語を話す状態だったので、途中からメモを交換する破目になりました。これも英語の文字と発音の揺らぎが招いた結果と言えそうです。

さて、ドラヴィダ諸語には大きく4つの言語、タミル語、マラヤーラム語、テルグ語、カンナダ語があります。それぞれ独自の文字を持っています。南インドでも北方のテルグ語やカンナダ語は、ヒンディー語からの影響が多く、語源もヒンディー語に依存する部分があります。また、同じことがマラヤーラム語にも言えます。しかし、タミルは古代より北方インドとは別の文化圏を形成していました。その部分が、他の3つの言語に影響を与えています。文字の形を取ってみても、タミル文字だけは不規則的な形を持っています。通常のディーバナーガリー系の文字の場合は、子音と母音記号の組み合わせだけでほぼ決まるのですが、タミル文字は特に母音が「u」の音節について、単に記号を組み合わせただけでは起こりえないような文字の変化を持っています。

## ■ 縦書きの文字

縦書き用にデザインされた文字は、全世界的にみても意外に少なく、古代エジプト文字（聖刻文字、神官文字）と漢字、ひらがな、旧モンゴル文字ぐらいです。マヤ文字は、縦横4マスを基本に描かれますし、ハングル文字も縦書きは可能ですが、縦書き主体ではありません。漢字から派生した文字として、契丹文字や女真文字はまだ充分には解読されていませんが、これは音を表す表音文字を含むのではないかとされています。これらの文字も縦書きが主体になっています。すなわち、縦書き用のデザインされた文字は、意味を表す表意文字に多いというのがわかります。日本語のひらがなは、漢字の草（草書体）から更に崩した形状になっていますので、例外的に縦書きから始まった表音文字と言えます。

縦書きの文字は、描くのが難しいのかも知れません。ローマ字に関してはカリグラフィと呼ばれる手書きの文字をデザイン化したものが使われてきましたが、「カリグラフィ道」という形では発展しませんでした。漢字だけは、書道という形で発展してきました。精神的なものを書字に反映させるという概念は東洋独特のものかも知れません。ただし、中東にはアラビア文字が

あり、アラビア文字には書道と呼べるような概念があります。これは、アラビア文字の一つの目的がコーランの書写にあったことに起因するのかも知れません。コーランを書き写す際に、デザイン的なものと精神的なものを書字に反映させたからだと言えるのではないのでしょうか。



図2 11世紀北アフリカで描かれたコーラン  
(大英博物館)

## ■ 表音文字の中の音節文字

文字には、発音を表す表音文字と単語や意味を表す表音文字があります。アルファベットは前者の代表ですが、後者の代表はやはり漢字でしょう。表音文字の中では、アルファベットは音素文字と呼ばれます。これは、子音や母音を別々に表す文字体系になっています。それに対して、「かな」のような文字は音節文字と呼ばれます。音節は、基本的には「子音+母音」で構成されています。言語文化によって、音素に分解して発音を考える言語と音節を主体にした考える言語に分かれています。音節を中心とした文字体系を持つ言語は、インドを含めた東アジアの言語に特徴的であると考えられます。もちろん、中国語は表意文字の漢字主体なので、表音文字は持っていませんでした。それが中国語の音を表すのに、アルファベットの拼音が導入された所以です。日本語のかな、ハングル、インド

の多種の文字は、音節を表す形になっています。ただし、インド文字はアブギダ（子音に母音記号を足す）文字として分類されていますが、文字の単位で考えれば音節文字と言えるのではないのでしょうか。

現在は、国際音声字母なども含めて、子音と母音に分ける音素を中心に発音が解析されています。これに対して、現在私が取り組んでいるのは、各言語が想定している音節は何かという同定です。音節という観点から発音を考えてみたら、いろいろな言語の新しい性格が見えてくるのではないかと思っています。これは、学生にそれぞれの文字で自分の名前を描かせるのに、かなで言うところの「五十音表」を用意したこと起因しています。いろいろな言語の教科書に、「仮に日本語の五十音を表すなら」という前提のもとで、その言語の文字による日本語の音節の翻字が載せられています。それらの正統性は現在のところ保証されていません。あくまでも現地の人にそれらしく読まれるための表記にすぎません。また、日本語の五十音の表自体にも「さ行」や「た行」に問題があって、本来ならば複数の行に互る音が1つの行にまとめられている経緯もあります。国際的な共通の音節表を作って、日本語も含めてどの音がどの音節に分類されるのかをまとめてみたいと考えています。

## ■ 古代文明の文字の解析

文字の歴史に関しての本を読むと、未解読の文字の話や古代文字の解読過程の話が紹介されます。まだロンゴロンゴ文字などの未解読文字は、何がどの音を表すのかわからない、あるいは現代までと共通する内容が書かれていないために、そのような状態に置かれています。解読は西洋のアルファベットの中で生活している人達を中心になって行なっていますので、解読の最初の過程は表音文字を探すことにありました。エジプトの聖刻文字は、ファラオの名前を囲むカルトウーシュの中に書かれた表音文字が解読の手掛かりになったのは有名な話ではないかと思います。つまり、古代文明の文字は、現在の日本語と同様に、表音文字（日本語の場合は「かな」と表意文字（日本語の場合は漢字）

の混淆文になっていました。しかし、西洋のアルファベットしか知らない学者は、漢字の造形法を知らないために、かなりその後の解読が遅れました。これは、エジプト聖刻文字だけに留まらず、楔形文字、あるいはマヤ文字にも共通して言えることです。古代文明の文字の解析は、それに最初に接したのが現代の日本人であったならばもっと劇的に進んだことでしょう。日本人であれば、許慎の「説文解字」における文字の造形法・組み合わせ方がある程度常識的に学んでいます。そのような造形方法が、古代文明の文字には多く存在しています。加えて、マヤ文字では1つの文字の中にいろいろな文法要素まで組み込まれていますので、1つの文字が1つの文を表すことさえあります。

マヤ文字もエジプト聖刻文字も、日本語と同様に、1つの単語を音で表したり、象形文字でそのまま意味として表したりすることの両方が可能です。また、日本語のかなと漢字の関係で出てくる「送り仮名」のように、意味を表す文字に、音を表す文字を添付した「送り文字」のような記法があります。加えて、表意文字では必ず起こりがちな同音異義語が多いというのも古代文明の文字と現代日本語と共通する性質の一つになっています。楔形文字は、メソポタミア文明の成立の過程から追うと、元々シュメール王朝があってシュメール人が住んでいたところに、北方からアッカド人が移動してきてアッカド王朝が成立しました。そのために、元々のシュメールの語彙や音節ベースの楔形文字を採り入れた形でアッカド朝の楔形文字が構成されています。ここら辺は日本語と漢字の関係、あるいは古代ギリシャ語と古代ラテン語の関係に似ています。ただし、アッカド語はセム系で子音中心の音なので、

音節文字の楔形文字に表音の部分を適合させるのに苦労したようです。ちなみに、マヤ文字も表音の部分は音節文字が中心になっています。



図3 マヤ文字で描かれたジャガー (Balam) 一番左が表意文字、一番右が音節文字の組み合わせ、途中の文字は表意文字と音節文字の組み合わせによる送り仮名での表記

古代文字に関しての個人としての研究では、2010年にエジプトの学会で発表した、エジプト聖刻文字の入力システムがあります。これは、Mac OS Xがオープンな形で文字入力システムのライブラリを提供していますので、それを利用して「かな漢字変換」のように、アルファベットを入力したら、Unicodeのエジプト聖刻文字が出てくる入力システムです。これを楔形文字にも適用しようとしていますが、新しいCocoaベースのライブラリに馴染めないのと、時間がないので現在頓挫している状況です。いつか時間が取れたら両方の文字、およびマヤ文字の入力システムを完成させて発表したいと思っています。なお、Unicodeで定義されているエジプト聖刻文字や楔形文字は限られています。複数の研究者がそれを補うフォントを発表していて、それらのフォントを利用した形での入力システムが作れると良いと考えています。このように、情報学を基礎とするコンピュータを利用して、新しい文字学を形成するデザインやコード、辞書システムあるいは文字入力システムといったものをこれからも研究したいと考えています。

#### 参考文献

- アドリアン・フルティガー「活字の宇宙」朗文堂(2001/04)  
 ヤン・チヒョルト「書物と活字」朗文堂(1998/11)  
 ルイ＝ジャン・カルヴェ「文字の世界史」河出書房新社(1998/06)  
 小林章「欧文書体—その背景と使い方(新デザインガイド)」美術出版社(2005/06)  
 白石和也「文字の歴史とデザイン」九州大学出版会(1987/05)  
 白石和也・工藤剛・河地知木「タイプフェースとタイポグラフィ」九州大学出版会(改訂版2004/05)  
 マンフレッド・クライン「欧文書体入門」朗文堂(1992/01)  
 スティーヴン・ロジャー・フィッシャー「文字の歴史—ヒエログリフから未来の「世界文字」まで」研究社(2005/10)  
 アンドルー・ロビンソン「図説 文字の起源と歴史—ヒエログリフ、アルファベット、漢字」創元社(2006/02)  
 ガブリエル・マンデル・ハーン「図説 アラビア文字事典」創元社(2004/09)  
 石川九揚「書の宇宙」シリーズ(1~24)二玄社(1996/12~2000/12)  
 Unicode Inc., "Unicode 4.0," <http://unicode.org/versions/Unicode4.0.0/>  
 Tatsuo Minohara, "A writing system for the ancient Egyptian hieroglyphs," IEEE INFOS (2010/03)  
 大野晋「日本語の源流を求めて」岩波新書新版1091、岩波書店(2007/09)  
 デーヴィッド・ハリス「カリグラフィ: 欧文書体の書き方100」日本ヴォーグ社(2004/09)

## 景気回復の現状を診断する



千葉商科大学大学院客員教授

石山 嘉英

ISHIYAMA Yoshihide

プロフィール

1944年生まれ。

1967年、慶應義塾大学経済学部卒業。大蔵省（現：財務省）、日本アイ・ピー・エムを経て2000年4月～2014年3月千葉商科大学政策情報学部教授。

2014年4月～千葉商科大学大学院客員教授。

### はじめに

現在、2014年4月の消費税引上げ（5%→8%）から1年半がたっている。予想どおり、2014年の第1四半期（1～3月）には駆け込み需要が出たが、4月以降はその反動が出た。したがって2014年度の日本経済はマイナス成長となった。暦年としては2014年の実質成長率はゼロであった。

2015年の実質成長率は1%程度、2016年のそれは1.5%程度になるという見方が多い。つまり、現在はゆるやかな景気回復が続いているわけである。消費増税による打撃は現在ほぼ解消したと見ていいだろう。

本年と来年の「ゆるやかな景気回復」という見立てが正しいとすると、その理由は2012年12月に発足した安倍政権による「アベノミクス」にある。アベノミクスの「3本の矢」は、金融の大緩和、機動的な財政政策、成長戦略から成っている。この3つのうち、金融の大緩和は、2013年3月に日銀総裁に就任した黒田東彦氏が4月に発表した政策であり、これによって円安・株高が進んだ。これが景気回復に大きく貢献したことはまちがいない。財政政策としては、2014年12月に、2015年度の予算を決めると同時に2014年度の予算を3.1超円増やす補正を行った（主に地方と中小企業の振興）。しかし、財政政策としてはこれで打ち止めであろう。

成長戦略は重要である。2013年6月に「日本再興戦略」が閣議決定され、10の分野で改革が進められつつある。の中には、法人税の引下げ、コーポレートガバナンスの強化のような的を射たものがある。2014年6月と2015年6月にはこの成長戦略の改定が行われたが、今後も重要な役割を果たすべきものである。この成長戦略は2022年までの平均経済成長率を2%とする目標を掲げているが、成長戦略はこの目標を達成するには不十分であろう。

このようなわけで、アベノミクスはスタートしてから2年間ほどは景気回復に相当な貢献を行ったのであるが、現在はその効果は薄れつつあるように見える。金融の大緩和をこれ以上さらに拡大する余地はなくなっているし、いつかは終了させねばならない。金融頼みでない景気回復を続けるためには本格的な成長戦略の実行が必要なのであるが、これが心もとない。

もちろん、景気回復を持続させる主役は企業である。円安と株高によって企業収益は大幅に増えた。いま、大企業の景況観は相当に改善しており、これは本年6月に行われた日銀短観（7月1日に公表）でも確認されている。財務省が6月に発表した本年1～3月期の大企業の設備投資額は前年同期比で7.3%増えている（法人企業統計）。残る問題は、賃金が物価上昇を上回って上がるかどうかであるが、これはまだはっきりしていない。

## 賃金と物価と消費

消費者物価が上がっても（これは企業にとってはプラス）それ以上に賃金が上がれば個人消費は増えるだろう。2014年度には、1人当たりの名目賃金は0.5%上がったのであるが、消費者物価（生鮮食品を除く）は2.8%も上がった（このうち2%が消費増税の効果である）ので、実質賃金は大幅に下がってしまった。消費の反動減もあり、個人消費と実質GDPは減ったのである。

現在進行中の2015年度は、消費者物価の上昇は0.8%程度になりそうである（日銀の見通しも同じ）。1人当たりの賃金を見ると、大企業は2%程度上げているが、中小企業はほとんど上げていない。したがって全企業ベースでは1%程度の上昇にとどまりそうである。これはゼロをわずかに超えるだけの実質賃金の上昇を意味する。もちろん、これは1人当たりなので、雇用全体が増えれば個人消費の伸びはもうすこし高くなる。喜ばしいことに、いま失業率は3%そこそこまで下がっている。株高による富裕層の消費増加も観察されている。

2015年第1四半期のGDPデータを見ると、個人消費（実質）は年率で約1%伸びている。これは雇用の伸びと富裕層の消費によるものだろう。これに外国人旅行者の買物の増加が入ってきている。外国人による買物は個人消費には入らず旅行収支の黒字として記録されるが、小売業者、旅行関連業者にとって売上げの増加であることに変わりはない。これからは、大きくはないが実質賃金の上昇が加わってくる。名目賃金は1%程度で上がりつつあり、消費者物価の上昇が0.8%とすると実質賃金は0.2%上がる。これに若干の雇用増加と富裕層や外国人の消費を加えると、1%程度の個人消費の増加は続くであろう。これを確かなものにするには中小企業と非正規労働者にも賃上げの動きが広がる必要があるが、その兆しはある。

現在（2013年4月以来）、日本銀行は2016年度には2%の消費者物価の上昇を実現すべく未曾有の金融緩和を続けている。しかし、幸か不幸かこの2%目標は実現しそうにない。せいぜい1.5%に届くかどうかというところである。2013年と2014年には円安

が進み、輸入品の価格が上昇したことがある程度消費者物価を押し上げた。2014年度の物価上昇は、2%の消費増税効果を差し引けば0.8%であった（2015年度の見通し0.8%と同じ）。円安による物価上昇は、じつは好ましくない。企業はコスト上昇をやむなく生産物価格に転化しつつあるわけであり、必ずしも需要が伸びて価格を引き上げられるようになっているわけではない。需給が引き締まって物価が上がり、それが企業の利益を増やし賃金の引上げにつながる事が理想である。2015年には円ドル相場は安定しており、円安からの物価上昇効果は弱まりつつあると考えられるが、これはむしろ歓迎できることであろう。言い換えると、需給の引き締まりによる物価上昇は賃上げを可能にするので歓迎できる。2016年度に消費者物価が1.5%上がり、賃金が2%ぐらい上がると、経済見通しはかなり明るくなるだろう。2015年度の0.8%の物価上昇はこの歓迎できるタイプであり、モダレートであることも悪くない。賃金上昇がモダレートなのであるから、行き過ぎた物価上昇は景気にとってはマイナスである。したがって、日銀は何が何でも2016年度に2%の物価上昇を実現しようとしないう方がいいのである。

## 輸出は伸びるか

個人消費と比べると、輸出の動向は生活実感からは遠いところにある。しかし、現在の景気を診断するためにはやはり重要な項目である。

2012年12月に発足した安倍政権のアベノミクスは、当初の2年間は円安から大きな恩恵を受けた。円安によって輸出数量が増えたわけではないが、輸出「金額」は大きく増え、輸出関連企業は収益を大きく増やした。これはデフレからの脱却を実現した主因と言っていい。輸出企業は円安となって円建ての輸出金額が増えたとき、外貨建ての輸出価格を引き下げることができたはずであり、もしそうしていれば輸出数量は伸びたはずである。しかし、輸出企業2014年秋までは外貨建ての輸出価格を据え置いたので、輸出数量は伸びないが円建ての輸出価格が上がり、輸出の収益が大きく伸びるといふ現象がおきた。2014年度の経常収

支は7.8兆円という大幅な黒字を記録した(2013年度は1.5兆円)。これが日本経済全体を大きく潤したことは間違いない。輸出数量が伸びなくとも、輸出金額が大きく伸びたこと、輸出企業の収益が大きく改善したことが、輸出関連ではない企業にも波及し、非製造業の景況も改善し始めたのである。非製造業にとっては円安、輸入品の価格上昇はむしろマイナス要素であるが、このマイナスはあまり強く現れず、製造業の好況の波及効果が支配的であった。

すでに述べたように、円安による旅行収支の改善もバカにならない。外国人旅行者が増え、彼らは日本の中でカネをつかってくれる。これも円安の恩恵である。あちこちの観光地で外国人の姿をひんばんに見かけるようになっている。政府は観光業の振興にも力を入れるようになっているが、これも大切な政策である。

「輸出数量は伸びていない」という見方はあるが、GDPデータを見ると、2015年に入ると輸出数量は年率2%程度で伸び始めている。円安の輸出数量への効果がようやく出始めているのである。2014年秋からは現地価格の下げが始まった。現在はこの輸出数量の伸びが設備投資の伸びにつながり始めている局面であろう。もちろん、輸出は円レートだけでなく、世界経済の景気にも依存する。

## 世界の景気

世界経済はどう動いているだろうか。それは主に米国、中国、ヨーロッパの景気によって動くが、ゆるやかな回復が続いており、大きな波乱はないと考えていだろう。世界の中でもっとも堅調なのは米国経済であり、本年は約2%、来年は約3%の経済成長を予測する人が多い。消費者物価の上昇は本年も来年も2%弱となりそうであるが、これから判断するとほどよい経済の拡大が続くそうである。現在失業率は5%台の前半まで下がっており、これはほぼ完全雇用の状態と言える。懸念材料としては賃金上昇の鈍さとドル高のマイナス効果があるが、来年にかけて経済成長の若干の加速が予想されるので、その中で解決されていくであろう。

米国が注目される理由のひとつは、FRB(連邦準

備制度)による利上げである。日本のコールレートにあたるフェデラル・ファンド・レートはいまでもゼロ%に近く、金融緩和は続いている。FRBは昨年末に6年間の長きにわたって続けた量的緩和(国債とモーゲージ担保証券の大量購入)を終了させたが、だからといってすぐに金融引き締めに移れるような情勢ではない。当分の間は中立的な金融政策が続けられるだろう。本年末までには0.25%の金利引上げが行われるであろうが、金融情勢を激変させるようなものではないだろう。米国が利上げを行うと、新興市場国(とくにブラジル、インド、アジア)から資金が流出し、これらの国で株安、通貨安が進み、世界経済は動揺するだろうという見立てもあるが、米国が急激な利上げを行うわけではないだろう。米国で利上げをきっかけとして長期金利が大きく上がると考える必要はないだろう。

現在、中国が大きな懸念材料となっていることは否めない。中国では6月から株価が大きく下がり、中国人民銀行はたびたび利下げを行っている。たしかに心配はある。不動産・住宅価格が下がりつつあり、経済成長も7%をすこし下回るものになりつつある。しかし、これらによる経済の減速は大きくない。中国政府は8月半ばに人民元の対ドルの基準値を切り下げ、景気へのテコ入れを図った。今後もゆるやかな減速は続くと思われるが、激しいバブルの崩壊までは想定しなくていいだろう。

ヨーロッパでは、ギリシャ問題の最終的な解決がなかなか進まないという問題がある。もしギリシャがユーロ圏から離脱するという事態になれば、たしかに激変である。ヨーロッパだけでなく世界全体で株式、債券が売られ、一部の国(ドイツ、米国、日本)の国債に買いが集まるであろう。通貨市場ではユーロが売られ、ドルと円が買われることになる。

本年7月5日には、ギリシャでEU(欧州連合)が要求する財政緊縮の是非を問う国民投票が行われたが、反緊縮が多数を占めた。この結果を受けて世界の株式市場では相当な下落がおこった。ユーロは対円、対ドルで下落した。しかし、これによって世界不況が始まるというようなものではない。ギリシャ国民は反緊縮ではあるがユーロからの離脱を望んでいるわけではない。つまり、ギリシャのユーロ離脱はきわめて可

能性が小さい。万一ユーロ離脱となれば、ギリシャにとってもユーロ圏にとってもそのコストは膨大である。ギリシャはユーロに代わる通貨を導入せねばならず、大インフレがおこり、対外債務（いま3100億ユーロ）の返済の負担も大幅に上がる。ユーロ圏にとっては、不安がスペインやイタリアに飛び火するという問題が発生する。これは誰もがわかっていることである。現在は、ユーロ圏にとどまることを前提として、改めて緊縮策の内容と債務の削減（ギリシャの要求するもの）についてギリシャとEUとの間で交渉が続けられている。ギリシャの債務のほとんどはEU、IMF（国際通貨基金）、ECB（欧州中央銀行）に対するものであり、かりに債務削減となっても民間の銀行や投資家に損失が発生するわけではない。これが世界の金融市場が比較的平静である理由である。ギリシャ問題の最終決着がどんな形になるか、またそれまでにどれほどの時間がかかるかは、現時点でははっきりしない。この不透明さは世界の景気にとってマイナスであるが、本年中にははっきりするであろう。

## 政府の政策

現在のゆるやかな景気回復をより確実なものとし、2016年度が2015年度よりも改善するためには、政府がどのような政策を進めるかがきわめて重要である。とくに、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」という名の成長戦略の見直しと実行が重要である。

本年6月30日、安倍政権は日本再興戦略の改定と「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）を閣議決定した。日本再興戦略においては、職業教育学校の創設、大学間競争の促進、起業家のシリコンバレーへの派遣などが新たに加わったが、小粒なものばかりである。骨太の方針においては、2020年度までに国と地方を合わせた基礎的（プライマリー）財政収支の黒字化という目標を確認し、2018年度までの高齢化による社会保障費の増加を15兆円に抑制することとしたが、目新しいものはない。就労を促進するための給付つき勤労税額控除とか子育て支援などの政策は入っていない。日本経済の成長力を底上げす

るものとはなっていないように思われる。

急所を衝いた政策としては、2013年6月に方針が示された法人税の実効税率の引下げがある。これにもとづいて、2015年度の実効税率はすこし下がって34.6%となり、2016年度には31.3%に下がる予定である。ところが、米国を除く世界の主要国の実効税率はすべて20%台である（イギリスなどは20%）。成長戦略の中で法人税のさらなる引下げが考えられていないのは大きな欠落である。25%ぐらまで下げうる余地はある。各種の特別措置による軽減をやめて課税ベースを広げればいいのである。

もうひとつの強力な成長政策としては、電力業への自由な参入とそれによる電力料金の引下げがあるが、これも成長戦略に入っていない。ようやく、2016年4月から地域をまたいだ電力の小売りが自由化され、2020年には家庭向け電気の料金の認可制が廃止されることにはなっている。しかし、自由化のペースは遅々としている。自由化の目玉は送発電の分離であり、発電業に参入したい企業を認め、これらに電力会社のもつ送配電網へのアクセスを認めることである。これによって新しい発電業者と彼らによる設備投資は増えるであろうし、電力料金も下がるであろう（日本は電力料金が世界でもっとも高い国のひとつである）。ところが、この改革が始まる気配がない。既存の電力会社の抵抗が強いためであろう。

財政政策においては、2020年度の基礎的財政収支の黒字化という目標によって国民の負担を上げるような政策が多くなっていることが問題である。年金の若干の引下げ、医療における後発医薬品（ジェネリック）の普及などの妥当な政策もあるにはある。しかし、基礎的財政収支は黒字化すべきものだろうか。黒字化を急がないと日本の財政は危機におちいるのだろうか。どうもそのようには思えないのである。プライマリー収支を均衡化させるだけでも大変なことであり、何が何でも黒字化すべきだとは考えない方がいいのではないか。日銀が大量に国債を買っているのに、民間保有の国債が増えているわけではない。財政収支目標は、民間保有の国債がGDPに対して一定となるようなものとすべきであろう。



## 結論

現在のゆるやかな景気回復は、政府の成長戦略がもうすこし改善されればであるが、2016年度にも持続するであろう。しかし、2022年までの平均実質成長率が2%にとどくという見込みはうすい。2017年4月には消費税率が8%から10%に上がるということもある。2%成長を実現したいところであるが、そのためには現在の成長戦略はあまりにも力不足であろう。

この成長戦略を強化せねばならないことはすでに述べたとおりである。では、金融政策は今後どのように運営すべきなのか。昨年10月に、日銀はそれまで年間60兆円としていた国債の購入（マネタリーベース

の増加)を年間80兆円に引き上げたが、これで十分とは言えないであろう。日銀政策の行方については不透明さをできるだけ払拭することが望ましい。資産購入においては、国債の購入額は十分と思われるが、株式(上場投信)の購入は増やす余地があろう。また、もっとも重要なことは、これまでに購入した国債は当分の間凍結すること、膨張したマネタリーベースも当分の間減らすようなことはしないというコミットメントを明らかにすることであろう。国債の購入額をすこし減らすことはあっているが、それをゼロにしたり売却に転じたりすることは好ましくない。企業や個人が持続的な金融緩和を期待し続けられるような政策運営が望ましい。株価の下支えも考えてよいことであろう。

# 個人住民税特別徴収の徹底化と今後の展開



キャングローバル戦略研究所主任研究員  
税理士

**柏木 恵**  
KASHIWAGI Megumi

## プロフィール

経済学博士（中央大学）。内閣府官民競争入札等監理委員会専門委員、総務省地方財政審議会特別委員、横浜市税制調査会委員。  
著作は『英国の国営医療改革』（日本評論社）、『図解よくわかる地方税のしくみ』（学陽書房）、『自治体のクレジット収納』（学陽書房）がある。共著その他執筆・論文多数。

## はじめに

本稿では、地方自治体の税務職員が減少する一方で、税務業務の業務量は増加傾向にあるという現状をふまえ、税務業務の生産性向上策として、個人住民税の特別徴収の徹底化の必要性を述べる。

地方税の賦課徴収を行う自治体の税務職員は年々減少している。1990年には、都道府県と市町村合わせて84,889人の税務職員がいたが、バブル崩壊後、新規採用を控えた自治体が多く、団塊世代の退職も重なり、2013年には71,189人まで減少した。国税庁の職員数をみると、自治体とは反対に、1990年の55,029人に対して、2013年は55,856人と増加傾向にある。

昨今の自治体の税務部門では、納税者や滞納者に対する通常の賦課徴収業務だけでなく他の業務も増えている。2015年4月より開始された生活困窮者自立支援業務がその一例である。この業務では、生活困窮者の自立支援を促進するために、必要に応じて税務データを提供し、相談に応じる役目を担う。2015年10月にはいよいよマイナンバーが通知され、税務業務に活用されることが決まっている。マイナンバーが稼働すれば、税務データの重要性が高まり、税収確保のため

のデータの捕捉のみならず、行政の基幹情報としてより精緻な情報把握が必要になるなど、業務はますます増えるだろう。

少子高齢社会が進む中、自治体全体でみても、職員が徐々に減少しており、自治体はどうしても効率的に成らざるを得ない。今後はいかに業務の生産性を上げることが重要となる。このような状況において、個人住民税の特別徴収は原則であるにもかかわらず、7割程度しか達成されていない。この個人住民税の特別徴収制度は、事業者が従業員に代わって納税する仕組みで、事業者の多少の事務の負担は増えるが、従業員にも事業者にも、そして自治体にもメリットのある効率的な制度である。特別徴収は毎月給与から天引きされるので、1回あたりの納税額が小さく、従業員が自ら金融機関や窓口に行く必要もなくなるため、納付忘れや滞納を防止できる。事業者にとっても、特別徴収することで、従業員の負担を減らすことができ雇用維持につながる。自治体にとっても徴収増が見込め、それぞれにメリットがある。2007年度に三位一体改革として個人住民税の税源移譲がなされ、個人住民税は地方税の中で重要性が高まっている。マイナンバーが導入されれば、より一層効率化が図れるため、特別徴収を推進しないのは非効率である。

そこで本稿では、個人住民税の特別徴収の現状と課題をふまえ、徹底化を図るために安芸市の強制指定の事例を紹介し、今後のさらなる進展を検討する。

## 1. 個人住民税特別徴収の現状

地方税法第321条の4では、給与所得者である従業員（納税義務者）が1名でもいる場合（常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合等を除く）、勤務先の事業者（特別徴収義務者）が特別徴収することを定めている。さらに、各自治体では条例により包括的に特別徴収義務者を指定し、毎年事業者から提出さ

れる給与支払報告書に基づき、特別徴収税額の通知を行っているが、全国的にみて7割程度の達成に留まっている(表1)。これまで、多くの自治体は事業者に出向き、「協力のお願い」という形を取っていたり、事業者からの普通徴収の希望を容認してきたりしている。特別徴収が原則であるにもかかわらず、どうしても立場が弱くなっている。こういうことが長らく続いたので、自治体の課税担当者は特別徴収の推進をやりたがらないが、2007年度の個人住民税の税源移譲以降、自治体は個人住民税の特別徴収の推進に力を入れ始めている。各自治体は勧奨文書、チラシ、パンフレットを配布したり、個別に訪問したり、給与支払報告書の提出時に働きかけたり、法人会や税理士会等の関係団体に協力を要請したりして、特別徴収を推進しているが、成果はあまり上がらず、7割程度の達成に留まっており、2014年5月の第65回九都県市首脳会議では、埼玉県知事が個人住民税の特別徴収推進を呼びかけた。そして、2014年8月22日には全国地方税務協議会で「個人住民税特別徴収推進宣言」が出された。

地方税法で規定されているにもかかわらず、また、自治体職員が促しているにもかかわらず、なぜ特別徴収は7割程度しか達成していないのか、ここに注目する必要がある。それは、特別徴収制度が事業者と自治体のそれぞれの実態に合っていないからである。事業者と自治体がともに合理的だと思えるように業務を見直せば仕組みが活きてくる。

事業者が特別徴収義務者になりたがらない理由は、事務の煩雑さにある。事業者は課税自治体ごとに手続きしなければならず、場合によっては納付手数料や給与システムの改修が必要となることもあり、時間と費用がかかるからである。特に少人数の従業員を抱える事業者の場合、かえって面倒であるという意見が出る。また、業種によっては、パート、アルバイト等の短期従業員が多いこともあり、退職雇用手続きの煩雑さも指摘される。それゆえに、事業者が普通徴収を希望する場合に、自治体がそれを認めてきた背景があり、自治体職員も事業者も特別徴収は選択制だと誤解している向きがみられる。なかには、給与支払報告書(総括票)に普通徴収を希望するかどうかの欄を設けている自治体もある。

一方で、自治体は特別徴収業務の集中化で困ってい

る。特別徴収事務は2月から5月に集中し、自治体はこの時期を当初課税と呼んでいる。事務の流れは以下のとおりである。①給与支払者(事業者)は1月31日までに給与支払報告書を提出し、②4月15日までに退職者等の報告を行う。③自治体は5月31日までに特別徴収義務者(事業者)に指定を行い、特別徴収税額通知書や納付書等を送付する。④指定された事業者は6月より給与天引きを開始し、翌月10日までに納付する。

この時期には大量な事務作業が発生するため、他部署から職員を借りてきたり、臨時職員を雇ったりして乗り切っているが、決まっている業務だから変えられないと思っている感がある。また、大量の書類の保管場所にも困っている。書類にナンバリングで付番し、並べ替えて保管している。当初課税後に事業者から問い合わせがある場合には、保管資料のところに行き、閲覧してから回答すると前時代的な事務処理が行われている。さらに、自治体では、給与支払報告書を印刷し、各事業者に発送しているが、昨今では事業者にITシステムが導入されており、そのシステム上で給与支払報告書を印刷することができるために、かなりの事業者で発送されてきた書類は利用されずに廃棄され、印刷の無駄が起きている。

表1 特別徴収の全国実施状況(2013年度)

団体名	給与所得のある納税義務者数 A	給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数 B	給与所得のある納税義務者数に占める給与特別徴収による納税義務者数の割合 (B/A)
北海道	1,912,277	1,282,337	67.1%
青森県	442,190	321,175	72.6%
岩手県	444,236	348,237	78.4%
宮城県	805,375	661,610	82.1%
秋田県	349,950	256,117	73.2%
山形県	414,931	329,699	79.5%
福島県	690,265	474,599	68.8%
茨城県	1,092,410	737,261	67.5%
栃木県	757,411	519,160	68.5%
群馬県	733,286	498,582	68.0%
埼玉県	2,787,603	1,933,040	69.3%
千葉県	2,379,522	1,644,551	69.1%
東京都	5,492,892	3,793,336	69.1%
神奈川県	3,605,814	2,590,501	71.8%
新潟県	876,264	648,167	74.0%
富山県	433,359	318,923	73.6%
石川県	448,867	333,383	74.3%

福井県	313,282	226,466	72.3%
山梨県	310,762	216,906	69.8%
長野県	789,081	561,477	71.2%
岐阜県	775,821	549,956	70.9%
静岡県	1,489,749	1,220,879	82.0%
愛知県	2,945,703	2,220,332	75.4%
三重県	692,430	503,814	72.8%
滋賀県	529,670	393,360	74.3%
京都府	902,838	638,795	70.8%
大阪府	3,010,894	2,234,404	74.2%
兵庫県	1,964,311	1,497,297	76.2%
奈良県	449,219	335,335	74.6%
和歌山県	314,022	251,362	80.0%
鳥取県	201,847	154,495	76.5%
島根県	252,290	195,051	77.3%
岡山県	682,399	552,269	80.9%
広島県	1,054,185	856,059	81.2%
山口県	500,269	383,936	76.7%
徳島県	254,047	191,628	75.4%
香川県	364,217	269,345	74.0%
愛媛県	464,683	336,459	72.4%
高知県	242,867	193,163	79.5%
福岡県	1,753,787	1,307,857	74.6%
佐賀県	291,747	216,891	74.3%
長崎県	455,366	338,321	74.3%
熊本県	589,239	511,388	86.8%
大分県	398,179	278,963	70.1%
宮崎県	363,104	285,726	78.7%
鹿児島県	533,570	423,092	79.3%
沖縄県	398,054	337,591	84.8%
計(全国)	46,954,284	34,373,295	73.2%

※出所：東京都資料

平成25年度 総務省課税状況等調べの数値より試算

## 2. 特別徴収制度の課題

### (1) 自治体に対する課題

①特別徴収を推進しているのは徴収担当である自治体が多い。

徴収対策のひとつとして特別徴収を検討する自治体が多いが、本来は徴収業務ではなく課税業務である。課税業務は納税の告知を行うことだけではない。課税段階でできるだけ効率的な徴収を目指すことが重要であるため、課税担当者の徴収への意識を向上させることが必要である。

なお、課税担当者はこれまですでに事業者に対して特別徴収のお願いをしており、積極的にやりたがらない傾向にあるため、徴収担当側で推進してもよいが、意識改革だけは行ったほうがよい。

### ②広域的な特別徴収の推進

事業者にとって、新たに特別徴収を行うことは事務量や経費の増加につながり、普通徴収を希望する事業者あることもうなずける。また、特別徴収を推進している自治体も、周りの自治体が実行していなければ説得力に欠けるだろう。そこで、県内全体の特別徴収の推進や、首都圏等大都市地域では県同士の連携を行い、事業者に対して特別徴収は義務であるという意識付けを一体となして行う環境を整えるべきであろう。

### ③特別徴収義務者の滞納処分

特別徴収を行う事業者の滞納が増えており、滞納処分に至ることもある。滞納処分を未然に防ぐことも必要になってきている。

### (2) 事業者・事業者に対する課題

特別徴収の周知徹底を大に行い促すことである。また、罰則規定の検討もありうるかもしれない。

#### ①企業のイメージアップにつながる特別徴収

昨今の労働力不足といわれる中、中小零細企業はもちろんのこと、大企業であっても、従業員の確保のために、従業員の労働環境を整え、企業イメージをよくする必要のある企業も増えているだろう。特別徴収をきちんと行っているということは、第一に法令を遵守しているしっかりした企業であるというイメージを与える。第二に、事業者の事務の煩雑さを優先するのではなく、従業員が普通徴収のために金融機関や窓口へ赴く手間を省くという、従業員保護を優先しているイメージにつながる。そういう姿勢は、これからますます重要であり、自治体が事業者を指定するにあたり、説得する材料になる。

#### ②パートやアルバイト等の短期従業員の捕捉

パート従業員やアルバイト等の短期従業員は、短期雇用であれば、特別徴収の対象とはならないが、何年も継続して働いている場合は対象となる。正規職員には対応しても長期パート従業員や長期アルバイトには対応しない事業者があるが、市町村が特別徴収義務者として指定せずに放置するのは、法令遵守の観点からも許されないだろう。しかし、実際には自治体側で継続年数を把握するのは難しいため、事業者への意識付けを続けるとともに、勤務状況を把握する仕組みや罰則規定の検討もありうる。

#### ③システム改修ができないとの理由で延期を願う事業者

比較的大きな企業の中には、すぐにシステム改修が

できないという理由で延期を願う事業者がいる。延期を許す場合には、自治体は期限を決めて進捗管理を行った方がよい。

このように事業者側にも自治体側にも課題がある特別徴収制度であるが、まずは100%達成を可能とする強制指定について検討する。

### 3. 特別徴収の強制指定の徹底化

これまで特別徴収を強制指定するのは、ほぼ無理だと思われてきた。自治体で最初に特別徴収義務者の強制指定に取り組んだのは、高知県安芸市である。安芸市は2005年から実行し、2006年からは農家などの家族労働者を除いたすべての事業者の指定を達成している。その後、全国のお手本として、18回ほど講演を行い、自治体の特別徴収に大きな影響を与えている。

そもそも安芸市が取り組むことになったのは、2004年10月に税務課内で異動が行われ、課税のわかる収納担当者と収納のわかる市民税担当者が生まれたことがきっかけである。市民税係の中で、「納税通知書を送ることがゴールではなく、納税者が完納することが完結である」ということを常に意識することになった。

そんな折、2005年度に住民訴訟が起きた。2003年度の国民健康保険税の不納欠損の3192万円のほとんどが時効によるものであり、住民から徴収業務を怠っていると訴えられた。当時の市長が不備を認め、安芸市に対して50万円を支払い、今後は滞納処分をきちんと行うということで和解されたが、新聞に大きく取り上げられ、相当注目を浴びた。

この一件で、「徴収をきちんと行わなければならない」、「公務員は法令遵守しなければならない」という意識が芽生え、積極的に滞納整理や滞納処分を行うこととなった。そのような中、市民税係の中で、収納係が滞納処分を頑張っているのに、市民税係でも何かできないだろうかと思うようになった。そこで特別徴収の強制指定が思い当たり、かねてより高知県から特別徴収の指定を指導されていたことも相まって、特別徴収の強制指定を目指すことにした。

安芸市では、これまでの給与支払報告書の提出後に電話で「特別徴収をしていただけませんか」とお願い

していたが、それを改め、地方税法に基づく強制指定、つまり特別徴収指定通知および納税通知書を送りつけることにした。なぜなら、地方税法では市町村が事業者ごとに特別徴収する、しないを任意選択するのではなく、全対象事業者に指定することが規定されているからである。

しかし、これまでと大きく方向転換を図らなければならぬため、①「住民税は金額が確定しており所得税のように毎月計算の必要はない」、「従業員の納税便宜が図れる」という特別徴収の特徴を前面に出し、②事業者「事務が増えるから受け付けない」と言われた場合には、「専従の事務員がいないため、業務に対応できない」というような事情は指定を取り消す理由にはならない」と断固とした態度を示し、③強制指定を拒否して、事業者（特別徴収義務者）が納税しなかったときは特別徴収義務者の財産を滞納処分するという方針を打ち出した。1年目の2005年度は事前に予告通知を出したが、それ以降は、市内市外を問わず指定している。

2005年度は手探り状態で、対象事業者の抽出も甘く、システム上の問題で特別徴収できないという事業者には1年の猶予期間を設けたが、2006年度からは、対象事業者の絞り込みに多くの人員と時間をあて、厳密に行うことにした。事業者からは「他市では特別徴収義務者に指定されていない」、「一方的すぎる」「これは市役所の仕事でないか」という声があがったが、個別に赴き、特別徴収の簡便さや法令遵守を盾に妥協はしなかった。

こうして実現できたのは、当時の課長の裁量により、課内異動を行い、課税のわかる収納担当、滞納整理のわかる課税担当が誕生し、お互いが協力していこうという姿になったことと、トップから担当まで一丸となって取り組めたことも大きい。こうして法令遵守の姿勢を守り推進したことで、安芸市の事業者の理解も得られ、特別徴収義務者の滞納処分にまでは至っていないことも成果である。

このように、一気に特別徴収の指定を行った結果は表2のとおりとなった。2005年度と2006年度を比べると、特別徴収義務者数で119件、納税義務者数で500人、徴収税額で約3000万円増加し、その後も、安芸市は毎年1,000件を超える事業者を特別徴収義務者に指定しており、給与所得の納税義務者のうち、特

別徴収による納税義務者（特別徴収実施率）は、80%を超えている。特別徴収税額は、4億円前後を推移し、市民税全体の60～70%を占めている。特別徴収の一斉強制指定に伴い収納率も98～99%となっている。

#### 4. 特別徴収業務の今後の展開

特別徴収の徹底が当面の目標であるが、これまで述べてきたように、特別徴収は制度疲労を起こしている。マイナンバーが導入されるこのタイミングが特別徴収を再設計する絶好の機会である。その際の前提条件としては、紙をなくすことである。基本的に給与支払報告書を印刷して送ってはいけない。

##### ①第1ステップ：広域的受付センターの導入

事業者によっては、全国や地域に事業所を持ち、その事業者においても複数の自治体から通ってくる従業員がいる。所得税では税務署1ヶ所に納めればいいが、地方税の場合は従業員の住む自治体ごとに提出しなければならないため、事務が煩雑化する。そこで、事業者が1ヶ所に納付や提出をすれば、各自治体にそれらのデータが配付される広域的受付センターを導入したらどうか。その場合、国税も含めた受付センターを構築するもの一案である。

##### ②第2ステップ：源泉徴収と一緒に現年度課税

源泉徴収と特別徴収は事業者が従業員の代わりに納付するという点は同じである。所得税は源泉徴収し、年末調整や確定申告で税を確定している。住民税は所得税のような申告納税ではなく翌年度に課税する賦課であるが、住民税も見込額で徴収しておいて、現年度で調整する源泉徴収の考えを用いて（これまで同様に市町村が事業者から提出される給与支払報告書を基に税額を算定した上で）、次年度で還付する現年度課税の仕組みを導入したらどうか。

以前から住民税の滞納を引き起こす要因として、地方税は前年中の所得に対する翌年度課税であるところが問題だと指摘されているが、給与が支給された段階で徴収すれば、地方税の仕組みを理解していないために、給与や退職金を使ってしまい、翌年度に滞納者になってしまう住民を減らすこともできるだろう（図1）。

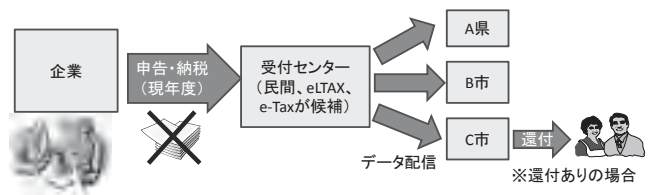


図1 特別徴収の広域的受付センターと現年度課税

表2 安芸市の特別徴収実施実績の推移

年度	特徴義務者数 (事業所数)	特別徴収による納 税義務者数 (人)	個人市民税調定額 (千円)	特別徴収税額 (千円)	個人市民税全体の うち特別徴収税額 が占める割合	収納率 (%)
平成 17	915	4,066	449,403	299,273	66.59%	97.69%
平成 18	1,034	4,566	467,726	329,648	70.48%	98.35%
平成 19	1,057	4,547	620,602	435,119	70.11%	98.37%
平成 20	1,070	4,512	623,514	415,311	66.61%	98.58%
平成 21	1,068	4,529	593,443	396,937	66.89%	98.21%
平成 22	1,070	4,477	570,319	388,137	68.06%	98.86%
平成 23	1,105	4,525	563,747	378,945	67.22%	99.23%
平成 24	1,139	4,529	575,662	396,725	68.92%	98.95%
平成 25	1,117	4,575	587,872	391,738	66.64%	99.11%
平成 26	1,131	4,555	572,420	387,597	67.71%	-

出所：安芸市資料。

## 5. 自治体業務の見直し

上記で述べた第1ステップ、第2ステップが進む進まないに関係なく、マイナンバーの導入のような大きな変化の際には特別徴収に関する自治体業務について見直しておくことを薦める。「紙（現物）ありきの考えに基づく業務フローからデータありきの業務フロー」に変えることである。

大量に発生する紙（現物）は数年にわたり管理する必要があるため、管理スペースの問題と遺失リスクが常につきまとい業務も煩雑になりがちである。紙をバーコード（マイナンバー）処理して、データ化（スキニング）することで、現物管理と通常業務は切り離すことができる。遺失リスクの大幅な低減と業務フローの簡素化が可能になる。ナンバリングしたり、書類を並べ替えたりする必要はなくなる。

また、特別徴収は税額決定通知以降から電話対応が増えるが、業務すべてを知らないと対応できないという考え方がはびこっており職員を苦しめている。一般的に、電話を受け付けた職員は確認作業のため一旦電話を保留し、紙が保管されている棚に足を運び、現物確認してから回答している。つまり、受付者が受電→調査→回答をすべて一人でやっており、離席も伴うことから業務の煩雑さが目に付く。

この作業からも職員を解放することは可能である。①住民の問い合わせ内容を分類し、自動音声応答（IVR）または代表電話から案件別に転送を行うことで、大量の問い合わせについては人員を多く配置することができる。②紙をデータ化し、税務端末に取り込むことで、現物確認のために、わざわざ席を外すこともなく、自席にて受電対応が完結する。③紙（現物）

は倉庫で管理することで遺失リスクが大幅に低減され、業務スペースを有効的に活用できる。

この手法ではすべての業務を知る必要はなく、短い期間で受電要員を準備することが可能となり、大量の電話に対しても柔軟に対応できる。このように、必要なところに職員を配置できるような業務設計にしておくことが望ましい。

## おわりに

本稿では、個人住民税の特別徴収の現状と課題をふまえて、徹底化を図るために安芸市の強制指定の事例を紹介し、今後のさらなる進展を検討した。特別徴収は地方税法で定められており、効率的な徴収の仕組みである。これまでは事業者の事務が煩雑になると言われてきているが、マイナンバーが普及し、特別徴収の仕組みも改善されれば、従業員や事業者そして自治体にとってメリットの大きな仕組みとなる。特別徴収の最大の利点は従業員や事業者を滞納者にさせないことができることである。

2000年前後の電子自治体構築の頃は、インフラ整備が目的だったが、これからは、IT化された環境下で、地方税務行政を効率化させていく段階に入ったといえる。税務業務は大量のデータ処理であるので、ITを活用した業務を設計すれば、効率化を図り、生産性を向上させることができる。時代のニーズに合った地方税務行政を行っていくには、自治体の現場の声、事業者や住民の声を聞きながら、その時の最新技術を用いて、制度を合理的な形に見直していく必要がある。地方税務行政はまだまだ進化する余地がある。

## 参考文献

- 秋山真樹（2009）「税源移譲も怖くない！—特別徴収対象事業所100%指定—」『東京税務レポート』No.479。  
 静岡県地方税徴収対策ワーキンググループ（2010）『法令遵守による地方税の収入確保対策の強化』  
 総務省自治税務局企画課（2014）『地方税の収納・徴収対策等に係る調査結果（概要）』

## 夢をあきらめない ～これまでを振り返って～



埼玉県立鳩ヶ谷高等学校教諭

**長谷川 恵美**  
HASEGAWA Emi

### プロフィール

平成9年3月 千葉商科大学商経学部経営学科卒業  
平成9年4月～平成19年3月 埼玉県内の県立高校で講師を経験する  
平成19年4月 埼玉県立鳩ヶ谷高等学校教諭

る授業展開をおこなっている。園芸デザイン科は県下唯一の学科で、フラワーアレンジメントや庭の設計、制作をする実習授業が多い。また、敷地内には畑や温室があり、枝豆やとうもろこしなど多くの野菜を育てている。40人1クラスでほとんどが女子生徒である。情報処理科は129台のコンピュータという恵まれた設備のなか、実践的な授業が多く、資格取得にも力を入れている。40人2クラスで、課題研究では、7つの講座に分かれて少人数による授業も実施している。現在、全校生徒は841人在籍している。

生徒は、地元（川口市内）からの通学者が82%を占め、ほか、隣接する市からの生徒も含めると94%が自転車で通学している。また、問題行動も少なく、比較的落ち着いており、素朴で素直な生徒が多い。

### 【…1 はじめに…】

千葉商科大学を卒業してから、約10年、埼玉県内の数多くの県立高校で非常勤講師や常勤講師を経験した。なかなか、採用試験に合格できず、「教員」になることをあきらめ、一般企業に就職しようと考えたこともある。しかし、負けず嫌いな私は、「これで最後！」と決め、一次試験に合格した年、二次試験には否。そして、このチャンスを来年は決める、と強い気持ちを持ち、平成18年の10月、合格通知が届いたときの喜びと感動は、今でも忘れられない。平成19年4月から埼玉県立鳩ヶ谷高等学校で教諭として現在に至る。

### 【…2 勤務校の概況…】

本校は、埼玉県川口市（旧鳩ヶ谷市）に位置しており、昭和63年4月に設立され、今年で創立28年目を迎える。設置学科は、普通科、園芸デザイン科、情報処理科の3学科あり、特色ある学校である。普通科は、1,2年次で1クラス32人編成の5クラスで少人数によ

### 【…3 本校の情報処理科…】

本校は、他校に負けないほどの充実した環境・設備で実践的な学習を行い、コンピュータを使いこなす知識や技術を養っている。カリキュラムは、別表にもあるとおり、情報処理の知識だけでなく、簿記やビジネスに関する商業科目を幅広く学んでいる。また、将来仕事をする上で、絶対必要不可欠なコミュニケーション能力や課題解決能力を身につけるため、総合実践の授業ではクエストエデュケーションプログラムを導入している。以下に、特徴ある科目について紹介したい。

#### （1）総合実践（3年次3単位）

本校は、クエストエデュケーションプログラムを導入して6年目だが、これは実在する企業に教室にいながらインターンシップ体験ができるプログラムである。男女混合で4～5人のグループ（本校では「会社」と呼ぶ）をつくり、インターンシップ先の企業からのミッションに取り組んでいく。各会社にはリーダー



## カリキュラム

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1年	国語総合		数学Ⅰ		科学の人間生活		体育		保健		コミュニケーション基礎Ⅰ		家庭基礎		音楽Ⅰ 美術Ⅰ 書道Ⅰ		外国語基礎		簿記		情報処理		総合学習		社会学習		生活科			
2年	現代文Ⅱ		世界史A		数学A		化学基礎 物理基礎		体育		保健		コミュニケーション基礎Ⅱ		英語基礎Ⅰ		試験研究		情報会計Ⅰ		IT活用情報		総合学習		社会学習		生活科			
3年	現代文Ⅲ		日本史A		現代社会		体育		コミュニケーション基礎Ⅲ		＜共通選択＞ 国際基礎 総合経済 数学Ⅱ 化学 総合英語		総合実践		マーケティング IT活用情報処理 情報会計Ⅱ		プロジェクト		試験研究		総合学習		社会学習		生活科					

〔社長〕を置き、授業担当者からの指示はすべて社長に出している。社長はこれを社員に指示をし、仕事を進めていくので責任感を養うことができ、社員も社長をフォローするなど互いを尊重し合うようになる。取り組んだ成果は、学年末に2クラス合同の発表会を行い、プレゼンテーションをおこなう。生徒一人一人が、非常に意欲的に取り組んでおり、コミュニケーション能力やグループで一つの課題について、答えを見つけ出そうとする課題解決能力など多くの成長が見られる。

### (2) 課題研究 (2年次3単位、3年次2単位)

本校の課題研究は2年間で5単位履修する。2年次では、原価計算、商品開発、情報処理、電卓・秘書の4分野に分かれ、生徒に選択させ授業を展開している。3年次では、さらに細かく7講座 (ITパスポート、簿記1級、情報処理1級など) を設け、生徒の得意分野をさらに伸ばせるよう選択の幅を広げている。生徒が自由に選択できるので、意欲的に取り組み、個々の専門的知識や技術を伸ばしている。

### (3) 本校で取得可能な資格

簿記	日商簿記検定2・3級、全商簿記検定1級、全経簿記検定2・3級
情報処理	ITパスポート、全商情報処理検定1～3級 (ビジネス情報部門)、全商ビジネス文書検定1～3級
電卓	全商または全経電卓検定1～3級
その他	全商商業経済検定、秘書検定

### (4) これからの情報処理科

平成30年度に川口市内の現・市立高校3校が、市立新校として再編される。よって川口市内に商業課程を置く高校は本校のみになり、今後の鳩ヶ谷高校情報処理科は、どのように魅力を出していくのか、今、大きな課題となっている。隣接している市の単独商業高校や複数学科を置いている専門高校に負けないために、魅力ある工夫した学科づくりを職員一同、試行錯誤しているところである。

## 【… 4 本校の進路指導…】

### (1) 進路指導部の構成 (平成27年度)

主事、副主任、専従 (3)、1学年 (2)、2学年 (4)、3学年 (2)、学年外 (1) 計14名

(2) 平成26年度卒業生進路状況(平成27年3月31日現在)

	四年制大学	短期大学	専門学校	就職	浪人	その他・未定	合計
男	25	2	24	15	1	3	70
女	35	22	81	57	0	12	207
計	60	24	105	72	1	15	277
内 訳	一般	5	0	3			
	指定校推薦	26	12	42			
	推薦	7	3	26			
	AO入試	22	8	33			
	自己推薦	0	1	0			
	センター利用他	0	0	1			
	内訳計	60	24	105			

(3) 進学

本校は、表のとおり「進路多様校」である。分野もさまざまで、在籍する学科はあまり関係なく、看護や保育、美容や調理など幅広く、進路先を決定している。進学希望者は、大学・短大・専門学校合わせて約7割いるが、そのほとんどがAO入試や指定校推薦で決めている。早い専門学校は6月から、大学短大も8月からAO入試が始まるため、面接指導や小論文指導、エントリーシート等の添削が、夏休みに集中する。センター利用や一般受験は、毎年ごく少数である。

(4) 就職

例年、本校への求人数は約700件ほどあり、地元の中小企業を中心に大手企業にも就職している。進学と同様、学科に関係なく普通科の生徒でも就職を希望する生徒は少なくない。平成26年度は就職希望者が比較的多かったものの、年内にはほとんどの生徒が内定をいただくことができた。過日、厚生労働省の発表にもあったが、平成26年度の高卒就職内定率は、98.8%と平成4年3月卒業者以来、23年ぶりの水準となったこともあり、大変ありがたい結果となった。今年度はさらに求人数も増えているので、昨年度に引き続き、明るい結果が期待できそうだ。

本校の就職希望者への主な指導は、3年次4月以降に就職希望者ガイダンスを内定後まで計8回実施し、外部講師である就職支援アドバイザーによる面接指導を6月から就職採用試験直前まで3回行っている。また、1度目の受験で否だった生徒には、内定をもらえるまであきらめずに粘り強く就職活動を続けていけるよう、私たち教職員も根気強い指導が必要である。

(5) 進路指導主事として

本校に着任し9年目となり、今年度は進路指導主事として、前主事の御指導のもと、多くの先生方の助けをいただき、なんとか1学期を終えた。怒涛のような毎日を過ごしてきたが、そんななかでもよりよい進路指導をしていくためには、どうしたらいいか、少しずつ考えられるようになった。

生徒一人一人が、希望どおりに進路決定していくためにも、高校入学時から3年後を見据えて、進路行事や進路意識を持たせる機会をもっと増やしていくべきである。また、私たち教員も進路に関する知識を高め、進路指導部と学年団との連携を密にし、情報を共有していきたい。

### 【…5 おわりに…】

私は、商大を卒業後、教員採用試験に合格するまでにかなり長い時間を費やした。最初にも述べたが、もうあきらめようと思うときもあった。しかし、今となつては、採用されて早9年。あきらめずに採用試験を受け続けて、本当に良かったと感じる。「努力を続ければ必ず実る。夢は見るものではなく、叶えるものだ」とはよく言ったものだ。担任として卒業生を2回出した。担任をしている時は、本当に楽しく、幸せな毎日。夏休みなんてなくていい！毎日、生徒と一緒にいた

い、教室にずっといたい、と思っていた。今の私がこうして、ずっと夢であった地元・埼玉県の高校教諭としていただけるのも、ここ鳩ヶ谷高校での9年間と講師時代にたくさんの仲間やお世話になった先生方に出会い、多くのことを学んだからである。そして出会った生徒たち。心より感謝申し上げます。今年度は進路指導主事としてまた新たに学ぶことが多く、大きな1年間になるだろう。これからも学び続ける気持ちを持ち続け、日々研鑽し、埼玉県に貢献できる教員を目指し、努力を重ねていきたい。



鳩ヶ谷高校 正門



コンピュータ室



園芸デザイン科 農場



コンピュータ室と講義室

## 理想に燃えて



岩手県立宮古商業高等学校教諭

**山崎 明仁**  
YAMAZAKI Akihito

### プロフィール

平成10年3月 岩手県立宮古商業高等学校卒業  
平成14年3月 千葉商科大学商経学部商学科 卒業  
平成14年4月 岩手県立宮古商業高等学校 常勤講師  
平成15年4月 岩手県立宮古商業高等学校 教諭  
平成21年4月 岩手県立水沢商業高等学校 教諭  
平成26年4月 岩手県立宮古商業高等学校 教諭 現在に至る

### 【…はじめに…】

私は元々教員志望ではなかった。中学生の頃まではどちらかというと教員と接するのが苦手だった。自分ではわかっていると思う事柄に対して何度も指導を受け苦痛に感じたからだと思う。反抗的な態度で先生を困らせたこともある。当時を振り返ると素直に受け止めることができなかつたのは自分自身の自己中心的な言動が原因だったことは言うまでもない。

そんな私が高校の教員を目指すきっかけになったのは高校時代に会った恩師と出会いである。

### 【…高校での恩師との出会い…】

高校野球に憧れを抱いていた私は迷うことなく硬式野球部に入部した。そこで「将来教員になりたい」というきっかけを与えていただいた北島先生との出会いがあった。北島先生は金融機関に勤めながら社会人野球で活躍された後、教員を志し、指導者になった方であった。北島先生は野球の技術指導以上に生徒指導に

熱心な方であった。自らの社会人時代の経験を踏まえながら、社会の厳しさ、一人の人間としてどうあるべきかを教えていただいた。厳しい中にも愛情に溢れ、生徒一人ひとりを大切にする指導は自分にとって理想の指導の在り方を示してくれたものと感謝している。多くの生徒から尊敬を集め、また慕われていた姿から教師が生徒に与える影響力を感じることができ、将来の職業として意識するようになった。

野球部の練習は非常に厳しいものであり、何度も壁にぶつかり、同級生と励まし合いながら乗り越えることで心身共に大きく成長することができたと思う。3年次の春季県大会は県ベスト4に進出、夏の選手権大会は順当に勝ち進みベスト8で後に優勝し甲子園に出場した専修大学北上高校との対戦であった。1-1で迎えた試合の終盤、8回裏無死3塁で自分に打席が回ってきたが、あえなく凡退。結果的に1-2で敗れてしまい悔いが残ったことが野球の指導者を志す原点ともなっている。

### 【…大学時代の思い出…】

進学先を千葉商科大学に決めたのは、商業について深く学びたいと考えたこと、千葉商科大学卒の商業科教員が岩手県に多いことが理由であった。中澤興起先生のゼミを志望したのは教員になるという選択肢があったからである。ただし、当時の自分には教員を第一志望だと言い切れる自信がなかつたのだと思う。よって主体的に活動に取り組むことが少なく、熱心に指導していただいた中澤先生にはご迷惑をかけることも多かつたと思う。ここまで導いていただき感謝の気持ちで一杯である。

選手として高校野球で完全燃焼したと思えた私であったが、半年も野球から離れると気持ちが変わり、アルバイトとの両立を考え軟式野球部に入部した。軟

式野球部の活動は週3回江戸川の河川敷グラウンドで行われていた。3年生からは副主将として活動し、練習場所の確保や練習試合の連絡、大会運営の方法などを学んだ。当時は徐々に組織力が高まっていく過程の中にあり、目標を全国大会出場に設定していたが、在籍している選手の経歴は甲子園出場した選手、軟式野球部に所属していた選手、勝ち負けは二の次で野球を楽しみたい選手、全くの初心者など多様に富んでいた。そのため全体の意識を一つの方向にまとめるのに非常に苦労を強いられた。4年次には主将として選手兼監督となり、チームのマネジメントや試合の采配などを中心に活動を行った。チームの運営について同級生や下級生と何度もぶつかり苦しいと思うことの連続であったが、後に指導者になる上で良い経験になったと思う。4年間で一度も全国大会出場を成し遂げることはできなかったが、卒業後、すぐに後輩達が全国大会に出場できたことはうれしい出来事の一つであった。

教員の志す転機の一つは教育実習で母校を訪れたことであった。実際に実習を行うことでおおきなやりがいを感じ、将来の職業として強く意識するようになった。

### 【…教員としての取り組み

#### 宮古商業～水沢商業～宮古商業…】

最初の勤務地である宮古商業高校では講師を1年経験し、その後教諭として計7年間お世話になった。最初に経験したことは、理想と現実のギャップである。私自身が完全に経験不足、指導力不足であり生徒に教える立場にありながら生徒から教わる場面の連続であったように思う。年齢が生徒と近かったこともあり、生徒との距離感にも悩んだ。自分の理想の指導方法に近づけようと厳しいだけの指導もしたことがある。し

かし、厳しさだけでは生徒はついてこない。先輩の先生方からも多くのアドバイスをいただきながら、生徒一人ひとりに合った指導を心がけることが大切だと学んだ。そんな中で学級担任として卒業生を2回送り出したことは、教員として最高の喜びであった。今でも年に1回程度クラス会を開いており、教え子の成長を確認しながら刺激を受けている。

教科指導においても独立の商業高校で経験を積めたことが大きな財産となっている。当時の教科指導はスペシャリストを育成するという視点で資格取得に重点を置いた授業が中心であった。会計科の担任として1年次は簿記・会計7単位、2年次は会計3単位、原価計算3単位と会計中心の指導に苦心した。高校時代に国際経済科に所属していたこともあり、原価計算を学習したことがないことが理由であった。3年次では課題研究の前期で日本商工会議所主催簿記検定1級レベルの授業を担当したこともあり、まずは内容を理解すること、そして生徒が理解できるような授業を目指し教材研究に明け暮れた。そんな中、高校在学中に日本商工会議所主催簿記検定1級を取得する生徒が1名あらわれたことは大きな喜びとなった。

水沢商業高校でも多くの先生方にご指導をいただきながら、学級担任、生徒指導部、応援委員顧問、野球部監督として充実した5年間を過ごすことができた。水沢商業勤務中に、東日本大震災が発生し、沿岸出身者として被災地のために尽力したいという気持ちが芽生えた。

平成26年からは沿岸部にある母校宮古商業高校に再びお世話になっている。震災を機に沿岸部出身の人間として復興のために教育を通じて貢献したいという想いが強くなっている。宮古市も津波の影響で甚大な被害を受けており、懸命な復旧作業が進められているが、四年が経過した現在もいまだ道半ばという状態



東北大会（コボスタ宮城にて）

である。生徒の中には家族や友人を亡くした者や家屋が流され仮設住宅や復興住宅での生活を余儀なくされている生徒もいる。そんな生活の中でも生徒達は明るく元気に学校生活を送っている。苦難に直面しながらも前向きに進む姿勢から私自身勇気づけられることも多い。

教科指導においては観点別評価の完全実施にともない授業改善に努めている。評価方法やディベートやグループワークなどの言語活動を取り入れた授業内容などまだまだ改善の余地があると感じる毎日だ。

部活動においては赴任当初から野球部の監督を務めており、母校で野球部の指揮をとるという夢が叶い充実した毎日を送っている。過去に部長、副部長として様々な指導者の方々と指導方法について研究してきたことが自分の財産になっている。選手の中には未だ苦しい生活を強いられている選手もいるが、逆境にも負けず昨年の第67回秋季東北高等学校野球岩手県大会において第三位の成績を収め、本校にとって33年振りの東北大会出場を果たすことができた。また、21



理想に燃えて

世紀枠県推薦校にも選出され、地域に明るいニュースを届けることができた。今後も野球部の活動を通じて震災で苦しむ地域の方々の励ましになればと思う。

### 【…最後に…】

元々教員志望ではなかった私が、今こうして教員として14年目を迎えられるのは多くの方々との出会いと積み重ねてきた経験が財産になっているからだ。今回、このような機会をいただき教員を目指していった過程での自分自身の気持ちを振り返ることができ感謝の気持ちで一杯である。

タイトルにある「理想に燃えて」これは宮古商業高等学校校歌の一節である。グラウンドにも掲げられており校内のどの場所からも見ることができる学校のシンボルともいえる存在でもある。今後も教員として研鑽を深め、謙虚さを失わずに、一歩ずつ理想の教員に近づいていきたい。



炭、石油はほとんどが外国からの海路による輸入に頼っており、また製品も全国、そして海外市場を向いていた。従って、臨海部の工業集積は、地元千葉県的主导する計画というよりは、国の政策、企業（資本）グループの戦略に沿って進められた<sup>(注2)</sup>。

## (2) 知識・技術集約による発展への志向（1990－1997年）

千葉県は臨海部の整備と並行しながら、内陸部へ幅広く先端技術産業を導入し、産業構造の高度化を目指した。この計画の一部が木更津、君津地区の社会経済構造の変化と深く関係する。

「千葉新産業三角構想」は、幕張新都心、かずさアカデミアパーク、そして成田国際空港都市の三つからなる。幕張新都心は幕張メッセを核として「学術・教育機能の整備」が図られる。かずさアカデミアパークは、「研究開発」の拠点、成田は「国際的物流機能」と位置づけられた。これらの計画の進展度合いは、地区によって異なり、成田は国の施設が中心であるため別におくとして、後の2者は施設建設と機能の充実におく時間を費やしている。

## (3) 産業再編と流通・サービス機能の発展（1998年以降現在まで）

1997年、東京湾アクアラインが開通することで、上総地域は大きな変化に直面する。交通網の整備とそれに対応した人、物の動きが急速に進み、現在生じている地域社会の課題の多くは、ここに起因している。アクアラインの利用増加は対岸の川崎、横浜、そして東京との交流密度を高め、通勤・通学、商業施設、そして福祉施設の増加をもたらした。

また、千葉・市原の臨海地区においても、石油化学コンビナートの再生事業（RING）、鉄鋼業の再編成により、生産設備の集約と高度化、そして道路交通網の利用拡大に伴う各種の拠点、施設が急速に整備されている。素材型産業と大規模物流、商業拠点を基軸とする都市化が、京葉臨海部全体として確実に進行していくであろう。

## 3. 地域社会の変化と諸特性

### (1) 木更津市一流通拠点と商業開発

#### ① 社会基盤の整備

新日鐵住金の工場の大部分は君津市に立地しているが、進出当時の、工場稼働に付随する企業活動に不可欠な諸機能、都市施設は実質的に木更津市が分担していた。

人口で見ると、1965年（54,928人）以降急速に増加し、1985年には120,201人に達したが、その後は漸増の状態となっている。近年の特徴として、君津市からの転入者が増加しつつあること、産業、就業面では、医療・福祉部門の増加が顕著であることがあげられる<sup>(注3)</sup>。少子高齢化の現れの一つであろう。

現在、市の内部にはいくつかの課題を抱えている。一つには、製造業の事業所が少ないこと、第二は、郊外、さらには隣接市の住宅地化が急速に進み、商業を中心とする経済集積がそれら地域へ拡散しはじめていることである。特に、対岸にある川崎、横浜の「吸引力」は大変大きく、地元雇用機会創出の問題とあわせて、主要な課題となっている。

#### ② 開発計画と都市化の進行

日常生活圏を参考にして市内の地域特性を描くと、6つに分類できる。製造業、港湾機能からなる臨海部、行政機関の立地するエリアと木更津駅を結ぶ、旧来からの商業集積を持つ市街地、金田・岩根地区の漁業と新たな大規模商業地区、久留里線馬来田駅周辺の農村地域、清見台、畑沢、大久保、八幡台などを含む住宅地域、そしてかずさアカデミアパークの立地するかずさ鎌足地区、である。

特に、金田地区は「かずさアクアシティ」と呼ばれ、大規模商業施設を核として急速に開発が進んでいる。アクアラインの付け根という利点を生かし、東地区、西地区の整備が進行するにつれて、商業、住宅、業務機能が確実に増大していくであろう。

「かずさアカデミアパーク」は、公的研究機関と、機械工業および化学工業系13社の民間企業から構成されている。先端産業の集積を謳った計画着手から長い時間を要しているが、研究と技術開発の拠点として、君津市の一部とあわせ整備が徐々に進行しつつある。

(注2) この基本的性格は現在もひきつがれている。太田克彦（新日鐵住金副社長）「再び、グローバル No. 1 の製鉄会社を目指して」第5回「現代経営研究会」講演要旨、2014年12月3日。

(注3) 木更津市経済部商工振興課「木更津市商工業振興計画」平成26年、10頁。また平成8年から平成21年の間で、事業所数65.2%、従業者数135%の増加であった。同、19－20頁



## (2) 君津市—工業と農村の並存

### ① 臨海部工業の大きな比重

1965年、君津製鉄所が発足し、最盛期の1970年代には社員数7,741人（直営社員）を擁した（注1と同じ資料）。その結果、市の産業構成は、第二次産業で見ると13.6%（1965年）から29.7%（2013年）へと大きく変化した

製造業は、鉄鋼業従事者の九州や東北方面からの転勤者で主に構成された。その後鉄鋼業の企業動向に連動して、地域経済が変化し、君津市の定住人口は、1994年の94,008人をピークとして、減少傾向を示し、2013年には88,810人となり、自然動態、社会動態共に減少傾向にある。（君津市統計書、平成25年版）

現在、鉄鋼業および関連企業、保守・工事部門をすべて含めて見ると、約1万人以上の人々が、鉄鋼関連の仕事に従事している。さらに、このほか隣の富津市に研究所が立地し、製鉄工程の研究、環境関連の研究が行われ、技術研究者約800人、関連の仕事に携わる人が約1,400人ほど勤務している。京葉臨海工業地帯の南端に位置するが、間に遠浅海岸などを挟んでいるため、鉄鋼業それ自体で独立したまとまりを形作っている。

### ② 地域生活環境



図1 生活圈と交通

（出所：君津市経済部『君津市都市計画マスタープラン』平成27年3月、20頁）

図1は、君津市公共交通網と利用者圏の集積を示したものである。大きく四つの範囲に区分でき、同時に君津市の生活圈としてのまとまりに対応している。

簡単に見ると、まず第一の、小櫃川に沿った小櫃地

区は農業、上総地区は久留里を含む商業、農業、観光、上流域の亀山地区も農業、観光で成り立っている。そして、人、物の流れは、おもに久留里から木更津市街へ向かう傾向にあり、その逆は少ない。第二は、小糸川流域をさかのぼる地域である。小糸地区では宅地化が進行し、上流域の清和地区は農業と里山が広がる。第三は鹿野山と里山で構成される。自然を含めた観光資源を多く備える。第四は、君津市中心部である。君津市役所、JR君津駅を中心に都市計画が行われ、埋め立地には工場が立地し、そこで働く従業員の住宅、社宅などが隣接地域に立地する。これからの変化や地域活動を考える場合、これら4つの社会生活基盤を考慮に入れる必要がある。

## (3) まとめ—地域活性化と観光

### ① 地域活性化についての観光の意義

観光とは、個人の心理面から見ると「癒やしと刺激」<sup>〔注4〕</sup>の二つの要素を含む。

そして、行動の側面では、日常生活と非日常との間をつなぐ、人々の交流である。特に、訪問を受ける人々の生活圏の充実と活動参加が不可欠の要件である。

### ② 地域活性化に向けた三つの方策—里山と港

第一は、伝統工芸品である楊枝の材料であるクロモジ（黒文字）の「多用途活用」である。枝や葉は飲料、殺菌・防虫、香料などの原材料となり、加工製品も楊枝以外へ応用できる。第二は、里山の整備・育成である。クロモジの採取に関連して、里山への出入りが増加する。ウォーキングやハイキング愛好者などと連携し、「里山文化」再生をめざす。第三は、木更津市の港、親水エリアの再整備と充実化である。市民、訪問者（海と陸から）の集う憩いと交流の空間、樹木を豊かに配した総合施設公園として、上総地域での数少ない海岸線を共有する<sup>〔注5〕</sup>。

以上三点は「山と海」、さらには「農村と都市」を両方共に視野の内に含めている。また、関連する活動はすでに部分的に存在する。今後、他県からの転勤者が高齢化した現在の段階で、どのような地域コミュニティが構成されているかを把握し、三つの提案の可能性とあわせ分析を深めていきたい。

〔注4〕 小口孝司「まとめ」千葉大学文学部『心理学から見た千葉県観光の展開』2007年、131頁

〔注5〕 港への着目は、すでに例えば、東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻、根本祐二「地域再生プログラム簡易調査報告書」2008年8月（<http://www.pppschoo.jp>）に見られ、また、木更津市としても積極的に取り組んでいる（木更津市経済部、上掲書、28頁）。本稿での意義は、内陸部住民との連続性を強調した港湾地区開発という点にある。

# 在外研究レポート

## ソーシャルメディア解析 at UCLA



千葉商科大学商経学部教授

**橋本 隆子**

HASHIMOTO Takako

プロフィール

お茶の水女子大学理学部卒業、リコー入社。2005年工学博士号取得。2009年4月より千葉商科大学商経学部准教授。2015年4月より教授。専門分野はデータマイニング、ソーシャルメディア解析。IEEE Women In Engineering (WIE) Chair (2015-2016)、IEEE R10 (Asia-Pacific) WIE Coordinator (2011-2014)として女性技術者支援にも注力。著書「大学生のための役に立つ数学」(共立出版)など。

### 1. はじめに

私は今、米国ロサンゼルス校の University of California, Los Angeles 校 (UCLA) (写真1) に客員研究員として滞在しています(2015年4月～9月末)。Center for Digital Humanities という分野横断的な組織のソーシャルメディア解析グループに所属し、ビッグデータと格闘する日々を過ごしています。UCLA から徒歩10分のアパートメントに居住し、カリフォルニアの青空の下、職住接近で研究に取り組む夢のような生活です。今回は、UCLA での私の在外研究生活についてご報告したいと思います。

写真1: UCLA ロイスホール



### 2. UCLA での研究活動

私の研究テーマはソーシャルメディア解析です。Blog、Twitter といったソーシャルメディアを対象と

して、時系列話題抽出の研究を行っています。自然言語処理のほか、トピックモデル、ネットワークのコミュニティ抽出やグラフの編集距離、行列分解などのデータマイニング技術を活用し、ソーシャルメディア上で盛り上がった話題を発見し、時間軸上の推移を解析しています<sup>1</sup>。

特に UCLA では東日本大震災前後に投稿された2億件を超える Twitter データ(3月9日～29日、21日間分)を対象として、超大規模なデータ(いわゆるビッグデータ)から高速・高精度で話題を抽出するための手法とその解析基盤の研究を行っています。一口に2億件強と言っても、総投稿者数100万人、1日あたりの投稿数800万件、データサイズは150GBにも及びます(図1)。このデータを時系列に整列し、自然言語処理技術等によってコンピュータが解析できる形式に変えるだけでも手間がかかります。その上で、データマイニング技術を適用していくのですが、既存のデータマイニング技術で、数億件規模のデータを適切に処理できるものはまだありません(並列処理で解析を行っている場合[1]等を除く)。高速・高精度でビッグデータを解析できる技術は、これからのIT社会に欠かすことができないものです。この在外研究期間中に、UCLA の高性能計算機環境も利用しつつ、高速・高精度な大規模ソーシャルメディア解析基盤の研究を集中的に行いたいと考えています。

1 2億件超の東日本大震災Twitterデータからの発言者の役割を反映した時系列話題解析(科研, 研究課題番号: 15K00314, 代表者: 橋本隆子(千葉商科大学))

図1：対象データ

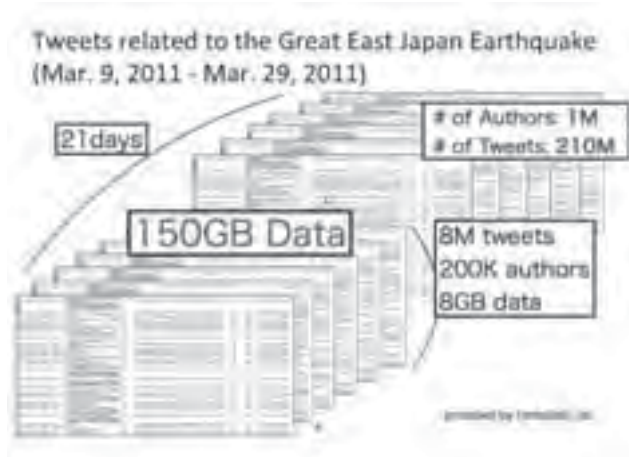
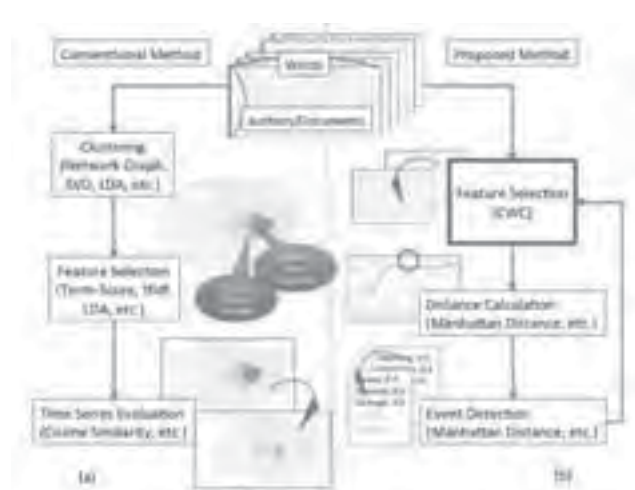


図2：従来手法と提案手法の比較



## 2.1 従来手法

図2は従来手法と我々の提案手法を比較した図です。多くの時系列ソーシャルメディア解析は図2(a)に示すような手法を採用しています。

- 1) 投稿者（あるいは文書）と単語のスパース行列（あるいは二部グラフ）を作成
- 2) 各行列に対し、Latent Dirichlet Allocation (LDA) [2] のようなトピックモデル、ネットワークのコミュニティ抽出、行列分解などのデータマイニング技術を適用することでクラスタ（話題）を形成
- 3) 各クラスタに対して、そのクラスタを説明するための特徴（重要キーワード）を抽出する特徴選択技術を適用（LDAは2）の処理と同時にキーワードの重要度も算出）
- 4) 時間軸上で隣り合うクラスタの類似度を算出し、時系列上での話題の遷移を判定

これらの従来手法にはいくつかの問題があります。まず、既存のデータマイニング技術は数千件、多くても数万件程度のデータを対象としており、数億件規模のデータに対するスケーラビリティがありません。生成されるクラスタの精度も低く、正しい情報を得られないことも多々あります。各クラスタから、その内容を説明するための特徴（重要キーワード）を抽出する必要がありますが、よく用いられる TF-IDF [3] や term-score [4] といったスコアリング手法は単語の

出現頻度をベースとしており、時に本当に重要な単語を見逃してしまうこともあります。結果として、時系列上でのクラスタ間の類似度精度も低下し、正確な時系列解析を行えないといった状況にあります。

## 2.2 提案手法

私も当初は、従来手法に倣い、乱択アルゴリズムの採用による高速な次元圧縮ライブラリ redsvd [5] や、k-means [6] などのクラスタリング手法を適用し解析を行っていました。しかし前述のような速度・精度の壁を乗り越えられずにいました。私が所属する研究プロジェクト<sup>2</sup>で、この問題を議論したところ、最初に特徴選択技術を適用し、時系列上の大まかな変化を把握してから、さらに深く掘り下げていくというアプローチが有効ではないかという結論となりました。そしてこの研究プロジェクトで開発中の特徴選択アルゴリズム CWC [7] の改善に取り組むことになりました。その結果、大規模かつスパースな行列から超高速で特徴を選択することが可能となり、数億件規模のビッグデータから直接特徴を抽出できるようになったのです。我々の手法では、最初に特徴選択技術を適用し、時系列上の大まかな変化を把握してから、さらに深く掘り下げます（図2(b)）。特徴選択結果を時系列で解析するために、特徴間の距離を測ります。距離が大きく変化したタイミングで、大きな変化が起きていると考えられ、そこを中心にさらに詳細化していけば、話題を高精度で発掘できるのではないかと

2 フィルタ型特徴選択法の統一理論と高性能アルゴリズム（科研，研究課題番号：26280090，代表者：久保山哲二（学習院大学））

仮説を立てたわけですが。図3は3月11日の朝9時の時点(すなわち地震発生前の定常状態)のTweets集合の特徴選択結果を起点として、それ以降の各時刻のTweets集合の特徴選択結果との距離を算出した結果です。明らかに3月11日15時(地震発生は14時46分)に大きな変化が起きています。そしてその変化はその後も続いています。その変化を詳細に解析するために、地震発生直後のTweets集合を新たな起点とし、特徴選択を再度適用し、詳細に調べていく(すなわち特徴選択を入れ子する)というのが、今取り組んでいる手法です。現在、提案手法に基づいて、種々の実験を行っているところです。東日本大震災後にTwitter上でどのような話題が発生したが、それがどのように変化したかの解析が進んでいます。そして数億件規模の大規模ソーシャルメディアデータを対象とした解析基盤について考えをまとめつつあるところです。従来のソーシャルメディア解析手法を凌駕する手法の実現を目指し、日々、トライアンドエラーで研究開発を行っています。これまでの研究成果については、すでに国際会議に3本の論文を投稿しています。さらにもう1本の国際会議論文も準備中です。

### 2.3 ソーシャルメディア解析はホットトピック

ソーシャルメディア解析は、UCLAにおいても大変ホットな研究トピックとなっています。私も私自身の研究テーマの他に、いくつかのプロジェクト・アク

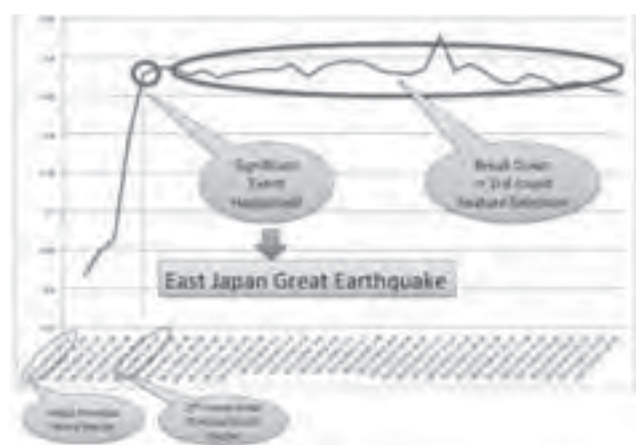


図3 東日本大震災後のTwitterにおける特徴選択結果の時系列変化

ティビティに関わっています。その一旦をご紹介しますと考えています。

#### • UCLA ソーシャルメディア解析プロジェクト

私が所属するCenter for Digital Humanitiesのソーシャルメディア解析チームでは、2015年4月に発生したボルチモア暴動<sup>3</sup>に注目し、関連するTweetsを地図データと組み合わせ、地域的な特徴も加味しながら解析を行う作業を行っています。UCLAの膨大なニュース番組データベースも活用して、Twitterとニュース番組のクロスメディア解析も行っています。私もメンバーの一員として議論に参加し、データ解析やプレゼンテーションなどの学生指導にも携わりました。

#### • ソーシャルデータ解析セミナー at UCLA

さらに6月25日には、「ソーシャルデータ解析セミナー」をUCLAで主催しました(図3、写真2-4)。Center for Digital HumanitiesのChairであるTodd Presner教授の全面的な協力のもと、日本から研究プロジェクトのメンバーである申吉浩教授(兵庫県立大学)、久保山哲二教授(学習院大学)を招き、UCLAで私が取り組んできた研究内容を報告するとともに、我々が開発した高速・高精度の特徴選択アルゴリズムCWCを紹介しました。UCLAからも、ボルチモア暴動関連のTwitter解析、私の研究パートナーであるDave Shepard博士によるネパール地震



図3 セミナーハンドアウト

<sup>3</sup> [https://en.wikipedia.org/wiki/2015\\_Baltimore\\_protests](https://en.wikipedia.org/wiki/2015_Baltimore_protests)



写真2：セミナーでの発表の様子



写真3：セミナー発表者及び関係者



写真4：セミナー参加者の様子

に関する Twitter 解析、UC Institute for Prediction Technology (UCIPT) の責任者である Sean Young 博士による HIV の流行を Twitter からリアルタイムで予測するシステムについての報告などがありました。既に夏休みに入っていたにもかかわらず、60名を超える参加者を集めることができ、質疑応答も活発に行われ、大変有意義なセミナーとなりました。

- UCLA サマープロジェクト

6月下旬～9月中旬にかけて、UCLA は夏休み中となりますが、UCLA サマープロジェクト（夏休み中に実施される、学生による短期的な研究活動）の学生指導も一部行っています。航空会社（United Airline、American Airline、Delta Airline 等）の Twitter を解析する学生に対して、CWC を提供し、如何に効率よく特徴選択を行うべきかなどについて助言を行っています。

UCLA での研究活動を通じて、今、勢いのある研究テーマであるということを改めて実感しています。

コンピュータサイエンス (CS) のみならず医学や人文科学などの異分野の方々の期待も高く、多くの方が興味を持ち始めています。CS における技術的な限界と、CS 分野外の人々の熱い思いを如何に繋いでいくか、ギャップを如何に埋めていくかが重要になると考えています。

### 3. 良かったこと

さて、ここまで UCLA での研究活動について紹介してきましたが、在外研究を経験して良かったことについてご紹介したいと思います。

- 研究に集中できる環境

まず何と言っても研究に打ち込めること。これに尽きます。これまで大学の教員として教育活動や各種委員会活動を行い、プライベートでは妻として母として、そして年老いた親を抱える娘として日々時間を費やしてきました。研究にもっと時間を割きたくても、なかなか思ったようにいかない、細切れた時間配分の中、効率的に進めていくが難しいという状況もありま

した。しかし、在外研究中は、1日24時間を自分でコントロールできます。好きなだけ仕事ができます。こちらに来てから、毎日のようにプログラムを作成しています。文献調査や新しい手法の勉強にも十分に時間を割けています。おかげさまで「エンジニアとしての勘」のようなものも取り戻せたように感じています。UCLAの友人からは時に「働き過ぎ!」と注意を受けることもあります。「仕事をしたいだけできる」という幸せを心から感じていいいます。

- 素晴らしい仕事仲間

さらに Center for Digital Humanities の Chair である Todd Presner 教授、私の研究パートナーである Dave Shepard 博士、さらに UCLA に滞在するきっかけを作ってくれた Institute for Digital Research and Education の Lisa Snyder 博士、Yoh Kawano 氏、その他、多くのファカルティ・スタッフが本当に協力的であることに心から感謝しています。私を客員研究員として快く受け入れてくれ、ソーシャルメディア解析プロジェクトのメンバーに加えてくれ、UCLA での講義の機会を与えてくれるなど、UCLA メンバーの温かいサポートは私の予想を超えていました。たとえば第二章で述べたセミナーに関して、私が「セミナーを開催したい」という希望を述べると、すぐに日程や場所の確保をしてくれ、ポスター等も作成してくれ、積極的に告知もしてくれました。セミナー開催にあたっての全ての予算を負担し、当日の機器の調整なども喜んで担当してくれました。「学ぶ機会」となるセミナーに対して労力を惜しまない、そして積極的に参加するといった UCLA のカルチャーが大きな要因なのだと思いますが、外部の人間である私にも内部の人間と同様の配慮をしてくれたことを何よりありがたく感じています。

- 優秀な学生

素晴らしい学生に巡り会えたことにも大変幸せを感じています。UCLA の学生は大変優秀で、積極的です。何かわからないことがあれば、自ら教員にアポを取り、臆せず堂々と質問をします。そして着実に仕事を進めます。たとえば CWC を提供したサマープロジェクトの学生は、私が参考資料の URL を示しただけで、次の週にはプログラムを開発して結果を持ってきまし

た。研究活動に必要なことについては、しっかりと下調べをし、論理的に話を進めてきます。疑問があればすぐに質問メールを送ってきて、解決の緒を探そうとします。コネクションの和を広げることに躊躇はありません。もちろん全ての学生がそうとは限らないのですが、こうした積極的で優秀、かつ真摯に学ぶ学生を見ていると、私もしっかりと指導できる教員にならなくては..との思いを新たにします。

- ハイクオリティな講座

UCLA には UCLA extension というビジネスマン向け講座があります。受講料は決して安くはないのですが、大変クオリティの高い講座で、多くのことを学ぶことができます。私は、研究のスキル向上のために、「Delivering Effective Presentation」や「Dynamic Communication」のクラスを受講しています。英語でのプレゼンテーションやコミュニケーションは日本人の私にとってはまだまだ難しいことが多く、少しでも改善するべく、努力出来る機会があることも嬉しく思っています。この講座で学んだ知識は、研究活動のみならず、今後の教育活動にも活かせるものばかりです。帰国後の講義に反映させることも楽しみです。

#### 4. 苦勞したこと

最後に米国生活で苦勞したことについて述べたいと思います。

最も辛かったことは、思っていた以上に英語が聞き取れなかったことです。英語が聞き取れない → 状況を理解できない → 自信をもって喋れない → 自己嫌悪に陥る → ますます自信を失う、という負のスパイラルに嵌ってしまいました。これまで何度も海外に出張し、学会発表を行い、会議では米国含め外国の方と議論も行ってきました。でも今にして思えば、それは全て「ゲストとして...」でした。ゲストとして参加していれば、相手も多少の考慮をしてくれます。ゆっくり喋ってくれたり、やさしい単語を使ってくれます。また私もゲストですから、少々稚拙な英語でもある程度は許されるという感じでいられます。しかしこちらで生活し、議論を仕切ったり、責任を持ったりするようになると話は違ってきます。ゲストではなくメンバーとしてみなされます。そうなるとアメリカ人(英

語ネイティブな人々)は、ある意味容赦はありません。早口で話す、たくさん話す、人の話を聞かない、人の話に被せてくる。一般に日本人には、人の話が終わらないうちに自分の話を被せるのは、「無礼」という認識があります。しかしここ米国では、そんなものは通用しません。議論が白熱してくると、收拾がつかなくなることもあります。そうした状況で、自信をもって会議を仕切り、暴走を止めるためには、十分なりスニング力とスピーキング力、コミュニケーション力が必要となります。しかし、私の英語の実力は残念ながらそこに到達していませんでした。負のスパイラルに陥る中で、日本語の議論ならばここまで辛い思いをしなくても済むのに...と砂をかむような思いで過ごした時期が4月末から3週間ほどありました。あやうく「引きこもり」になりかけたのですが、周囲の人々の温かい励ましや、悩んでいても何も解決しないという開き直りで、なんとか「引きこもり」を回避することができました。

英語の能力については、まだまだ発展途上です。何もしなければ能力の向上はないので、とにかく英語を聞く、基本的な文法をもう一度学び直す、語彙を増やす、発音に気をつける、米国に滞在しつつも、インターネットの英語レッスンをできるだけ毎日受けたことを実践しています。第3章で述べた UCLA

extension のコース受講もその一環です。

## 5. 終わりに

UCLA の生活は夢のようです。天候も素晴らしく、職住接近で、24時間を自分のために使うことができます、仕事をしたいだけすることができます。

仕事仲間にも恵まれて、非常に協力的な環境のもと、研究を進めることができます。本当にありがたいと感じています。

このような貴重な機会を与えてくれた千葉商科大学に心から感謝しています。特に私が抜けることで種々負担をかけてしまった太田三郎学部長を始めとする商経学部の諸先生方、私の不在中ゼミ指導をしてくださっている仁木拓志先生にはお礼の言葉もありません。国際センターの皆様にも本当にお世話になりました。ゼミ生にもいろいろ迷惑をかけました。

また、私ごとではありますが、単身赴任で渡米することを許してくれた家族にも感謝の意を表したいと思います。特に年老いた親の面倒を妹と主人、子供たちにまかせて渡米してしまったことを大変申し訳なく感じています。帰国後は、この貴重な経験を研究のみならず教育にも活かし、プライベートでも親孝行をしっかりとしていきたいと思っています。残りの在外研究期間が実り多いものとなるよう、精一杯努力します。

- 
- [1] T. Kitada, K. Kazama, T. Sakaki F. Toriumi, A. Kurihara, K. Shinoda, I. Noda and K. Saito, Analysis and Visualization of Topic Series Using Tweets in Great East Japan Earthquake, The 29th Annual Conference of the Japanese Society for Artificial Intelligence, 2B 3-NFC-02a-1, 2015.
- [2] D. M. Blei, A. Y. Ng and M. I. Jordan, Latent Dirichlet Allocation, Journal of Machine Learning Research, 3 (4-5), pp. 993-1022, doi:10.1162/jmlr.2003.3.4-5.993, 2003.
- [3] H. C. Wu, R. W. P. Luk, K. F. Wong, K. L., Kwok, Interpreting TFIDF term weights as making relevance decisions, ACM Transactions on Information Systems, 26 (3), doi:10.1145/1361684.1361686, 2008.
- [4] D. M. Blei and J. D. Lafferty, Text Mining: Theory and Applications, chapter TOPIC MODELS, Taylor and Francis, 2009.
- [5] redsvd, <https://code.google.com/p/redsvd/wiki/English>
- [6] J. B. MacQueen, Some Methods for classification and Analysis of Multivariate Observations, 1. Proceedings of 5th Berkeley Symposium on Mathematical Statistics and Probability. University of California Press. pp. 281-297, 1967.
- [7] K. Shin, D. Fern and S. Miyazaki, Consistency Measures for Feature Selection: A Formal Definition, Relative Sensitivity Comparison and a Fast Algorithm, Proc. the Twenty-Second International Joint Conference on Artificial Intelligence, pp. 1491-1497, 2011.

# 「これから求められる福祉政策と福祉人材のあり方」



千葉商科大学商経学部准教授

**齋藤 香里**

SAITO Kaori

プロフィール

東洋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、博士（経済学）。2011年より現職。専攻は、社会保障、財政学。ドイツの社会保障についての研究を行っている。『ドイツにおける介護システムの研究』五紘舎にて、第21回（2012年度）国際公共経済学会賞を受賞。

千葉商科大学経済研究所主催で、「これから求められる福祉政策と福祉人材のあり方」と題する公開シンポジウムが、6月6日に本学で開催された。シンポジウムは、本誌『CUC View&Vision』No.40の特集と併せて企画したものである。当日の参加者は、市川市内の福祉事業関係者、金融機関関係者、福祉系高校関係者、一般参加者・学生など95名（教職員7名、報告者・コーディネーター6名、主催者側関係者5名）を数えた。

日本では2025年に団塊の世代が後期高齢者になるため、さらに社会の高齢化は進展すると予想されている。そして、社会や家族のあり方が変容するなかで、高齢者の介護問題への対策は喫緊の課題となっている。

そこで、本シンポジウムでは、2025年問題を見据えた福祉政策および福祉分野を担う人材のあり方について、様々な立場の関係者が多角的に検討し、討論することにした。

シンポジウムの第一部では筒井孝子氏（兵庫県立大学大学院経営研究科教授）と武内和久氏（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長）より基調報告を、第二部では本学人間社会学部が取り組む医療福祉分野のマネジメントができる人材育成について、吉竹弘行氏（人間社会学部教授）、勅使河原隆行氏（人間社会学部准教授）、和田義人氏（人間社会学

部教授）からご報告いただき、次に、報告を行った5名のパネラーを中心にパネルディスカッションを行った。

当日は、上山俊幸研究所長（商経学部教授）が開会の辞を述べた。齋藤香里（商経学部准教授）は、司会とコーディネーターとして趣旨説明を行った。

まず、第一部の基調報告では、はじめに筒井氏が、「地域包括ケアシステムに求められる人材－ソーシャルイノベーションに必要な人材とは－」と題して報告された。筒井報告の概要は下記の通りである。

### 1) 介護・福祉領域におけるイノベーション

効率的・効果的な介護システムの成立のためには、経営技法の発展と経営プロフェッショナルの育成が肝要である。平成27年度介護報酬改定についての概要、施設の種類の影響について。

ケアの方法論に関しては、「介護キャリア段位制度」の説明とその効果について。

### 2) イノベーションとソーシャルイノベーション

### 3) ソーシャル・イノベーションとしての介護保険制度

新しい技術と仕組みとして開発されたのは、「要介護認定システム」と「ケアマネジメント」である。

### 4) 介護市場の特徴

### 5) 今後のソーシャルイノベーションに求められる人材について

福祉発想のサービスの問題点、介護業界の問題点、



人材開発の問題を指摘し、「株式会社いろどり」の事例を紹介。

筒井氏は、数多の配布資料にそって、丁寧に報告された。

続いて、武内氏が「2025年に向けた介護人材確保について、詳細な資料に基づいて報告された。

報告は、厚生労働省が進める「介護人材確保の総合的・計画的な推進」についてであった。武内報告によると、介護人材の需給ギャップは約30万人。「総合的な確保方策」の目指す姿は、「まんじゅう型」から「富士山型」への転換である。そして、平成27年度予算における介護人材確保方策と、介護分野における外国人の受入れについて説明された。

第二部では、はじめに、吉竹氏、勅使河原氏そして和田氏が報告された。

吉竹氏は、千葉商科大学の教育、人間社会学部の社会コース、家族コースそして福祉コースの紹介をされた。福祉コースで目指す人材像は、有資格者が中心の医療福祉分野でマネジメントができる人材である。卒業時に期待する到達能力は、経営基礎知識、基礎実務能力とコミュニケーション能力である。教育方法・研究内容は、座学と体験学習（やってみる、という学び方）であると述べられた。

勅使河原氏は、介護福祉士、社会福祉士の資格取得について説明された。そして、人間社会学部のゼミの活動例として、縁joy東北、ままカフェ@千葉商科大学などを紹介された。

和田氏は、はじめに、千葉商科大学を取材した映像を紹介された。次に、人間社会学部の学生の活躍の紹介、新たな地域（市川市）と大学との連携ならびに人材育成と併せて、介護ケア会議などについて提案された。

質疑応答では、筒井氏の報告にあった「介護キャリア段位制度」に注目が集まり、今後の介護施設などでの採用について議論となった。

シンポジウムは盛会裏に終了した。



左から筒井孝子氏・武内和久氏・吉竹弘行氏・和田義人氏・勅使河原隆行氏



### 近代日本の金・外貨政策 —高橋是清と財政信認—



千葉商科大学商経学部教授、博士（商学）

**齊藤 壽彦**

SAITO Hisahiko

プロフィール

1974年 慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得

1974年 千葉商科大学商経学部専任講師、

77年 同助教授、83年 教授

日本金融学会理事・幹事、証券経済学会理事・幹事、

日本経済学会連合評議員などを歴任

2015年7月22日に、千葉商科大学で、同大学経済研究所主催により、同大学ユニバーシティ・レクチャーの一環として、高橋是清を中心とした公開講義が行われた。同講義には、同大学教員・職員・学生や一般社会人など61名が出席した。

明治以降、「金・外貨政策」（正貨政策）が、貨幣・金融制度や財政運営の根幹をなすと同時に、産業振興、戦争準備など、日本の国策の枢要をなす政策として実施された。この政策の全貌と国際金融システムの本質について研究し、ことに世界から称賛された戦前の日本の国際金融家たちの思想と活躍、そして苦闘を追いながら、近代日本の興隆と崩壊を明らかにした『近代日本の金・外貨政策』という本が本年1月に刊行されている。

私の40年にわたる研究成果をまとめたこの本の中で述べられたことについて、特に、7回にわたって大蔵大臣を務め、日本銀行総裁、横浜正金銀行総裁、内閣総理大臣としても活躍した高橋是清に焦点を絞って報告した。

高橋是清と金・外貨政策との関係でまず注目したのは、金本位制確立直前における高橋是清の「金貨本位制制定に関する卑見」という建議書が1897年2月18日に作成されて松方正義大蔵大臣に提出されたという事実である。これが3月1日に松方蔵相が金単本位制実施のために帝国議会に提出した貨幣法案に影響を与

えて、以後松方が高橋を高く評価するようになったのではなかろうか。

1904年2月に日露戦争が開始されると、同月に日本銀行副総裁高橋是清が帝国特派財政委員として外債募集を一任された。高橋は、少年時代からの豊富な外国人との交際体験および海外体験を有するとともに、農商務省、日本銀行及び横浜正金銀行における経験を通して獲得した国内及び国外両面の経済知識を有し、国際金融の専門家としての能力を有していた。同年5月3日、高橋はロンドンにおける晩餐会でニューヨークの投資銀行クーン・ローブ商会の上席パートナー、ジェイコブ・シフと会い、この結果、第1回日露戦争外債予定額の半額引受が決定された。この過程を高橋の報告書や電報という一次資料に基づいて明らかにした。

高橋特派財政委員の日露戦争後の外債発行交渉に関しては、1906年11月、高橋はパリのロッチルド商会の老宰ノイボルジェルと会見し、ノイボルジェルが日本の経済財政の信用の基礎を強固にして外債募集を有利にするよう高橋に助言した事実を明らかにした。1906年1月頃には日本の国際信用維持のための国債整理基金、減債基金制度創設の必要性をロスチャイルド卿がイギリスから帰国しようとする高橋に伝え、高橋がこの伝言を、帰国後に元老井上馨に伝えている。国際的な金融の大家からの指導を受けて、高橋が、外

債募集の観点から日本の財政健全化、財政規律の維持に努めることの必要性を認識し、このことが当時の政策担当者によく認識されることになったのではないかと問題提起を行った。

高橋是清が海外常駐駐劬財務官派遣を建議し、望ましい財務官の資質（英仏両国語が自由に操れ、風采が上り、10年くらいは在外勤務に耐える人）についても進言し、この結果、1910年に海外駐劬財務官制度が成立したことを指摘した。

高橋是清には積極的財政主義者と健全財政主義者と

の二面的性格があり、このことが日露戦争後の、外債発行に依存した産業奨励の主張と1911年の健全財政の主張、1932年の日本銀行引受による国債発行に依存した時局匡救費支出というリフレーション政策、1935年の公債漸減方針、健全財政主義表明に現れていると述べた。

今日の国債大量発行と日銀の国債大量保有状況を考えると、高橋が財政信認の維持の重要性を認識していたことを再評価すべきではなかろうか。

本公開講義の後、活発な質疑応答が行われている。



本の紹介



ユニバーシティ・レクチャーの様子

### ■ 『国府台経済研究』第25巻※

- 第1号「世界経済体制と自由貿易の新展開特集号」、2015年3月  
執筆担当者：鈴木春二・金 元重・柿崎 繁・吉田 敦・所 康弘
- 第2号「ブライダルにおけるサービス創造プロセス特集号」、2015年3月  
執筆担当者：今井重男・松本大吾・石井裕明
- 第3号「脱自動車依存と都市のコンパクト化による持続可能な経済・社会・地域の研究特集号」、2015年3月  
執筆担当者：小栗幸夫・平原隆史・森田 喬・小林 航・原科幸彦

### ■ 『CUC View&Vision』※

- 第37号「特集—消費税率引き上げの課題と影響」  
2014/Mar., 全64ページ。
- 第38号「特集—日本の観光」  
2014/Sept., 全70ページ。
- 第39号「特集—主要国における金融政策の展開」  
2015/Mar., 全82ページ。

### ■ 『中小企業支援研究』

- Vol.1、(創刊号)「特集：アベノミクスと中小企業」、  
2014年3月31日発行  
千葉商科大学経済研究所 中小企業研究・支援機構
- 別冊 Vol.1、2014年9月30日発行  
千葉商科大学経済研究所 中小企業研究・支援機構
- Vol.2、2015年3月発行  
千葉商科大学経済研究所 中小企業研究・支援機構

### ■ 『Research Paper Series』

- No.71「地方財政制度と財政調整に関する研究」  
臼木智昭, July, 2015, 21ページ。
- No.72「高度施設園芸・植物工場における生産コストに関する研究—日本型とオランダ型の比較を中心に—」  
児島記代, July, 2015, 44ページ。

---

※『国府台経済研究』定価1,000円(税込)、『CUC View&Vision』  
定価800円(税込)購読申込みは、千葉商科大学経済研究所  
TEL: 047-372-4863まで。

## 編集後記

**最**近は「狭いながらも楽しい我が家」というフレーズを聞かなくなつた。"My Blue Heaven"の訳詞の一節である。狭い家が減少したためか、独身世帯が多くなってきたためか、あるいは家族の関係性が疎になり、各々が居場所を家の外に作り「楽しい我が家」というような感覚が遠いものとなってしまったか、様々な原因が考えられるだろう。2003年からのデータでは変動はあるものの首都圏の新築分譲マンション専有面積平均は縮小傾向にあり、2013年の値は64.76㎡である（株式会社東京カンテイのデータ）。平均だけでものをいうリスクはあるが、この数字からは狭くなっていると感じるし、実際に新聞の折り込みチラシなどをみてもその感覚がある。一時期は拡大傾向にあった新築分譲マンション専有面積であるが、最近は徐々に小さくなる傾向があるといえるだろう。それには、先ほどの理由の他にも、少子化や可処分所得の減少が作用していることなども考えられる。私がマンションを購入した30年ほど前と比較しても狭くなっていると感じる。当時は将来を見越して少しだけ広めの居住空間が欲しいと思い購入したが、それでも今では本と書類に場所代を請求したいくらいの圧迫感がある生活を強いられている。電子書籍元年といわれてから3、4年が経つが、出版社の戦略のせいかな新刊が書店に並んでから電子書籍になるまでに時間がかかったり、専門書の場合には電子書籍になること自体が端から無理だったりと依然として我が家の本は増え続けていく傾向にある。これも最近使わない「ウサギ小屋」から解放されるためにも、電子書籍のさらなる進展を熱望している。

首都圏の新築分譲マンションに限定すれば、少なくとも「狭いながらも」の部分だけはまだ機能しているようである。

千葉商科大学商経学部教授 経済研究所長

上山 俊幸



### 【表紙のことば】

日本列島に半円と長方形が加わり、ひとつのマークを形作っています。「障害者のための国際シンボルマーク」は、障がいのある方が利用しやすい建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。車椅子を利用する方に限定するものでなく、すべての障がい者を対象としています。日本全体が、子どもからお年寄りまで全ての人に配慮した、世界の手本となる国になるよう、私も微力ながら協力して行きたいと考えています。

千葉商科大学人間社会学部准教授  
鎌田光宣

**CUC**  
Chiba University of Commerce

## 千葉商科大学経済研究所

〒272-8512 千葉県市川市国府台1丁目3番1号

[TEL] 047 (372) 4863 [FAX] 047 (373) 0019

[URL] <http://www.cuc.ac.jp/keiken/>

